

令和 2 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

**災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析
及び運営の標準化に関する調査研究事業**

報 告 書

令和 3 (2021) 年 3 月

株式会社 富士通総研

災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析 及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書

目 次

はじめに	1
第 1 章 調査研究の経緯	1
1. 災害時の福祉支援体制構築に向けた取組状況と課題	1
2. 本調査研究の目的	4
3. 調査研究の構成	5
(1) 全国調査の実施	5
(2) 取組についての詳細調査	7
第 2 章 都道府県における災害時の福祉支援体制の構築状況	8
1. 調査結果の概要	8
(1) 全国の災害時の福祉支援体制の構築状況	8
(2) 広域間の支援体制	13
(3) 災害派遣福祉チームの派遣先	15
(4) チーム員の確保・育成	17
(5) 災害派遣福祉チームの平時の活動	19
2. 調査結果：災害福祉支援ネットワーク・災害派遣福祉チームの現状	20
(1) 災害時の福祉支援体制の構築状況(問 1)	20
(2) 都道府県の災害時の福祉支援体制の内容(問 2)	20
(3) 他都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況	54
(4) 平時との活動との連動等	60
3. 調査結果：災害派遣福祉チームの活動状況	63
(1) 灾害派遣福祉チームの派遣活動の実績	63
(2) 灾害派遣福祉チームの活動後に実施したこと	66
(3) 派遣活動の課題と評価	67
(4) 灾害派遣福祉チームの派遣活動の実績(団体別)	75
4. 考察：災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの現状と課題	91
(1) ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手の課題	92
(2) 保健・医療分野との連携	98
(3) 灾害派遣福祉チームと平時の活動との連動市町村との関係の強化	100
第 3 章 課題改善に向けた検討～取組調査の実施	104
1. ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手	104
(1) 派遣要件と情報把握(岩手県)	104
(2) 後方支援計画の策定(大阪府)	109

(3) 広域受援計画の策定(三重県)	111
2. 保健・医療分野との連携.....	114
(1) 保健医療調整本部内への災害派遣福祉チーム調整本部の設置等(青森県).....	114
(2) 災害時コーディネーターの配置と連携(徳島県)	117
(3) 県の実情に即した保健・医療との連携策 ～群馬県.....	120
(4) その他 ～互いの理解の醸成	121
3. 災害派遣福祉チームの強化.....	122
(1) 人材の段階的な育成とモチベーション維持を意識した人材育成(群馬県)	122
(2) チーム員の平時の活動に向けた環境整備(静岡県)	124
4. 課題改善に向けた検討	126
(1) ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手について	126
(2) 保健・医療分野の連携	126
(3) 災害派遣福祉チームの強化.....	127
(4) ネットワーク事務局の強化に向けたポイント	128
第4章 おわりに ～今後の課題	130
資料	133
災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い(依頼状)	134
災害時の福祉支援体制の構築についての調査(調査票)	136

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

災害福祉支援ネットワーク、DWA-Tの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2020saigaifukushi.html>

はじめに

第1章 調査研究の経緯

1. 災害時の福祉支援体制構築に向けた取組状況と課題

相次ぐ災害の発生、それによる二次被害防止への意識の高まりにより、災害時の生活を支える福祉支援の体制の構築は推進されてきた。全国の都道府県では災害時の福祉支援体制の検討が進み、令和2年1月末において都道府県内で災害福祉支援ネットワークの構築をしていると回答した団体は37団体、令和元年度中もしくは令和2年度に構築とするのは4団体、検討中が6団体であった。また、災害時に支援活動を行う災害派遣福祉チームも26団体において設置され、平成28年熊本地震、平成28年台風第10号災害、平成30年7月豪雨災害、令和元年東日本台風災害、令和2年7月豪雨災害では災害派遣福祉チームが活動している。

課題であった災害派遣福祉チームの活動の標準化について、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)1の発出、令和元年度実施の「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」²で開発した導入研修等を活用し、全国で災害派遣福祉チームのチーム員（以下、「チーム員」という。）の確保・育成は進んでおり、ガイドラインの内容等を中心に都道府県間でも意識の統一、知識や手順の共通化も図られつつあると考えられる。令和元年東日本台風災害においても、災害派遣福祉チームの活動経験が無かった県において県内派遣による支援活動、県外からの災害派遣福祉チームの応援・受入が行われており、近い将来発生するとされている南海トラフ地震、首都直下地震のような大規模災害時の災害派遣福祉チームの県内派遣、広域派遣の活動も想定できる状況となりつつある。しかし、現在は災害時に活動するチーム員として最低限の要件が確保された状態であり、災害時に災害派遣福祉チームの活動の実効性を高めるには次の課題がある。

●発災時における災害福祉支援ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの派遣の実施

災害福祉支援ネットワーク事務局（以下、「ネットワーク事務局」という。）は、発災時には災害派遣福祉チームの派遣調整を行う災害福祉支援ネットワーク本部（以下、「ネットワーク本部」という。）を立ち上げ、災害派遣福祉チームの派遣に向けた検討と派遣の実施等を行う。また、管内で大規模災害・広域災害が発生し、被災した際には、県外から災害派遣福祉チームの受入（受援）も行わねばならない。よって、速やかに発災時にネットワーク事務局はネットワーク本部を立ち上げ、チーム派遣に向けた行動を開始しなければならないが、災害派遣福祉チームの活動マニュアルは作られていても、ネットワーク事務局の運営に係る内容の整理は進んでいない状況であり、記載がある場合

¹ 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>

² 「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」(株)富士通総研 令和元年度厚生労働省 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金・社会福祉推進事業分
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

も、災害派遣福祉チームの運営マニュアル上での役割分担や、災害派遣福祉チームの活動決定以降の手順の記載に留まるものが多く見受けられる。また、災害派遣福祉チームの派遣判断の基準について、災害救助法の適用、知事が必要と判断、被災市町村が支援の必要を判断等との記載がある場合も、あらかじめ災害派遣福祉チーム派遣に向けた都道府県とネットワーク本部間で具体的な手順や派遣判断にかかる見極めのポイントが整理されていないと、実際に災害派遣福祉チームを派遣するまでに時間を要する可能性がある。

また、管内で災害が発生した場合、ネットワーク本部自体も被災する可能性は高いことから、その時にネットワーク本部のバックアップ機能確保の検討がなされているかも、災害派遣福祉チームの活動の実効性を大きく左右することになる。

●保健・医療分野との連携

平成30年7月豪雨時の岡山県、令和元年台風19号災害時の各地での災害派遣福祉チームの活動にもみられるように、災害派遣福祉チームは保健・医療のチームと連携して支援活動を行うことになる。保健・医療・福祉が連携して支援することは、平時と同様に災害時にも必要である。災害時にストレスなく保健・医療・福祉が連携した支援が行えるよう、平時の保健・医療・福祉の連携が災害時にも担保されるよう都道府県、ネットワーク事務局は保健・医療と協議していく必要がある。

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 平成29年7月5日)³現在、都道府県において大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備が進み、その中に福祉も加わることの検討が各所で行われている。しかし、未だ全体的な動きではなく、実施に際しての課題を確認し、取組に向けた検討を行うことが必要である。

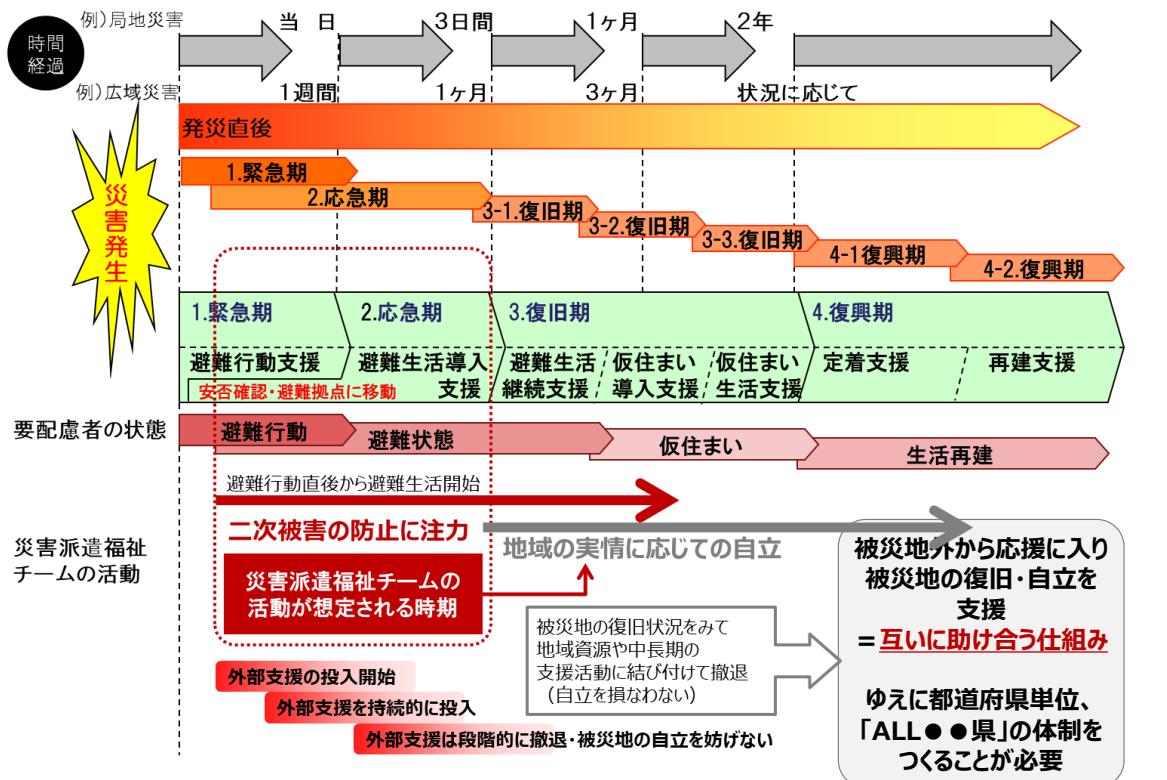
●災害福祉支援ネットワークと市町村との関係性の強化

災害福祉支援ネットワークは広域行政である都道府県を単位とし、都道府県、都道府県を対象とする種別協議会や専門職団体等によって構成されている。災害福祉支援ネットワークが広域で構成されるのは相互支援の必要性からであるが、災害福祉支援ネットワークの協議会等には必ずしも市町村が加わっているわけではなく、結果として市町村への周知・啓発が進んでいない状況がある。

災害派遣福祉チームの活動は、被災地支援活動において重視すべき被災地の自立という観点から被災地で活動を開始し、被災自治体の地域資源の復旧状況を見ながら支援や体制等を引き継ぎ、戦略的に撤退する。以上は災害時に被災地外から支援が入る場合に共通セオリーだが、これを実際に行うためには、被災自治体が災害派遣福祉チームとは何かということを知っており、支援の流れを理解していることが必要である(図-1)。また、災害派遣福祉チームの主たる活動場所として想定される一般避難所の場合、運営は自治会等の住民組織によって運営される可能性も高いため、市町村から住民にも災害福祉支援チームの情報が伝わっていることが重要である。災害時にストレスなく外部支援の受入(受援)を行うことの可否は、平時において市町村・住民にどれだけ周知と理解が図られているかにかかっている。災害派遣福祉チームの活動の実効性確保のためには災害福祉支援ネットワークにおける市町村との関係性強化は必須であり、その時災害派遣福祉チームの平時の活動が重要になる。

³ 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 平成29年7月5日)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/29.0705.hokenriyoukatsudoutaiseiseibi.pdf>

図-1 被災地の復旧・自立を応援する期間限定の仕組み



災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業(株)富士通総研 令和元年度社会福祉推進事業)

●災害派遣福祉チームの平時の活動との連動

災害派遣福祉チームが災害時に行う活動の実効性を高めるには、市町村、地域に災害派遣福祉チームの周知、理解を進めることが必要であり、それには平時の働きかけが重要である。都道府県やネットワーク事務局によってホームページやパンフレット作成等の周知策が行われているケースもみられるが、災害時に災害派遣福祉チームの活動を円滑に進めるためには、市町村・地域の防災活動等とも連動した働きかけを考えていくことが有効である。チーム員には自身の平時の活動として、所属する事業所への知識展開による防災力の向上、所属する事業所のある地域への働きかけ、災害派遣福祉チームの活動の質の向上等に取り組むことが期待されるが、いずれもがチーム員の自律的な活動によって行われることが大事である。よって、チーム員がうまく平時の活動に取り組むことができるよう、ネットワーク事務局は災害派遣福祉チームの平時の活動はどのようにあるべきかの整理を行い、いずれもがうまく連動しながら展開していくよう働きかけていくことが必要である。

災害時の福祉支援体制・災害福祉支援ネットワークは平時における地域包括ケアシステムを含む地域共生社会を継続させるための活動であり、平時の活動と密接に関係する。災害福祉支援ネットワークと市町村との関係性の強化の必要性は前掲で述べたが、災害時にも地域包括ケアシステム/地域共生社会を継続させることは市町村の命題である。その観点から都道府県・ネットワーク事務局では市町村に対して働きかけを行ながら、災害派遣福祉チームの平時の活動とも紐づけて、市町村及び地域への周知や理解醸成、災害に向けた意識喚起にもつなげていくことが求められる。

2. 本調査研究の目的

前掲の課題に共通するのは、災害福祉支援ネットワークの運営を担うネットワーク事務局（災害時にはネットワーク本部）の機能強化の問題である。そのため、本調査研究では災害福祉支援ネットワークの推進に資するべく、都道府県及びネットワーク事務局の体制強化を目的に、災害時及び平時ににおける都道府県・ネットワーク事務局（災害時には本部）・災害派遣福祉チームの現状を詳細に調査し、現状分析を行う。その上で、課題把握を行い、その改善のヒントになると考えられる全国の取組調査を行い、ネットワーク事務局（災害時にはネットワーク本部）の運営強化に向けたポイントを確認する。その過程では、保健・医療分野との連携、災害派遣福祉チームの災害時及び平時の活動の運動の検討も行う。

昨年度の時点で災害福祉支援ネットワークの構築に取り組んでいる都道府県は37団体⁴にのぼり、全国的な傾向も確認できるようになった。また、比較的最近に災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チームの組成に取り組みだした団体においても、他団体の参考に資する取組が多く行われている状況が確認されている。そのため、今年度実施の都道府県向け全国調査では、全国的な傾向を把握することで災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの取組状況等の実態把握を行い、実施されている先進的・特徴的な取組については詳細調査を実施することで活動分析を行うことで、前掲の課題に対する改善方策の検討を進めることとした。

なお、本報告書の題は「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究」であるが、災害派遣福祉チームの名称については都道府県によってDWATのほかにDCATが使われている状況もあることを鑑み、本文中で一般的に災害派遣福祉チームを指す場合には「災害派遣福祉チーム」として記載した。

DWAT : Disaster Welfare Assistance Team

DCAT : Disaster Care Assistance Team

⁴ 平成2年1月31日 厚生労働省調べ

3. 調査研究の構成

(1) 全国調査の実施

都道府県における災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成の状況等の把握を目的に、災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チームの担当課に対し、「災害時の福祉支援体制の構築についての調査」として調査を行った。設問は、I. 都道府県における災害時の福祉支援体制の構築状況（問1～問2-3）、II. 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況（問3～問5）、III. 災害派遣福祉チームの活動実績（問6）、IV. 災害時の福祉支援体制全般（問7～問8）について、の4つの大項目から成る。

なお、問2は都道府県の災害福祉支援ネットワークの基本情報であることから、今後の広域派遣に向けた圏域間での検討にも活用できるよう、別冊のデータブック「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」（データ版）に取りまとめた。

① 調査方法及び調査期間

調査方法	都道府県の災害福祉支援ネットワークの担当課に対し、調査票を配布し回答を依頼した。
調査対象	47都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	2021（令和3）年1月20日～2月10日

② 回収結果

回収数	47団体
回収率	100.0%

③ アンケート調査を見る際の注意事項

- 単一回答（問1、問3、問4）の設問は、47都道府県に対する割合を算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。

④ 設問構成

設問	備考
問	内 容
I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況	
問1	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況
問2-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答
	① 自都道府県内で活動する名称・内容
	② 体制の稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定期
	③ 体制構築に関わっている団体
	④ 現在の協議会、協定等への参加団体以外で連携を想定している団体

設問			備考
問	内 容		
	(5)	支援の対象	
	⑤-1	支援の主な対象先	
	⑤-2	支援の主な対象者	
	(6)	対応を想定している「災害」	
	(7)	体制の担当部署	
	(8)	体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	
	(9)	体制の事務局	
	(10)	事務局の担当者数	
	(11)	事務局の運営費用	
	(12)	災害時の事務局のバックアップ機能	
	(13)	派遣人員の確保や育成状況	
	⑬-1	人員確保の方法	
	⑬-2	人材層、人材像の育成策	
	⑬-3	研修や訓練の実施状況	
	⑬-4	チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	
	⑬-5	平時におけるチーム員としての活動状況	
	⑬-6	平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	
	(14)	活動に際しての資機材等の確保状況	
	(15)	災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
	⑮-1	本部の体制や立ち上げ手順	
	⑮-2	災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	
	⑮-3	災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	
	⑮-4	災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	
	⑮-5	災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	
	(16)	都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
	⑯-1	「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	
	⑯-2	災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
	⑯-3	災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	
	(17)	都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	(18)	体制に関する各市区町村への働きかけ状況	
	(19)	災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	
	問 2-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	
	①	自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定期	
	②	その時期とした理由	
	③	体制の事務局に想定する者	
	(4)	都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
	④-1	「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	
	④-2	災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
	(5)	都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	(6)	現時点で大規模災害が発生した場合に他都道府県災害派遣福祉チームが派遣された場合の接続先	
	問 2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし	
	①	自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由	
	②	現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制の有無、名称、担当部門	

設問		備考
問	内容	
II 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)		
問3	自都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性(受援)を想定しているか ① 「1.想定している」のみ回答 連携方法、活動時的情報共有策の検討状況 ② 「1.想定している」のみ回答 受け入れる際の課題 ③ 「2.想定していない」のみ回答 その理由	
問4	他県で災害が発生した場合、自都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性(応援)を想定しているか ① 「1.想定している」のみ回答 他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等の検討状況 ② 「1.想定している」のみ回答 派遣する際の課題 ③ 「2.想定していない」のみ回答 その理由	
問5	広域派遣の可能性を想定し、実施したこと	
III 都道府県での実際の活動経験について		
問6	都道府県での災害派遣福祉チームの派遣経験有無 ① 活動状況(3つまで) ② 災害派遣福祉チーム活動後、実施したこと ③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、今後の課題であると考えたこと ④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
問7	災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでいること	
問6	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等	

(2) 取組についての詳細調査

取組についての詳細調査は、次のテーマに沿って複数団体からの資料や情報提供、聞き取り等によって実施した。

- ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手
- 保健・医療分野との連携
- 災害派遣福祉チームの強化

第2章 都道府県における災害時の福祉支援体制の構築状況

1. 調査結果の概要

(1) 全国の災害時の福祉支援体制の構築状況

① 都道府県の構築状況

- 東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉支援体制※は、令和2年度末でほぼ全ての都道府県で構築されている。

※調査票文中では「要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣を行う体制」として整理。

都道府県内で災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確保するため、当該都道府県内の被災市町村に要配慮者支援を実施する人員派遣等を行う、災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全47団体中「既に構築している」(41団体・87.2%)、「現在構築中である」(5団体・10.6%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(1団体・2.1%)であり、既に構築・もしくは構築中の都道府県の計は46団体・97.9%である。(問1)

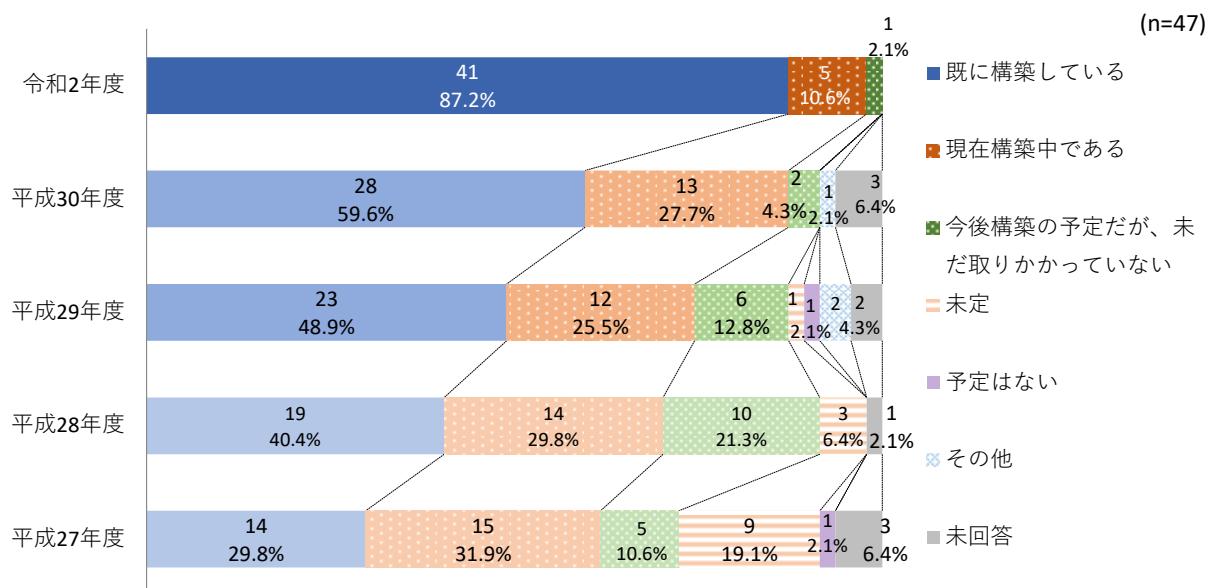
災害時の福祉支援体制の構築状況(令和2年度 参考:平成30年度)(問1)

令和2年度調査結果		平成30年度末 調査結果
既に構築している (41団体・87.2%)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	28団体・59.6%
現在構築中である (5団体・10.6%)	北海道、福井県、兵庫県、和歌山県、広島県	13団体・27.7%
今後構築の予定だが、 未だ取りかかっていない (1団体・2.1%)	山梨県	2団体・4.3%
その他 (0団体・0.0%)		1団体・2.1%
未回答 (0団体・0.0%)		3団体・6.4%

災害時の福祉支援体制の構築状況(平成 24 年度～令和 2 年度)(問1)

	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度
1 既に構築している	11	10	14	19	23	28	41
2 現在構築中である	3	10	15	14	12	13	5
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	10	6	5	10	6	2	1
4 未定	15	11	9	3	1	0	0
5 予定はない	2	0	1	0	1	0	0
6 その他	2	0	0	0	2	1	0
7 未回答	4	10	3	1	2	3	0
計	47	47	47	47	47	47	47

図- 2 災害時の福祉支援体制の構築状況(平成 24 年度～令和 2 年度)(問 1)



※令和元年度については、担当課は新型コロナ感染症予防対応のため調査実施せず

② ネットワーク事務局とネットワーク本部

- 災害発生時、ネットワーク事務局はネットワーク本部を速やかに立ち上げ、災害派遣福祉チームの派遣等に係る活動を行う。以上を災害時に確実に行うには、立ち上げ手順の明確化とバックアップ体制の確保が重要である。
- ネットワーク事務局を、都道府県単体もしくは都道府県と団体が共同で設置しているところは計 29 団体であり、うち都道府県のみは 12 団体である。
- 災害時にはネットワーク事務局がネットワーク本部を立ち上げるが、その体制や立ち上げ基準等を具体的に定めているのは 9 団体に留まる。また、ネットワーク本部にも災害の影響による人員不足や本部設置場所の被災等が考えられるが、バックアップ機能を確保していると回答したのは 7 団体に留まる。

既に構築している・現在構築中と回答した 46 団体のうち、都道府県と団体が共に担うところは 17 团体・37.0%で最も多く、次いで団体への委託等の 13 団体・28.3%、都道府県が自ら行うとした 12 团体・26.1%である。(問 2-1. ⑨)

そのうち、発災した際に、ネットワーク本部の体制や立ち上げ手順を具体的に整理して決めているのは 9 団体・19.6% (問 2-1. ⑯-1)、災害が発生した際にネットワーク事務局がネットワーク本部を立ち上げた場合のバックアップ機能を確保しているのは 7 団体・15.2%に留まる。(問 2-1. ⑰)

ネットワーク事務局を担う団体(問 2-1.⑨)

(n=46)

	回答	%
1. 都道府県が担う	12	26.1%
2. 都道府県と団体が共に担う	17	37.0%
3. 団体が担う	13	28.3%
4. その他	1	2.2%
5. 未定	3	6.5%

ネットワーク本部の体制や立ち上げ手順(問 2-1.⑯-1)

(n=46)

	回答	%
1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている	9	19.6%
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない	28	60.9%
3. 検討中である	9	19.6%

ネットワーク本部のバックアップ機能(問 2-1.⑰)

(n=46)

	回答	%
1. 確保している	7	15.2%
2. 確保していない	39	84.8%

③ 災害派遣福祉チームの派遣手順等

- 災害派遣福祉チームの派遣に向けては、被災地における福祉ニーズ等の把握を行い、派遣の要否について検討を行うことになるが、情報収集の方法を具体的に決めているのは 9 団体に留まる。
- 被災地の情報をもとに都道府県は災害派遣福祉チームの派遣に向けた検討と意思決定を行い、災害派遣福祉チームの派遣は正式に決定するが、その方法を具体的に決めているのは 10 団体に留まる。

既に構築している・現在構築中と回答した 46 団体のうち、災害派遣福祉チームの派遣要否を検討するための情報収集方法について、実施者、実施手順、収集内容等を具体に決めているのは 9 団体・19.6%である。概要は定めているが具体的な内容が決まっていないのは 21 団体・45.7%、検討中は 15 団体・32.6%である。(問 2-1. ⑯-3)

また、災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法について具体的に決めているのは 10 団体・21.7%である。概要は定めているが具体的な内容が決まっていないのは 25 団体・54.3%、検討中は 11 団体・23.9%である。(問 2-1. ⑯-4)

災害派遣福祉チームを派遣する際の情報収集の方法(問 2-1.⑯-3)

(n=46)

	回答	%
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている	9	19.6%
2. 概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない	21	45.7%
3. 検討中である	15	32.6%
未回答(回答不可)	1	2.2%

災害派遣福祉チームを派遣する際の判断や意思決定の方法(問 2-1.⑯-4)

(n=46)

	回答	%
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている	10	21.7%
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	25	54.3%
3. 検討中である	11	23.9%

④ 保健・医療との連携体制

- 被災地において、災害派遣福祉チームは医療チーム、保健師チーム等の他職種と連携して活動することになる。そのため、平時において災害時の支援活動に向けた保健・医療との連携体制を検討しておくことが重要である。
- 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制は、半数程度の団体において一体の体制ないしは連携した体制として検討がなされている。
- 大規模災害時の保健医療活動に係る体制との関係が整理され、災害時に連携した活動を行うことを担当部署とも共有しているところ、すなわち現時点では災害時に連携して活動可能と考えられるのは 9 団体に留まる。
- しかし、既に保健・医療との関係を整理した上で、連携して活動することを協議中・協議予定のところは 12 団体、保健・医療との関係の整理と連携して活動することについて一緒に協議中・協議予定のところは 18 団体と、現在、多くの団体で災害時における保健・医療・福祉の連携についての検討が進んでいる。

大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制との関係について、「1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置付けられている」、「3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している」として、既に整理がなされている団体の計は 22 団体・47.8%である。以上と協議中の「2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている」1 団体の計は、23 団体・50.0%である。(問 2-1. ⑯)

以上の 23 団体で災害時に災害派遣福祉チームと保健・医療のチームが連携した活動を想定しているかについては、「1. 連携して活動することを保健医療の担当部署とも共有されている」が計 9 団体・19.6%、「2. 連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である」が 12 団体・26.1%である。なお、問 2-1. ⑯で大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制との関係を「4. 検討中」とした 18 団体・39.1%は、いずれも「2. 連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である」としている。(問 2-1. ⑯×問 2-1. ⑯-2)

大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制の関係(問 2-1. ⑯-1)

× 災害時における保健医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動(問 2-1. ⑯-2)

(n=46)

問 2-1. ⑯-2	回答	1.連携して活動することとが保健医療の担当部署とも共有されている	2.連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である	3.連携した活動は特に想定していない	未回答
問 2-1. ⑯					
1.大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている	9 (19.6%)	5 (10.9%)	4 (8.7%)	-	-
2.大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている	1 (2.2%)	-	1 (2.2%)	-	-
3.大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している	13 (28.3%)	4 (8.7%)	7 (15.2%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)
4.検討中である	18 (39.1%)	-	18 (39.1%)	-	-
5.想定していない	5 (10.9%)	1 (2.2%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	-
計	46 (100.0%)	10 (21.7%)	32 (69.6%)	3 (6.5%)	1 (2.2%)

(2) 広域間の支援体制

① 受援～他都道府県からの災害派遣福祉チームの受入

- 大規模災害等で被災した場合、県外から災害派遣福祉チームの派遣を受け入れる可能性がある。
- 他県から災害派遣福祉チームの受入を想定しているのは 44 団体である。しかし、その際の支援策を具体的に検討しているところは、1 団体に留まる。

大規模災害の際にも福祉支援によって要配慮者支援を実施できるよう、管内で災害が発生した場合に他県等の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性（受援）を想定している都道府県は、全 47 団体中「想定している」ところは 44 団体・93.6%、「想定していない」ところは 3 団体・6.4%である。

受援を想定している 44 団体のうち、活動時の連携方法、情報共有策について「検討済である」のは 1 団体・2.3%であり、「検討中である」のは 16 団体・36.4%、「未検討である」のは 27 団体・61.4%であり、殆どが検討中もしくは未検討である。（問 3、問 3-1）

受援：他都道府県からの災害派遣福祉チームの受入と連携・情報共有策の検討状況（問 3、問 3-1）

受援について	連携方法、情報共有策	都道府県
想定している (44 団体・93.6%)	検討済 (1 団体・2.3%)	三重県
	検討中 (16 団体・36.4%)	岩手県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、静岡県、京都府、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県
	未検討 (27 団体・61.4%)	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県
想定していない (3 団体・6.4%)	—	山梨県、愛知県、広島県

② 応援～他都道府県への災害派遣福祉チームの派遣

- 大規模災害があった場合、他都道府県に災害派遣福祉チームを派遣する可能性がある。
- 他県への災害派遣福祉チームの派遣については、41 団体が想定している。その際の派遣手順を具体的に検討しているところは 15 団体である。

大規模災害下でも福祉支援によって要配慮者支援を実施できるよう、他県等で災害が発生した場合に、自県の災害派遣福祉チームを派遣する可能性（応援）を想定している都道府県は、全 47 団体中「想定している」のは 41 団体・87.2%であり、「想定していない」のは 6 団体・12.8%である。

応援を想定している 44 団体のうち、派遣に向けた手順等を「検討済である」のは 15 団体・36.6% であり、「検討中である」のは 13 団体・31.7%、「未検討である」 13 団体・31.7% であり、約 6 割が検討中、もしくは未検討である。（問 4、問 4-1）

応援：他都道府県への災害派遣福祉チームの応援と派遣手順の検討状況（問 4、問 4-1）

応援について	派遣手順	都道府県
想定している (41 団体・87.2%)	検討済 (15 団体・36.6%)	青森県、岩手県、栃木県、群馬県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、香川県、熊本県
	検討中 (13 団体・31.7%)	埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	未検討 (13 団体・31.7%)	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県
想定していない (6 団体・12.8%)	—	福島県、山梨県、滋賀県、和歌山県、広島県、大分県

(3) 災害派遣福祉チームの派遣先

① 災害派遣福祉チームの派遣先

- ガイドラインで災害派遣福祉チームの派遣先として明記された一般避難所については、42 団体が派遣先としてあげており、前回の平成 30 年度調査より 9 団体増えている。
- 派遣先のパターンとして最も多いのが、一般避難所と福祉避難所を対象とする場合の 18 団体である。また、一般避難所と福祉避難所の 2 か所を支援対象に含むところは、33 団体である。

災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」とする計 46 団体において、災害派遣福祉チームの派遣先として想定しているのは、「一般避難所」が 42 团体・91.3%である。次いで多いのは、「福祉避難所等」の 35 団体・76.1%、「社会福祉施設等」の 13 団体・28.3%である。

災害派遣福祉チームの派遣先で一般避難所を含まないのは、2 团体・4.4%である。(問 2-1.⑤-1)

災害派遣福祉チームの派遣先(派遣先別) ※複数回答 (問 2-1.⑤-1)

	回答	%	平成 30 年 の件数 (参考)
1. 一般避難所	42	91.3%	33
2. 福祉避難所	35	76.1%	29
3. 社会福祉施設等	13	28.3%	13
4. 要配慮者の居宅	4	8.7%	4
5. その他	7	15.2%	0
6. 未定・検討中	2	4.3%	5

都道府県が想定する災害派遣福祉チームの派遣先(パターン別)とチーム員の登録者数(問 2-1.⑤-1 × 問 2-1.⑪-1)

一般 避難所	福祉 避難所等	社会福祉 施設等	居宅	その他	実施 団体の数	割合	実施団体の 登録者数 (参考)	チーム員の 確保状況 (参考)	平成 30 年 の件数 (参考)
○					7	15.2%	245 名	うち 3 団体は未確保	7
○	○				18	39.1%	3,230 名	うち 1 団体は未確保	14
○	○	○			8	4.3%	833 名	うち 1 団体は未確保	8
○	○	○	○		2	17.4%	280 名		2
○	○	○	○	○	1	2.2%	130 名		—
○	○		○		1	6.5%	57 名		2
○	○			○	3	4.3%	600 名		—
○				○	2	2.2%	527 名		—
	○	○			1	2.2%	—		—
	○	○		○	1	2.2%	—		3
未定・検討中					2	4.3%	—		5
合計					46	100.0%	5,902 名		41

※「実施団体」は問2.①の回答対象の団体数である。

※登録者数は、問⑪-1 で「2.」を選択した団体におけるチーム員の人数

② 支援対象

- 高齢者、障害者・児、乳幼児、その他を災害派遣福祉チームの支援対象としているところは 23 団体であり、支援対象の拡大が図られている。
- 高齢者のみを災害派遣福祉チームの支援対象としたところが 2 団体ある。

災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」としている計 46 団体において、支援対象として想定しているのは、「高齢者」が 43 団体・93.5%で最も多いものの、「障害者・児」は 42 団体・91.3%、「乳幼児」39 団体・84.8%であり、大きな違いは無くなっている。

「その他」を選択した 25 団体を見てみると、難病等の疾患を有する者、妊産婦、外国人等の他、避難者等と広く設定する等、いずれにおいても被災した場合には要配慮の状態に陥る可能性があると考えている状況がみられる。(問 2-1.⑤-2)

災害派遣福祉チームの支援対象(支援対象者別)(問 2-1.⑤-2)【複数回答】

	回答	%	(n=46) 平成 30 年 の件数 (参考)
1. 高齢者	43	93.5%	37
2. 障害者・児	42	91.3%	35
3. 乳幼児	39	84.8%	30
4. その他	25	54.3%	13
5. 未定・検討中	6	6.5%	5

災害派遣福祉チームの支援対象(パターン別)(問 2-1.⑤-2)

高齢者	障害者・児	乳幼児	その他	件数	割合	平成 30 年 の件数 (参考)
○				—	—	2
○	○			2	4.3%	4
○			○	1	2.2%	—
○	○	○		16	34.8%	17
○	○		○	1	2.2%	1
○	○	○	○	23	50.0%	12
未定・検討中				3	6.5%	5
合計				46	100.0%	41

(4) チーム員の確保・育成

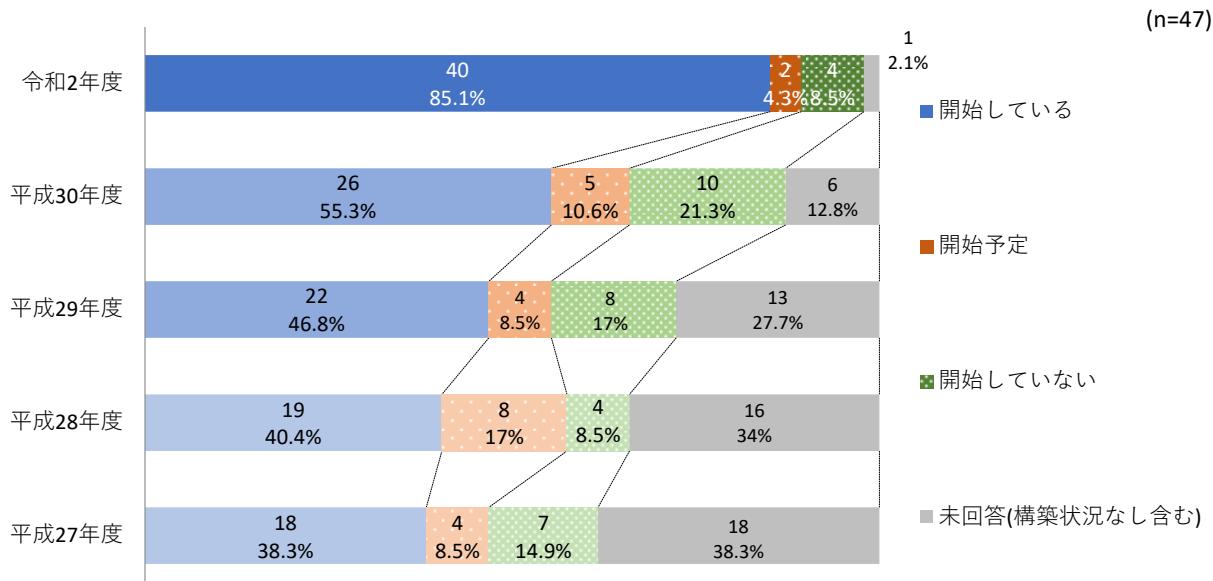
① チーム員の確保

- 災害時の福祉支援体制に取り組んでいる 46 団体のうち、既に災害派遣福祉チームの確保・育成に着手しているところは 40 団体である。

支援にあたるチーム員の確保や育成を開始しているのは 40 団体であり、全都道府県の 85.1% である。これは、自県内に災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」の計 46 団体・87.0% である。

なお、調査時点では未実施であるものの、令和 3 年度内に開始予定としている 2 団体・4.3% を合わせると、42 団体・89.4% になる。(問 2-1.⑬)

図-3 災害派遣福祉チーム員の確保の開始状況(令和 2 年度～令和 2 年度)(問 2-1.⑬)



※令和元年度については、担当課は新型コロナ感染症予防対応のため調査実施せず

② チーム員の確保に際しての個人の特定

- 災害派遣福祉チームには、被災地で自律的に活動する都道府県の福祉のチームとして活動することが求められ、リーダーを筆頭とするチーム員の構成も以上を意識する必要がある。よって、チーム員の確保・育成も、人材の層と人材像、その人材に求められる能力を考え、計画立てて育成を図ることが必要である。
- 育成を図るには、育成対象を明確にすることが必要であり、個人を特定しチーム員として登録を行う必要がある。現在、個人を特定できるチーム員は、全国で計 5,914 人である。

チーム員の確保をしている 40 団体のうち、個人を特定して人員確保している（「2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している」）のは 37 団体・92.5% である。うち 8 団体・20.0% は、個人応募も受け付けている（「3. 個人による応募も受け付けている」）。個人を特定せず、人数の確保のみとしている（「1. 団体との協定や呼びかけ等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している」）のは、2 団体・5.0% である。2 団体とも個人を特定して人員確保する方法（「2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している」）は併用しておらず、うち 1 団体のみ個人応募（「3. 個人による応募も受け付けている」）を受け付けている。

明確に個人を特定して登録されているのは、選択肢 2 の 5,902 人と選択肢 3 の 12 人の計である 5,914 人である。それ以外に人数のみ登録されている者は、683 人である。（問 2-1. ⑬-1）

チーム員の確保・育成を開始している団体において、チーム員の人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行しているのは 6 団体・15.0% に留まる。人材の層や人材像は設定しているものの育成計画の実行はしていない・育成計画の立案は今後とする団体は、計 18 団体・45.0% であり、人材の層を設定しているところは計 24 団体・60.0% である。また、特に人材の層や人材像は設定していない団体は、15 団体・37.5% である。（問 2-1. ⑬-2）

災害派遣福祉チーム員の確保方法(問 2-1.⑬-1)【複数回答】

(n=40)

	回答	%	人数計
1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している(個人を特定していない)	2	5.0%	683
2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(個人を特定している)	37	92.5%	5,902
3. 個人による応募も受け付けている	8	20.0%	12

災害派遣福祉チーム員の人材の層や人材像の設定、育成計画(問 2-1.⑬-2)

(n=40)

	回答	%
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	6	15.0%
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	3	7.5%
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	15	37.5%
4 特に人材の層や人材像は設定していない	15	37.5%
5. 未回答	1	2.5%

(5) 災害派遣福祉チームの平時の活動

- チーム員の平時の活動を特に促していないのは 25 団体と過半数を占める。促しているところは計 14 団体だが、うち 11 団体は各チーム員に任せており、積極的に促しているのは 3 団体に留まる。
- 平時の活動で最も多いのは、市町村への訓練等への参加である（10 団体）。また、平時のかかわりで最も多いのは、定期的な情報提供である（10 団体）。

チーム員の平時の活動を「3. 特に促していない」のは 25 団体・62.5%である。促している団体は計 14 団体・35.0%であるが、うち 11 団体が「2. 促してはいるが、各チーム員に任せている」、3 団体のみが「1. 積極的に促しており、活動先の照会や支援等も行っている」である。（問 2-1. ⑬-4）

平時におけるチーム員の活動状況は、「災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している」が 10 団体であるが、「4. その他」の中にも県の防災訓練への参加等があげられている。また、「3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換会等を行っている」も 7 団体あり、「4. その他」の中にも「災害対応における保健医療福祉分野の支援チーム協力調整推進会で各チームとの意見交換に参加」をあげたところが 1 団体ある。（問 2-1. ⑬-5）

平時のネットワーク事務局のかかわりとしては、「1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報等を行っている」が 10 団体・25.0%であり、「2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるよう場を設定している（SNS 等）」が 8 団体である。（問 2-1. ⑬-6）

チーム員の平時の活動に対する考え方(問 2-1.⑬-4)

(n=40)

	回答	%
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	3	7.5%
2. 促してはいるが、各チーム員に任せている	11	27.5%
3. 特に促してはいない	25	62.5%
未回答	1	2.5%

平時におけるチーム員の活動状況(問 2-1.⑬-5)【複数回答】

(n=40)

	回答	%
1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	10	25.0%
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	2	5.0%
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	7	17.5%
4. その他	11	27.5%
1~4 すべてに未回答	1	2.5%

平時におけるチーム員との関わり(問⑬-6)【複数回答】

(n=40)

	回答	%
1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	10	25.0%
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	8	20.0%
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している(SNS 等)	3	7.5%
4. その他	4	10.0%
1~4 すべてに未回答	1	2.5%

2. 調査結果：災害福祉支援ネットワーク・災害派遣福祉チームの現状

(1) 災害時の福祉支援体制の構築状況（問1）

問1. 都道府県内への災害時の福祉支援体制の構築状況

(n=47)

	回答	%
1. 既に構築している	41	87.2%
2. 現在構築中である	5	10.6%
3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	1	2.1%
4. 未定	0	0.0%
5. 予定はない	0	0.0%
6. その他	0	0.0%

(2) 都道府県の災害時の福祉支援体制の内容（問2）

問1で「1. 既に構築している」、「2. 現在構築中である」と回答した46団体に対し、内容の確認を行った。なお、「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答したのは1団体であるため、その内容は「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握・課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書（データ版）」を参照頂きたい。

① 災害時の福祉支援体制の内容（問2-1.①～⑥）

問2-1.① 体制の内容

(n=46)

	回答	%
1. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている	36	78.3%
2. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途「都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している	8	17.4%
3. その他	2	4.3%

【1.協議会等の名称】(36)

(構築済:35)

青森県	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
岩手県	岩手県災害福祉広域支援推進機構
宮城県	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
秋田県	秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
福島県	県広域災害福祉支援ネットワーク協議会
茨城県	茨城県災害福祉支援ネットワーク
栃木県	栃木県災害福祉広域支援協議会

群馬県	群馬県災害福祉支援ネットワーク
埼玉県	埼玉県災害福祉支援ネットワーク
千葉県	千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会
東京都	東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会
神奈川県	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク
新潟県	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
富山県	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
石川県	石川県災害派遣福祉ネットワーク会議
長野県	長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(災福ネット)
岐阜県	岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
静岡県	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
愛知県	愛知県災害福祉広域支援推進協議会
三重県	災害時における福祉支援ネットワーク協議会
滋賀県	滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議
京都府	京都府災害時要配慮者避難支援センター
大阪府	大阪府災害福祉支援ネットワーク
奈良県	奈良県災害福祉支援ネットワーク
島根県	しまね災害福祉広域支援ネットワーク
徳島県	徳島県災害福祉支援ネットワーク
香川県	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会
愛媛県	愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会
高知県	高知県災害福祉支援ネットワーク会議
福岡県	福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会
佐賀県	佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議
熊本県	熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)連絡会
宮崎県	宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会
鹿児島県	鹿児島県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
沖縄県	沖縄県災害派遣福祉支援協議会
(構築中:1)	
兵庫県	兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク

【2 協定等の名称等】(8)

(構築済:5)

山形県	山形県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定
鳥取県	災害時の要配慮者支援活動の協力に関する協定
山口県	災害時における福祉支援に関する協定

長崎県	長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
大分県	大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(構築中:3)

北海道	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(予定)
和歌山県	災害時における地域の安心の確保等に関する協定
広島県	広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書

【3その他】(2)

(構築済:1)

岡山県	DWAT推進会議	岡山県社会福祉協議会が主催するDWAT推進会議が災害派遣福祉チームの体制構築の機能を果たしている。平成30年7月豪雨災害で実際に「岡山DWAT」が活動を行い、県は派遣要請を行ったが、県と団体等との協定締結前の活動となった。令和元年度に県と岡山県社会福祉協議会で協定を締結している。
-----	----------	--

(構築中:1)

福井県	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会	協議会の設置後、協議会において人材確保の位置づけを含めて検討する
-----	--------------------	----------------------------------

問2-1.② 災害時の福祉支援体制の稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、または予定期間

(n=46)

	回答	%
1. 開始した	42	91.3%
2. 開始予定である	3	6.5%
3. 時期未定	1	2.2%

【稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)】

開始年度	団体数	都道府県
2010年	1	和歌山県
2012年	1	熊本県
2013年	4	岩手県、福島県、三重県、京都府
2014年	5	群馬県、新潟県、滋賀県、岐阜県、大阪府
2015年	2	愛知県、島根県
2016年	3	山形県、神奈川県、静岡県
2017年	6	宮城県、埼玉県、東京都、福井県、愛媛県、長崎県
2018年	7	青森県、秋田県、栃木県、岡山県、鳥取県、大分県、鹿児島県
2019年	7	長野県、石川県、富山県、奈良県、徳島県、香川県、沖縄県
2020年	6	茨城県、千葉県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県、福岡県
2021年	3	北海道(3月予定)、広島県(4月予定)、山口県(2021年度中予定)

問 2-1.③ 災害時の福祉支援体制の参加団体

【構成団体】

(構築済×協議会:35)

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
青森県	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県	○	○	○	○	○	—	○	岩手県医師会、岩手県歯科医師会、岩手県薬剤師会、岩手県保健師長会、 学校法人岩手医科大学、 公立大学法人岩手県立大学、 県市長会、県町村会
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	(社福)東北福祉会、(社福)仙台市社会事業協会 東北福祉大学、県内全市町村
秋田県	○	○	○	○				
福島県	○		○	○			○	
茨城県	○	○	○	○	○		○	日本医療救援機構、 茨城 NPO センター・コモンズ
栃木県	○	○	○	○	○		○	国際医療福祉大学
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	群馬県市長会、群馬県町村会
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	さいたま市、川越市、越谷市
千葉県	○	○	○	○	○		○	千葉県聴覚障害者協会、千葉県中核地域生活支援センター、県市長会、千葉県町村会
東京都	○	○	○	○			○	区市町村行政、 東京ボランティア・市民活動センター ※社協には区市町村社協含む
神奈川県	○	○	○	○			○	※経営者協議会は横浜市福祉事業経営者会
新潟県	○	○	○	○		○	○	災害福祉広域支援ネットワークサンダーバード
富山県	○	○	○	○	○		○	県市長会、県町村会
石川県	○	○	○	○	○	○	○	全市町
長野県	○	○	○	○	○	○	○	長野県看護協会、長野県助産師会 県市長会、県町村会、長野県共同募金会
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	学識経験者(大学教授)、県市長会、県町村会
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	○	○	○	○		○	○	代表市、代表町村、名古屋市
三重県	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	○ (市町 村社協 会長会 含む)	○	○	○	○			滋賀県病院協会、滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、滋賀県精神神経科医会、滋賀県市町保健師協議会、滋賀県獣医師会、鍼灸地域支援ネット、 日本防災士会、 滋賀県支部滋賀県市長会、滋賀県町村会、 認知症の人と家族の会 滋賀県支部 滋賀県老人クラブ連合会、滋賀県ろうあ協会、滋賀県脊髄損傷者協会、滋賀県聴覚障害者福祉協会、日本オストミー協会滋賀支部、滋賀県肢体障害者の会「みづのわ」、滋賀県中途失聴難聴者協会、しが盲ろう者友の会、滋賀県障害児者と父母の会連合会、社会福

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
								社法人全国重症心身障害児(者)を守る会 滋賀県支部、滋賀県盲導犬使用者の会「びわこハーネスの会」、滋賀県障害者自立支援協議会社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会、滋賀県手をつなぐ育成会、滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀LD親の会トムソーヤ、滋賀県精神障害者家族連合会「鳩の会」、滋賀県自閉症研究会「たんぽぽ」、滋賀県自閉症協会、滋賀県ことばを育てる親の会、滋賀湖声会、滋賀県難病連絡協議会、滋賀県がん患者団体連絡協議会、滋賀県腎臓病患者福祉協会、滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会、淡海かいづぶりセンター、全日本断酒連盟 滋賀県断酒同友会、京都スマソンの会 滋賀支部、滋賀県健康推進員団体連絡協議会、滋賀県生活協同組合連合会、日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会、日本赤十字社滋賀県支部、淡海フランソロピーネット、淡海文化振興財団、災害支援市民ネットワークしが、災害NGO結、滋賀県国際協会、滋賀県共同募金会
京都府	○ (市社協含)		○	○	○		○	京都府医師会、京都私立病院協会、京都精神科病院協会、京都府病院協会、京都府看護協会、京都透析医会 行政(京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町)
大阪府	○		○			○	○	
奈良県	○	○	○	○	○		○	奈良県民生児童委員連合会
島根県	○	○	○	○	○		○	島根県看護協会
徳島県	○	○	○	○	○		○	徳島県民生委員児童委員協議会 とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 ※社協には市町村社協職員連絡会含
香川県	○	○	○	○	○		○	香川県民生委員児童委員協議会連合会 高松市健康福祉局健康福祉総務課、総務局危機管理課、香川県精神保健福祉センター 国立大学香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 香川県共同募金会
愛媛県	○		○	○	○		○	県内全市町、 愛媛県民生児童委員協議会
高知県	○	○	○	○	○		○	高知市
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	福岡県聴覚障害者協会 福岡県手話の会連合会
佐賀県	○		○	○	○			
熊本県			○	○				
宮崎県	○	○	○	○	○		○	国立大学法人宮崎大学
鹿児島県		○	○	○	○		○	
沖縄県	○	○	○	○	○		○	県市長会、沖縄県町村会

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築済×協定:5)

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
山形県			○					
鳥取県		○	○				○	
山口県	○	○	○	○	○	○	○	聴覚障害者福祉協会
長崎県		○	○	○	○			長崎県手をつなぐ育成会
大分県	○		○	○	○	○	○	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等(災害派遣福祉チーム協定締結法人)

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築済×その他:1)

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
岡山県	○	○	○	○	○		○	日本赤十字社岡山県支部

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築中×協議会:1)

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
兵庫県	○	○	○	○	○			※社協には市町社協活動推進協議会も含む

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築中×協定:3)

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
北海道	○		○	○				北海道民生委員児童委員連盟※協定締結せず連携 ※社協は協定締結せず連携
和歌山県		○	○	○				
広島県	○	○						

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築中×その他:1)

都道府県	社会福祉協議会	経営者協議会	高齢者	障害児・者	児童・母子	その他	職能団体	その他 他職種の団体等(三師会、保健師、看護師等の団体含)の他、学校・市町村等
福井県	○	○	○	○	○			

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

問 2-1.④ 現在、体制に未参加だが、今後、参加・連携を想定している団体

山形県	山形県社会福祉協議会、山形県社会福祉法人経営者協議会、山形県介護支援専門員協会、山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会、山形県身体障害者福祉施設協議会、山形県知的障害者福祉協会、山形県精神保健福祉士協会、山形県社会就労センター協議会、山形県相談支援専門員協会、山形県保育協議会、やまがた育児サークルランド、山形県社会福祉士会、山形県介護福祉士会、山形県市長会、山形県町村会
富山県	富山県介護老人保健施設協議会
福井県	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、福井大学
三重県	三重県医療ソーシャルワーカー協会
京都府	京都府経営者協議会
大阪府	一般社団法人大阪精神保健福祉士協会
大分県	大分県老人保健施設協会

問 2-1.⑤ 災害時の福祉支援体制による支援の主な対象と対象者

【支援の主な対象先】(複数回答) (⑤-1)

(n=46)

	回答	%
1. 一般避難所	42	91.3%
2. 福祉避難所	35	76.1%
3. 社会福祉施設等	13	28.3%
4. 要配慮者の居宅	4	8.7%
5. その他	7	15.2%
6. 未定・検討中	2	4.3%

【その他】(7)

青森県	その他災害の発生時に要配慮者を受け入れる施設
埼玉県	災害時に要配慮者を受け入れる施設
長野県	災害ボランティアセンターにおける福祉専門相談
大阪府	被災状況によっては、避難所の管理(責任)者等との連携のもと、一般避難所を拠点として、在宅避難者等(避難所において在宅や車中での避難)への福祉支援を行うことも想定される。
岡山県	活動実績は上記であるが、派遣協定では「避難所等」としており上記に限定している訳ではない。
山口県	「主に」一般避難所内の福祉スペース ※支援が必要な方が多くいらっしゃると思われるため。
沖縄県	大規模災害発生時に、要配慮者を受け入れる施設

【対象先とした理由】(46)※回答が無かった団体含む

北海道	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)にて示されているため。
青森県	被災者支援の充実に資するため。
岩手県	基本的には、一次的な避難所となる一般避難所での活動を想定しており、状況によっては、二次的な避難所(福祉避難所等)でも活動が想定される。

宮城県	避難所における福祉的な課題が最も重要な課題と考えているため
秋田県	災害時要配慮者の避難先での長期間の生活で生じる問題に対応することを想定している。
山形県	福祉チーム設置の目的は、避難所等において要配慮者の支援にあたり、災害時における被災者支援体制の充実強化を図るものであるため。
福島県	災害の初期(発災後7日間程度)の活動を想定しているため。
茨城県	国通知に基づき、基本的に一般避難所への派遣を想定しているが、被災自治体の要請により福祉避難所または社会福祉施設へ派遣することも考えている。
栃木県	国のガイドライン等を踏まえ決定
群馬県	協定により、災害派遣福祉チームの主な支援対象先が避難所となっている。 また、社会福祉施設等についても、相互に応援できるよう関係団体と協定を締結している。
埼玉県	他県の状況を参考にし、検討した結果による。
千葉県	厚生労働省のガイドライン及び他県の状況を参考にした。
東京都	都内の一般避難所は約3,000か所あり、それら全てを対象に福祉専門職を派遣することは現実的ではない。一方で、都内の社会福祉施設においては、発災時にそのサービス提供能力が低下することが判明している。そこで、一般避難所から要配慮者が移動する福祉避難所、社会福祉施設に対し主に派遣することで、その機能を担保する計画としている。
神奈川県	厚労省通知に基づいた派遣先としている。
新潟県	国のガイドライン等を踏まえて決定。
富山県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号)を参考に決定
石川県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号)を参考にしたため。
長野県	被災したことで、福祉支援の必要が生じた方や被災前の福祉サービスが途切れてしまった方等、必要とされる支援を垣根なく行うため、全て対象としている。
岐阜県	災害時の避難所等においては、要配慮者に対する福祉的支援や、要配慮者個々の状況に応じて適切な支援へ繋ぐための活動等を行う福祉専門職の人的支援が必要となるため
静岡県	静岡DCATの主たる活動内容は、避難者のニーズ把握、避難所の環境整備、要配慮者の移送支援、医療チームとの連携であり、福祉的課題の解決により避難所を機能させることを目的としているため。
愛知県	避難者の多くは一般避難所又は福祉避難所に避難することが想定されるため。
三重県	福祉の専門職による要配慮者への対応が必要な拠点として想定している
滋賀県	福祉的支援が必要な対象者が避難生活を送る場であるから
京都府	一般避難所:厚生労働省の通知のもと 福祉避難所・社会福祉施設:平常時に入所者を抱えておらず、場所のみ指定されている場合の立ち上げ支援として派遣する可能性もある
大阪府	「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に準ずる。
奈良県	大規模災害時における要配慮者の避難場所を想定しているため。
和歌山県	中長期における居宅の要配慮者支援については、保健師活動等で対応する想定。
鳥取県	本県チームは、対象先を限定しない。(ただし、施設は職能団体、施設団体等が別個に締結している協定等により支援が行われているものとして対象外。)
島根県	特に除外する対象先はない
岡山县	国の通知に基づく
広島県	厚労省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」では、対象先を一般避難所と記載されているため。
山口県	要配慮者への支援を目的としているため。
徳島県	一般避難所:被災地の福祉人材の手が回りにくく、福祉支援が手薄になる可能性が高いため。 福祉避難所:福祉避難所が人員不足により開設でき無い場合、一般避難所等、要配慮者にとって環境の良くない場所での生活を強いられることとなるため、福祉避難所の開設・運営支援は不可欠。 社会福祉施設等:福祉避難所では生活ができない(入院は不要)要配慮者の受け皿として、事業継続の必要があるため。

香川県	協定書で定めているもの。協定書では福祉避難所も含めているが、基本的には一般避難所を想定している。
愛媛県	上記厚労省通知も参考に、災害時要配慮者支援チーム(は主に一般避難所で活動し、災害時福祉人材マッチング制度は主に福祉避難所(福祉避難スペースを含む)で活動する方向性で整理している。
高知県	国のガイドラインに基づき一般避難所での活動を想定している。
福岡県	避難所(福祉避難所)は通常、人が長期間生活する前提の施設でないことが多いことから、災害後の避難生活による2次被害発生の可能性が高いため。
佐賀県	一般避難所と福祉避難所を対象としていて、ほか施設間との協定や個別避難計画で対応を想定している。
長崎県	高齢者福祉施設については、関係団体と災害時の相互応援協定を締結していることから、長崎県DCAIについては、避難所中心の支援としている。
熊本県	避難者への支援のため、一般避難所及び福祉避難所を対象としている。 活動場所として活動マニュアルの中で規定している。
大分県	一般避難所における福祉的なスクリーニングや避難者からの相談対応等が、災害派遣福祉チームにおける主な任務と考えているため。ただし、災害時に臨機に対応するために、福祉避難所において支援を行うことを除外しているものではない。
宮崎県	国のガイドラインである「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)に基づき、支援の対象先を決定しているため。
鹿児島県	居宅から避難中の要配慮者を支援することを目的としているため。
沖縄県	大規模災害時に、避難所において、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の支援が必要な「災害時要配慮者」に対し、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を目的としているため。

【支援の主な対象者（複数回答）】(⑤-2)

(n=46)

	回答	%
1. 高齢者	43	93.5%
2. 障害者・児	42	91.3%
3. 乳幼児	39	84.8%
4. その他	25	54.3%
5. 未定・検討中	3	6.5%

【その他】(25)

青森県	難病等の疾患を有する者、妊産婦、子ども等
岩手県	難病等疾患がある方、アレルギーがある方、女性・妊産婦、外国人、精神的に不安定な方、その他特に支援が必要な方
宮城県	福祉的な支援を必要とする者
秋田県	妊産婦、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
山形県	障がい者、乳幼児等への対象拡大に向けて準備中
栃木県	福祉的配慮が必要な者
埼玉県	災害時に特別な配慮を要する者
千葉県	避難所等での生活において特別な配慮を必要とする者
神奈川県	福祉的支援を必要とする要配慮者
富山県	災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
石川県	難病等疾患がある方、アレルギーがある方、妊産婦、精神的に不安定な方、その他生活環境の変化により支援が必要な方

長野県	外国人、複合世帯等
岐阜県	妊娠婦、難病患者 等
愛知県	病弱者等
三重県	災害時に特に配慮を要する者
京都府	避難所に関係するすべての者
大阪府	傷病者、妊娠婦、外国人、アレルギー等の疾患を有する者、性的マイノリティ(LGBT含む)
奈良県	要配慮者を要綱上、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者と、定義している。
鳥取県	本県チームは、支援対象者を限定していないため。
岡山県	被災者(避難者)
福岡県	病弱者、妊娠婦、外国人
長崎県	福祉的支援を必要とするもの
熊本県	妊娠婦、外国人、アレルギー疾患患者等
鹿児島県	協定上は、その他の特に配慮を要する者としている。
沖縄県	妊娠婦、病弱者等、災害時における避難所生活に特別な配慮を必要とする者

【対象先とした理由】(46)※回答が無かった団体含む

北海道	一般避難所等において配慮を要する場合があるため。
青森県	被災者支援の充実に資するため。
岩手県	災害時一般避難所に避難する要支援者として想定するもの。
宮城県	福祉的な支援を必要と思われるため
秋田県	要配慮者とされる方々の支援を想定している。
山形県	協定を締結している団体が、高齢者福祉関係団体のみであるため。なお、対象者拡大に向けて準備中。
福島県	チーム員として必要とする資格又は職種が高齢者や障害者・児等関係のため。
茨城県	要配慮者へ広く対応するため
栃木県	国のガイドライン等を踏まえ決定
群馬県	支援の主な対象が要配慮者であるため。
埼玉県	他県の状況等、検討した結果による。
千葉県	厚生労働省のガイドライン及び他県の状況を参考にした。
東京都	主に想定される災害時要配慮者を対象としている。
神奈川県	災害対策基本法に定める要配慮者のうち、福祉的支援を必要とする者を対象として想定している。
新潟県	国のガイドライン等を踏まえて決定。
富山県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日 社援発0531第1号)を参考に決定
石川県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号)及び他県例を参考にしたため。
長野県	相談支援が必要
岐阜県	避難所等での生活において福祉的な支援が必要な要配慮者は広く支援の対象であると想定している
静岡県	静岡DCATの主たる活動内容は、避難者のニーズ把握、避難所の環境整備、要配慮者の移送支援、医療チームとの連携であり、福祉的課題の解決により避難所を機能させることを目的としているため。
愛知県	災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とされるため

三重県	要配慮者に該当するため
滋賀県	災害時に要配慮者となる者であるから
京都府	避難所においては、要配慮者と呼ばれる高齢者・障がい者等だけでなく避難所運営者を含むすべての人が支援を必要としているため。
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)後方支援マニュアルに定める者
兵庫県	検討中
奈良県	設問の厚生労働省通知にある災害時要配慮者が、通知文のなかで「避難する 高齢者や障害者、子ども のほか 、 傷病者 等」とされており、それを言い換えた表現としている。
和歌山県	災害時要配慮者は全て対象としている。
鳥取県	本県チームは、支援対象者を限定していないため。
島根県	特に除外する対象者はない
岡山県	国の通知に準ずる
広島県	災害時の一般避難所では、高齢者や障害者等の要配慮者だけではなく、平時では健康な住民も、避難後に体調を崩す可能性があるため、支援の対象については幅広に検討する必要があるため。
山口県	要配慮者への支援を目的としているため。
徳島県	避難所(特に初期的一般避難所)においては、誰が避難してくるか分からぬため、支援対象者を絞ることはできない。ただし、発生から時間が経過し、避難者や支援者の状況が見えてくれば、避難所の状況に応じた専門職でチームを編成し、支援する。
香川県	避難所での生活において特別な配慮を必要とする方を対象としており、主な対象者としては上記選択肢になると考えられるため。
愛媛県	多職種で構成しているメリットの一つとして、幅広く支援の対象とすべきであると考えるため。
高知県	一定スペースや資機材が整備された中で周囲からの支援があれば生活が出来る程度の方を想定している。
福岡県	福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて想定されている要配慮者の種類のうち、福祉支援が必要だと思われるものを支援対象として想定。
佐賀県	避難者の二次災害防止の観点から、避難者の中でも主に高齢者・障害者(児)・乳幼児を対象にしている。
長崎県	厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」で明記されているため。
熊本県	支援対象者として活動マニュアルの中で規定している。
大分県	大規模災害において避難者が多数となった場合は、市町村の避難所担当職員のみでは対応が困難と考えるため。
宮崎県	国のガイドラインでは支援の対象として、「高齢者や障がい者、子ども のほか、傷病者等 といった地域の災害時要配慮者」と示されているが、どこまで支援の対象にするか(もしくはどこまで支援することができるか)については、各都道府県の判断によると考えるため。
鹿児島県	高齢者、障害者、乳幼児に限らず、大規模災害発生時に特別な配慮を要する者を支援することを目的としているため。
沖縄県	必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所での生活によって、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため

問 2-1.⑥ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類（複数回答）

(n=46)

	回答	%
1. 暴風	36	78.3%
2. 豪雨	39	84.8%
3. 豪雪	31	67.4%
4. 洪水	38	82.6%
5. 高潮	30	65.2%
6. 地震	39	84.8%
7. 津波	35	76.1%
8. 噴火	26	56.5%
9. 原子力災害	22	47.8%
10.その他	16	34.8%

【その他】(16)

北海道	竜巻、火災
青森県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害(大規模災害)
岩手県	火災・テロ災害
秋田県	地滑り、崖崩れ、土石流、その他異常な自然現象、大規模火災若しくは爆発、その他大規模な人為的な事故
栃木県	災害救助法が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害
埼玉県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害
千葉県	竜巻、崖崩れ、土石流、地滑り、その他異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発等
富山県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害
福井県	検討中
愛知県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の大規模災害
京都府	いずれの災害も大規模・広域災害であること
大阪府	災害の種類は特に定めてはいない。
山口県	災害救助法が適用されるような大規模災害
徳島県	災害救助法が適用される可能性があると認められる規模の災害としている。
香川県	福祉支援体制における災害の種類を特に定めてはいないが、避難所生活が余儀なくされるものを想定している。
宮崎県	一般避難所が長期に渡って開設されるような大規模災害で、避難者からの福祉的ニーズがあれば、災害の種類は問わないと考える。

② 災害時の福祉支援体制の担当部署及び事務局（問 2-1.⑦～⑫）

問 2-1.⑦、⑧ 都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署と他部署との連携状況
(構築済:41)

都道府県	担当課 (*は複数部署の場合の主担当)	他の部署との間での連携や検討状況
青森県	健康福祉政策課	保健師チームによる支援体制の構築。
岩手県	保健福祉部地域福祉課	岩手県災害福祉広域支援推進機構の県関係室課として、保健福祉部内各室課及び総合防災室が参画している。
宮城県	保健福祉部社会福祉課	宮城県地域防災計画において災害派遣福祉チームを規定している。
秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課、総務部総合防災課*	福祉避難所の指定・協定状況等について、高齢者福祉、障害児・者福祉、保健・医療の関係課と情報共有を図っている。
山形県	健康福祉部地域福祉推進課*、長寿社会政策課	災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組みを推進するため、県庁内に庁内ワーキンググループ(防災、子育て、高齢者、障がい)関係の各所管課により構成)を設置している。
福島県	保健福祉部社会福祉課*、保健福祉部保健福祉総務課	危機管理部災害対策課も構成団体(県)の一員として協議会に参画している。
茨城県	保健福祉部福祉指導課	防災危機管理部主催の会議や訓練にDWATが参加するほか、発災時にネットワークへ要請するよう地域防災計画へ位置付けている。
栃木県	保健福祉部保健福祉課	一
群馬県	危機管理課、私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、健康福祉課*、介護高齢課、障害政策課	庁内担当者に対して災害福祉支援ネットワークの取組を説明する機会を設けている。
埼玉県	社会福祉課	令和3年度からの地域防災計画に位置付けられる予定。障害者支援計画、高齢者支援計画に位置付け。
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課	庁内関係課(他の福祉部署、防災、医療、保健等)に対し検討状況の進捗やDWATに係る要綱や要領等の作成等、平時の活動の成果については都度周知を行っている。現時点でDWATの活動内容について未確定な部分があるため、他部署との災害時における具体的な連携方法の検討はまだ進んでいない。
東京都	福祉保健局総務部*、高齢社会対策部、障害者施策推進部、少子社会対策部	総務局総合防災部は本委員会にオブザーバー参加している。
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部各課、地域福祉課*	庁内の福祉部署や防災部署とは情報共有をしており、訓練や研修等において一部連携して取り組んでいる。
新潟県	福祉保健部	福祉支援体制に関する連携については、新潟県地域防災計画に記載している。なお、適時、防災部局と情報共有を行うなど連携を図っている。
富山県	厚生企画課	一
石川県	健康福祉部厚生政策課	一
長野県	健康福祉部地域福祉課	相談支援が必要な方は全てが対象のため。
岐阜県	健康福祉部健康福祉政策課	県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に県防災部局が参画しており、適宜必要な情報共有体制等を確保している。
静岡県	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課*、健康福祉部管理局健康福祉政策課	庁内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行っている。 庁内の防災訓練において、静岡DCATの派遣要請訓練を実施している。
愛知県	福祉局福祉部地域福祉課	協議会には県防災安全局災害対策課も参加
三重県	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課	防災部局と医療保健部局が協議会のメンバーに入っている。
滋賀県	防災危機管理局、健康医療福祉部各課、健康福祉政策課*	防災と保健・福祉の連携モデル構築のための意見交換会の実施を実施し、県内における災害時個別支援計画作成の促進。

都道府県	担当課 (*は複数部署の場合の主担当)	他の部署との間での連携や検討状況
京都府	地域福祉推進課	京都府では、大規模災害発災後に災害対策本部が立ち上るとその下に保健医療福祉調整本部(本庁)および支部(保健所)が設置され、避難所支援に関する調整を行うこととなっている。
大阪府	福祉部地域福祉推進室地域 福祉課	大規模災害発生時等において、効果的かつ効率的な情報収集・被災地支援を図るため、府災害対策本部(危機管理室)及び府保健医療調整本部(健康医療部)と連携を図る。
奈良県	福祉医療部企画管理室	奈良県災害福祉支援ネットワーク会議に、防災統括室、地域福祉課も出席している。
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局 福祉保健課	災害ケースマネジメントを全県展開し、災害に強い地域づくりを進める。災害に備え平時からの体制整備を進めるとともに、発災後、被災市町村における被災者支援活動について、県内圏域等への広域支援の体制を整備する。災害派遣福祉チームの派遣体制の整備も行う。 上記 2 点を目的として災害福祉支援センターの整備を進めている。
島根県	健康福祉部地域福祉課	県内で大規模災害等が発生した場合の保健医療チームの調整や情報整理・分析等の保健医療活動の総合調整を行う「島根県保健医療調整本部」を設置し、活動を行うこととなっている。 年 2 回のネットワーク会議に福祉部担当者と防災部担当者が参加
岡山県	保健福祉部保健福祉課	保健・医療分野との連携
山口県	健康福祉部厚政課	大規模災害が起きた場合は、庁内の福祉施設関係課である長寿社会課(老人福祉施設等)、障害者支援課(障害者支援施設等)、こども政策課(保育所)、こども家庭課(児童養護施設等)と協同し、派遣調整を実施する。
徳島県	保健福祉部保健福祉政策 課*、他	庁内の関係各部署が、災害福祉支援ネットワークに入り、連携している。
香川県	健康福祉総務課	一
愛媛県	保健福祉課	防災関係所管課や医療関係の所管課も協議会に参加いただくようしている。
高知県	地域福祉部地域福祉政策課	一般の避難所での要配慮者対策については、危機管理部署が担当し、避難される要配慮者の特性や受入時の注意点などをまとめた冊子を作成し、各避難所の運営マニュアルとして備えるよう促している。また、必要となる資機材についても補助制度により支援している。
福岡県	福祉労働部福祉総務課	今後、活動マニュアルを作成する際に、医療部局と協議を始める予定。
佐賀県	健康福祉本部	災害対策本部が設置され、災害対策本部会議において、指揮・報告、情報共有等が行われ、他の関係部署との連携を図る。
長崎県	福祉保健部福祉保健課	令和 2 年 12 月に、長崎県における災害時対応における保健医療福祉分野の総合調整モデル検討研究事業の一環として、災害対応における保健医療福祉分野の支援チーム協力調整推進会が開催され、各チームとの意見交換に参加。
熊本県	熊本県災害派遣福祉チーム (熊本DCAT)調整本部、健 康福祉部健康福祉政策課*	協定締結団体との連絡会議に庁内の他の福祉部署も参加してDCAT体制等について検討を行っている。
大分県	福祉保健部各所属 福祉保健部福祉保健企画課*	災害時の総合調整を行う防災対策企画課及び市町村の避難所に関する支援を行う生活環境企画課が、災害福祉支援ネットワーク会議に参加
宮崎県	福祉保健部福祉保健課	本県においては未だ災害派遣福祉チームが組成されていないため、現時点では他の部署との連携等には取り組めていないが、チーム組成後に福祉以外の保健・医療分野との連携体制の構築について取り組む予定である。
鹿児島県	暮らし保健福祉部社会福祉課	協議会メンバーに防災部署が入って、体制構築について連携して取り組んでいる。
沖縄県	子ども生活福祉部福祉政策課	連携は必要を感じているが、具体的な検討はされていない。

(構築中:5)

都道府県	担当課 (*は複数部署の場合の主担当)	他の部署との間での連携や検討状況
北海道	保健福祉部福祉局地域福祉課*、保健福祉部福祉局施設運営指導課、保健福祉部総務課	一
福井県	健康福祉部地域福祉課	長寿福祉課、障がい福祉課、子ども家庭課、危機対策・防災課と、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会への参加について調整中。また、DMAT、DPAT、DHEAT担当者に対し、随時情報共有を行っている。
兵庫県	健康福祉部社会福祉局地域福祉課	災害時要援護者支援等の事業を実施している防災部局と連絡調整を行っている。
和歌山県	子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課の各課で担当団体との調整を実施	災害時には、災害対策本部総合統制室が設置され、福祉保健部幹事班が総合統制室と部内各班との連絡調整を行う。
広島県	健康福祉局地域福祉課	一

問 2-1.⑨ 災害時の福祉支援体制の事務局

(n=46)

	回答	%
1. 都道府県が担う	12	26.1%
2. 都道府県と団体が共に担う	17	37.0%
3. 団体が担う	13	28.3%
4. その他	1	2.2%
5. 未定	3	6.5%

【構築済 × 都道府県と団体が担う場合の団体】(16)

青森県	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
秋田県	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
栃木県	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
群馬県	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
千葉県	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
東京都	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
富山県	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
岐阜県	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
滋賀県	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
京都府	社会福祉法人京都府社会福祉協議会
奈良県	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
山口県	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
愛媛県	愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会(愛媛 JRAT) (次年度以降、県社会福祉協議会にも役割を担ってもらう予定)
福岡県	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
大分県	社会福祉法人大分県社会福祉協議会
宮崎県	一般社団法人宮崎県社会福祉士会

【構築済 × 団体が担う場合の団体】(13)

岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
宮城県	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
埼玉県	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
新潟県	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
長野県	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
静岡県	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
愛知県	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
三重県	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
島根県	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
岡山県	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
香川県	社会福祉法人香川県社会福祉協議会
高知県	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
沖縄県	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

【構築中×都道府県と団体の場合の団体】(1)

兵庫県	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
-----	------------------

【構築中×その他】(1)

広島県	事務局をどこに設置するかは、関係団体と協議中。
-----	-------------------------

問 2-1.⑩ 事務局の担当者

■担当者の専任・兼任の状況(回答数は団体の数)

(n=39)

	回答	%
専任のみ	1	2.6%
専任と兼任	2	5.1%
兼任のみ	36	92.3%

■兼務している場合の担当者数(回答数は団体の数)

(n=38)

	回答	%
1人	9	23.7%
2人	17	44.7%
3人	5	13.2%
4人	4	10.5%
5人	1	2.6%
6人	1	2.6%
7人	1	2.6%

問 2-1.⑪ 事務局の運営費用（複数回答）

(n=43)

	回答	%
1. 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業(都道府県から申請)	40	93.0%
2. 都道府県による独自予算	11	25.6%
3. 民間団体による助成等	1	2.3%
4. その他	3	7.0%

【その他】(3)

岩手県	事務局(県社協)による独自予算
岐阜県	県社会福祉協議会による独自予算
岡山県	岡山県社会福祉協議会の独自財源

問 2-1.⑫ 災害発生時に「事務局」が「本部」となった場合のバックアップ機能の確保

(n=46)

	回答	%
1. 確保している	7	15.2%
2. 確保していない	39	84.8%

【バックアップの方法】(7)

	参考 事務局を担う者 (問 2-1⑨)	
構成団体が事務局を連携して本部設置	岩手県	災害発生時、県は被害情報の収集、関係機関との連絡調整、チーム派遣の要否の判断や費用負担に関する事務を行う。また、その他の構成団体は、チーム派遣に係る当該団体の構成員の調整及びチーム派遣に関する調整を行い、事務局をバックアップすることとしている。
	三重県	三重県、三重県社会福祉協議会、関係団体が連携してネットワーク本部を設置する。
	神奈川県	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の協力。
	大阪府	本部支援員である、ネットワーク構成団体及びDWATチーム員に大阪DWAT本部の後方支援活動等に係る業務を処理していただく。
県がバックアップ	長野県	活動状況や課題を把握し、必要な支援を行う。
	愛知県	愛知県で対応する。
に本部設置	徳島県	県庁の他、南部県民局、西部県民局等、被災状況に応じて、適切な場所に事務局(本部)を設置し、対応することとしている。

③ 災害派遣福祉チームの確保・育成（問2-1.⑬～⑭）

問2-1.⑬ 災害派遣福祉チームの人員確保や育成

【人員確保の開始状況】

(n=46)

	回答	%
1. 開始している	40	87.0%
2. 開始予定	2	4.3%
3. 開始していない	4	8.7%

【人員確保の方法と登録条件】(複数回答)(⑬-1)(複数回答)

(n=40)

	回答	%	確保数
1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみ確保している(※個人を特定していない)	2	5.0%	683人
2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(※個人を特定している)	37	92.5%	5,902人
3. 個人による応募も受け付けている	8	20.0%	12人
4. その他の人員確保の方法	4	10.0%	4人

(「4.その他」の内容)

東京都	各種職能団体と職員派遣の協定を締結しているが、チームの登録制はとっておらず、発災時に派遣可能な職員の名簿を提供していただくことになっている。
長崎県	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している(個人を特定していない)。
熊本県	先遣隊と支援隊でそれぞれ個人を特定して登録しており、先遣隊184名、支援隊423名の計607名登録(重複あり)。

【人材の層や人材像の設定と育成計画】(⑬-2)

(n=40)

	回答	%
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	6	15.0%
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	3	7.5%
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	15	37.5%
4. 特に人材の層や人材像は設定していない	15	37.5%
未回答	1	2.5%

【令和2年度の研修や訓練の実施状況】(⑬-3)

(n=40)

	回答	%
1. 今年度実施した(もしくは今年度中に実施予定である)	38	95.0%
2. 今年度は実施していない	2	5.0%

(昨年度末にリーダー研修で試行・その後公表された「導入研修」の実施)

(n=38)

	回答	%
1. 今年度実施した	23	60.5%
2. 今年度は実施していない	15	39.5%

【チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方】(⑬-4)

(n=40)

	回答	%
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	3	7.5%
2. 促してはいるが、各チーム員に任せている	11	27.5%
3. 特に促してはいない	25	62.5%
未回答	1	2.5%

【平時におけるチーム員の活動状況】(⑬-5)(複数回答)

(n=40)

	回答	%
1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	10	25.0%
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	2	5.0%
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	7	17.5%
4. その他	11	27.5%
1~4 すべてに未回答	1	2.5%

【その他】(11)

青森県	県の防災訓練に参加している。
岩手県	講師や周知依頼に応じて、チーム員が住民らへの普及活動を実施することがある。
埼玉県	支援チーム員のスキルアップ研修等実施。
神奈川県	平時におけるチーム員の活動等については今後整理する。
富山県	現在、本県の総合防災訓練への参加を検討している。
石川県	今年度、訓練に参加予定だったが中止のため、来年度以降参加予定。
京都府	他府県、教育機関等からの講義・講演依頼に講師として参加・協力している。

大阪府	養成研修時において、地域での避難訓練への参加などを説明している。今年度から地域での避難訓練に参加する計画であったが、新型コロナウイルスの影響により見送ることになった。
奈良県	奈良県災害派遣福祉チーム活動マニュアル作成部会、および同広報部会にて、中心的メンバーで年5回程度活動している。 その他のチーム員は年1回のDWAT研修に希望者のみ参加。
岡山県	1及び2について、実施に向けて準備を行っている。
長崎県	令和2年12月に、長崎県における災害時対応における保健医療福祉分野の総合調整モデル検討」研究事業の一環として、災害対応における保健医療福祉分野の支援チーム協力調整推進会が開催され、各チームとの意見交換に参加。

【平時におけるチーム員との関わり】(⑬-6)(複数回答)

(n=40)

	回答	%
1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	10	25.0%
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	8	20.0%
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している(SNS等)	3	7.5%
4. その他	4	10.0%
1~4 すべてに未回答	1	2.5%

【その他】(4)

青森県	養成研修やスキルアップ研修の案内を法人本部、施設・事業所、個人へそれぞれメール送信している。医療や保健関係の研修等について、受講を促している。
神奈川県	平時におけるチーム員の活動等については今後整理する。
京都府	チームによっては、自主的に年に1度～2度チーム会議を開催しており、都道府県事務局ではなく保健所担当者が場所の提供・チーム員日程調整等を実施している。
鳥取県	不定期ではあるが、年に数回意見交換会を実施している。(R2年度は実施できず。)

問 2-1.⑯ 活動資機材等の確保

(n=46)

	回答	%
1. 確保している	39	84.8%
2. 確保していない	7	15.2%

【確保している資材の内容】

(n=39)

	回答	%
1. ビブス	39	100.0%
2. モバイルパソコン	21	53.8%
3. プリンタ	16	41.0%
4. 携帯電話	6	15.4%
5. 衛星電話	1	2.6%
6. トランシーバ	7	17.9%
7. デジタルカメラ	15	38.5%
8. 車両	2	5.1%
9. 自家発電機	3	7.7%
10.その他	20	51.3%

【「10.その他」の内容】

青森県	衛生用品、クーラーボックス、車両用マグネットシート、ガソリン携行缶、ランタン、救急セット、防塵メガネ、ブルーシート、寝袋、毛布等
岩手県	岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】P19.20 のとおり（※次ページ掲載）
宮城県	ヘルメット、ヘッドライト、クリップボード、フェイスシールド、体温計
秋田県	車両用マグネット、ガソリン携行缶、ヘルメット、救急箱、ポリタンク
山形県	車両掲示用マグネットシート
福島県	道路地図、災害多人数用救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドライト、カセットコンロ
栃木県	マスク、消毒液等の衛生用品
埼玉県	折りたたみ式ヘルメット、多機能LEDライト、リュックサック、救急セット、雨具、寝袋、非常用蓄電池等
千葉県	ヘルメット、軍手、携帯用ホワイトボード、携行缶
富山県	上記に関しては、常備するというよりも、派遣決定時に対応できるよう検討している。 その他、派遣チーム員が派遣の際に必要な備品(事務用品など)の整備は行っている。
長野県	血圧計、サチュレーションモニター、体温計、タブレット、大容量メモリ、救急セット、文具セット、消毒液
岐阜県	軍手、懐中電灯、ガソリン缶 等
愛知県	非接触型体温計
三重県	衛生用品、事務用品、Wi-Fiルーター
滋賀県	レーザーポインター
京都府	タブレット+キーボード、SDカード、USBメモリ、筆談ボード、クリップボード、文房具、救急箱

鳥取県	ヘルメット、腕章
島根県	WEB会議用資材、ヘルメットなど
熊本県	懐中電灯、手袋、マスク ※令和2年7月豪雨では、携帯電話、車両(レンタカー)を手配。
大分県	簡易間仕切り、簡易ベッド、簡易テント

(参考)

岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】ver.2(平成30年3月版)

P19、P20

岩手県災害派遣福祉チーム資機材一覧（10チーム分）			
【別表1-1】 ※H24年度購入分			
品名	個数	品名	個数
車両用マグネットシート（5枚1セット）	10	多機能ライト（ラジオ付）	60
デジカメ（16GBSD）	10	ヘッドライト	60
メンテナンスキット（工具）	10	リュック	60
腕章（スクリーニング用）	600	防塵メガネ	60
投光機	10	カッター	60
ガソリン携行缶（20L）	20	万能はさみ	60
小型発電機（ガソリンタイプ）	10	スケッチブック	100
小型発電機（ガスタイプ）	2	ヘルメット	60
ランタン	10	防寒着（上のみ、名入り）	60
ダンボール（箱型10枚1セット）	10	ユニフォーム（上下、名入り）	60
ブルーシート	30	ベスト（名入り）	60
カセットコンロ	20	安全長靴	60
ガスマッチ（チャッカマン）	20	内履き	60
テント（四方幕付き）	10	雨具	60
PCタブレット（iPad）	10	筆記用具セット	60
スコップ等機材セット	10	クリップボード（A3）	60
保冷ボックス	20	寝袋	60
ハケツ	30	エアーアクション	60
大型救急箱（50人用）	10	毛布	120
ゴム手袋（100枚入り）M、L	100	トランシーバー	60
ビニール手袋（100枚入り）M、L	100	ポリタンク	60
タオル（30枚入り）	10	ポータブルトイレ	30
ボリ袋（2種1セット）	10	ポータブルトイレ消耗品（100回分）	30
保温アルミシート	100	フライバースクリーン	20
【別表1-2】 ※H25年度購入分			
USBメモリー	10	フラットファイル	100
2穴パンチ	10	乾電池単三	500
ボスカ	10	乾電池単四	500
セロテープ	50	パイプ式ファイル5cm幅	10
やかん	10	パイプ式ファイル10cm幅	10
鍋	10	ボリ袋45リットル10枚入り	50
ガムテープ（紙）	50	ボリ袋90リットル10枚入り	50
ガムテープ（布）	50	エンジンオイル0W-40(1L)	12
ガスボンベ	48		

【別表1-3】 ※H26~29年度購入分		
血圧計	10	使い捨てマスク（箱）
iPad用防水ケース	10	電工ドラム30m4口
延長コード10m6口	30	メッシュタイプビーズ（黄色）
トランシーバー用イヤホンマイク	60	

※ 保管場所はふれあいランド岩手2階機械室及び第2駐車場横専用倉庫
(iPad・ケースは県社協事務所内)
※ 内容はH30.3月時点のもの

【別表2】 初動時に手配する資機材等の例		
物品等	数量	手配担当
現金	概ね5万円	事務局
チーム用名刺_緊急通行車両証	チーム(員)数+事務局	県
優先給油所・給油証（携行缶用ガソリン等）		県（事務局）
公用携帯電話（可能であれば衛星電話）	チーム数×2+事務局	事務局（県）
モバイル機器（iPad等）	チーム数	事務局（県）
ノートPC、PC用プリンター	チーム数	事務局
事務用品（A4用紙、模造紙、ホチキス、電卓等）	必要数	事務局・チーム員
飲料水・生活用水、食糧、トイレットペーパー	必要量	チーム員
冬 反射式ストーブ、灯油	必要数	事務局
夏 扇風機	必要数	事務局

【別表3】 状況に応じて手配する資機材等の例		
● 派遣チームと事務局等が調整のうえ手配する。		
● 自己完結型活動を基本とするが、市町村の備蓄、支援物資等で調達できるものについては、現地災害対策本部（又は避難所代表者）と連絡を取り、必要な物資を提供してもらう。		
● 避難所の運営のため必要であれば、購入して対応することができる場合があるので、現地災害対策本部と相談する。		
● 現地での調達が困難で、広域的な調整を要する場合は、事務局が関連業者・団体等へ調整を図る。		

物品等	手配先
衛生用品（オムツ・生理用品等）	協力施設・業者等
ベッド・寝具	協力施設・業者等
トイレ・入浴、歩行等補助具	業者等
ストーマ装置	日本オストミー協会岩手支部・業者等
吸引器・ネプライザ等医療機器	現地救護班・医療チーム・業者等

【災害救助法による救助費の対象経費の例】
避難所設置のためのカーペット、パーテーション、仮設スロープ、仮設トイレ(洋式)等

④ 発災時における災害派遣福祉チームの活動（問 2-1.⑯）

問 2-1.⑯ 発災時の都道府県・事務局（本部）・災害派遣福祉チームの具体的な動きの検討状況

【発災時の本部体制や立ち上げ手順】(⑯-1)

(n=46)

	回答	%
1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている	9	19.6%
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない	28	60.9%
3. 検討中である	9	19.6%

【立ち上げ手順等の記載先】(⑯-1)(9)

岩手県	岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
静岡県	静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	活動方針とマニュアルによる。
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済み。府地域防災計画の元、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置され、(支援チームをもつ)各所管課が本部となり相互に情報共有及び連携しDWAT派遣の可否等を判断する。
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など。
島根県	島根県→保健医療調整本部運営要領など。災害福祉支援NW 本部および災害派遣福祉チーム→活動マニュアルおよび運営要領
大分県	大分県災害派遣福祉チーム(大分DCAT)活動マニュアル
鹿児島県	鹿児島県災害派遣福祉チーム設置要綱

【発災時における災害時の福祉支援体制参加団体の役割や協力内容等】(⑯-2)

(n=46)

	回答	%
1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している	14	30.4%
2. 概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない	19	41.3%
3. 検討中である	13	28.3%

【具体的に決めて合意している場合の内容】(14)

北海道	チーム員への派遣調整依頼、派遣先での役割分担や活動内容等。
岩手県	チーム員の派遣又は派遣調整。
秋田県	当該団体におけるチーム員派遣の調整に関すること。 その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。
茨城県	災害派遣福祉チーム編成に向けた、登録員(会員)への派遣の可否の確認。
栃木県	チーム員派遣の促進。
群馬県	施設間相互応援に当たっての、連絡調整等。

岐阜県	団体加盟施設との派遣隊員調整、県社協への報告。(協定締結団体が職能団体である場合は、団体加盟施設を介さず調整)
静岡県	支援活動のための要員派遣。
愛知県	チーム員の派遣、派遣調整等「愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領」で定めている。
三重県	本部応援のための人員派遣等。
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済み。
大阪府	ネットワーク会議への出席、被災地の情報収集、DWATへの後方支援など。
徳島県	協定に基づくチーム員の派遣。
大分県	協定締結法人によるチーム員の派遣

【災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための情報収集方法等】(⑯-3)

(n=46)

	回答	%
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている	9	19.6%
2. 概要是定めているが、具体的な内容は決まっていない	21	45.7%
3. 検討中である	15	32.6%
未回答(回答不可)	1	2.2%

【具体的に決めている場合の記載先】(9)

岩手県	岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
岐阜県	岐阜DCAT活動マニュアル
静岡県	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	活動方針とマニュアルによる。
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済み。
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など。
島根県	活動マニュアルおよび運営要領、島根県保健医療調整本部運営要領など。
徳島県	徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書において、県が設置する災害時コーディネーターが行うこととしている。

【災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法】(⑯-4)

(n=46)

	回答	%
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている	10	21.7%
2. 概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない	25	54.3%
3. 検討中である	11	23.9%

【具体的に決めている場合の記載先】(10)

岩手県	県の内規
宮城県	宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領
群馬県	群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書
静岡県	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	活動方針とマニュアルによる
京都府	センター運営規程をもとに、これまでの派遣を通して内部で整理済み。 ※イメージ図ではセンターと府が派遣協議となっているが、DWATIについては府・府社協の協働事務局になるため実質的には同じ
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
愛媛県	愛媛県災害時要配慮者支援チームマニュアル
鹿児島県	鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

【発災時のチームの組成方法】(⑯-5)

(n=46)

	回答	%
1. チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている	19	41.3%
2. 概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない	21	45.7%
3. 検討中である	6	13.0%

【具体的に決めている場合の記載先】(19)

北海道	北海道災害派遣福祉チームマニュアル、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱
岩手県	岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
宮城県	宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領
秋田県	「秋田県災害派遣福祉チーム活動マニュアル」の中の一項目として、「チームの組織体制」ということで記載している。
茨城県	いばらきDWAT活動マニュアル
群馬県	協定
新潟県	チーム活動マニュアル
石川県	活動マニュアル

岐阜県	岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱、岐阜DCAT活動マニュアル
静岡県	静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	活動方針とマニュアルによる。
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済み。
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
鳥取県	鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱
徳島県	徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書
大分県	大分県災害派遣福祉チーム(大分DCAT)活動マニュアル
鹿児島県	鹿児島県災害派遣福祉チーム設置要綱
沖縄県	沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領

⑤ 災害時における福祉と保健・医療との連携（問 2-1.⑯）

問 2-1.⑯ 災害時における福祉と保健・医療の連携状況

【「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係】(⑯-1)

(n=46)

	回答	%
1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている	9	19.6%
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている	1	2.2%
3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している	13	28.3%
4. 検討中である	18	39.1%
5. 想定していない	5	10.9%

【大規模災害時の保健医療に係る体制に位置付けられている場合の名称・内容等】(9)

青森県	県災害対策本部内の保健医療調整本部にDCAT調整本部を設置。保健医療調整本部内には災害福祉コーディネーターも配置され、統括DHEATに対し福祉面からの助言と福祉に関するコーディネートを実施。
岩手県	岩手県災害対策本部 保健福祉部。 県の地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部内に設置される「保健福祉部」が、保健・医療・福祉関連の各種支援及び調整の役割を担っている。
福島県	福島県国土強靭化地域計画
栃木県	保健医療調整本部
群馬県	群馬県災害時保健医療福祉活動指針
京都府	京都府地域防災計画 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/ippan-3hen.pdf
島根県	島根県保健医療調整本部
徳島県	徳島県災害対策本部運営規程
長崎県	災害対策本部が設置されたときには、保健医療福祉活動の総合調整を行うために、福祉保健部内に「保健医療福祉調整班」を設置し、保健医療福祉活動に係る被災地・避難所支援にかかる情報の連携、整理、分析を行う。

【災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動】(⑯-2)

(n=46)

	回答	%
1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている	10	21.7%
2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である	32	69.6%
3. 連携した活動は特に想定していない	3	6.5%
未回答	1	2.2%

【連携して活動することが共有されている場合の連携方法、情報共有策等】(10)

(n=10)

	回答	%
1. 具体的に決まっている	1	10.0%
2. 概要是決まっている	5	50.0%
3. 今後の検討である	4	40.0%

【保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動の協議を進める際の課題】(⑯-2)

(連携して活動することを協議中・協議予定の団体)

北海道	災害時の連携方法。他都府県から派遣される各種チームとの連携が困難。
秋田県	災害派遣福祉チームについて、保健・医療の担当部署にその必要性などきちんと認知されていない。
福島県	今後検討。
茨城県	DWATがあまり認知されておらず、理解してもらうための説明に時間を要する。
栃木県	課題含め検討中。
埼玉県	保健医療チームとの連携の必要性は認識しているが、具体的な検討段階には至っていない。
千葉県	そもそも進め方をどうするかという点で苦慮している。うまく連携が進んでいる県のケースを紹介してもらえるとありがたい。
神奈川県	今後検討を進めていく中で課題を整理する。
新潟県	まだ協議予定の段階ですので、現時点では、課題がありません。
富山県	連携の必要性は想定しているが、具体的な協議の場などが決まっていない。
石川県	現時点での具体的な協議・検討の段階まで至っていない。
福井県	NW協議会発足後に検討
長野県	発災後すぐに連携して支援を行うためには定期的に平時から協議会を設定することが必要であるが、どの部署が主導して会議を設定するか決まっていない。また、どの圏域で定期的な会議を設けるか決まっていない。(保健所 10 圏域+中核市等)
静岡県	医療・保健分野との連携について、どこが調整役を担うのか明確になっていない。被災地に設置される保健医療調整本部に福祉分野が入っていない。
三重県	感染症がまん延する中、協議に応じてもらえるか。具体的に何を協議するのか。
大阪府	医療・保健と福祉をどのように連携させるか。
和歌山県	福祉職チーム派遣の必要性に係る認識が浸透していない。
島根県	具体的な連携方法や活動時の情報共有。
香川県	協議を予定している状況であるため、現時点で記載できる課題は特にない。
愛媛県	チームの知名度の向上。
高知県	協議予定であるため、具体的に課題があるという状況にはない。他県の状況を把握したい。

福岡県	連携の必要性は認識しており、保健部局との協議も始めていかないと考えているが、まだ具体的な協議ができていないため、課題も把握できていない。
長崎県	訓練や活動実績がないことから、まずはチーム内の調整が必要。他チームとの協議においても、実際にチームとして活動する登録者に参加をしてもらしながら行つてきたいが、チームの中心核となる人材育成が課題。
熊本県	検討中。
大分県	保健所と協議が必要だが、新型コロナ対応の関係で時間の確保が難しい。
沖縄県	実際に連携を行う一般避難所等における実施訓練や合同のセミナー等の開催が必要と思われ、防災部局等の協力も必要。

※課題について未記載の場合は掲載していない。

なお、「1. 連携して活動することが担当部署とも共有されている」、「連携した活動は特に想定していない」に回答した団体で、課題について記載した団体はない。

【保健・医療と連携した活動は特に想定していない団体の理由】

山形県	現在、福祉関係団体を構成団体とするネットワーク協議会設置に向けて検討している段階であり、保健・医療の担当部署との連携については、協議会設置後に検討予定。
兵庫県	検討中の為。
奈良県	現場で臨機応変に対応するしかないから。

【災害時に保健・医療と連携して活動するための工夫や取組】(⑯-3)

(n=46)

	回答	%
1. ある	12	26.1%
2. 特にない	34	73.9%

【ある場合の内容】

青森県	令和3年度に、避難所における円滑な支援体制を図るため、保健・医療・福祉の関係機関による連絡会議を開催予定。
岩手県	県の総合防災訓練において、連携した訓練を実施。 災害派遣福祉チームの研修に、医療チームから講師派遣。
秋田県	災害派遣福祉チーム員の研修に、保健・医療チームの関係者から講師として講演してもらっている。
茨城県	医療関係団体がネットワーク構成団体として参画しているため、研修や訓練の際にDMATとの関わりを調整してもらうこととしている。
群馬県	共同訓練の実施、情報交換会の実施等。
静岡県	医療保健福祉分野における災害支援団体連絡会(研修会)を令和2年度から実施している。DCAT登録員養成研修において、保健師の活動紹介、他団体が使用するアセスメントシートの紹介をしている。
滋賀県	互いの研修への講師派遣、防災訓練の共同実施(予定)。
京都府	DWAT研修にて保健活動を学習、防災訓練での連携。
岡山県	保健・医療・福祉の連携会議の開催。
徳島県	災害時コーディネーター(医療・保健衛生・介護福祉・薬務)を設置し、情報の集約、分析、共有、活用を行う体制を構築している。
愛媛県	チーム研修での関係職種に関する説明講義の実施。
大分県	災害福祉支援ネットワーク協議会に保健部局の職員に参加してもらう予定。また、同ネットワーク協議会の開催前に担当者と意見交換を実施。

⑥ 地域防災計画における災害時の福祉支援の位置づけ（問 2-1.⑯）

問 2-1.⑯ 地域防災計画への位置づけ

(n=46)

	回答	%
1. 位置付けられている	28	60.9%
2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	12	26.1%
3. 未定	4	8.7%
4. その他	2	4.3%

【その他】(2)

神奈川県	かながわ災害福祉広域支援ネットワークにおける要配慮者支援のみ記載しており、DWATに関する内容の位置づけは今後検討予定。
和歌山県	地域防災計画の「資料編」に協定内容を掲載。

⑦ 管内市町村及び住民に対する災害時の福祉支援体制の周知等（問2-1.⑯～⑰）

問2-1.⑯ 管内市町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況

北海道	通知文による説明及び周知(予定)。
青森県	担当者会議での説明の実施等。
岩手県	市町村災害救助法担当者会議等において、チームの説明、市町村地域防災計画への反映、チームへの協力を依頼。 県と市町村が実施する総合防災訓練に、災害派遣福祉チームも参加。
宮城県	市町村説明会を開催し、市町村地域防災計画への反映や災害福祉広域支援ネットワーク協議会への理解促進を図る予定。(R3.2月に開催予定)
秋田県	市町村・消防本部防災担当課長会議の場で、災害派遣福祉チームについて説明している。
福島県	市町村と合同で行う防災訓練の際に、災害派遣福祉チーム員が参加するなどして、市町村への周知を図っている。
茨城県	災害救助法担当者会議での説明、防災訓練への参加の働きかけ。
栃木県	災害福祉支援体制構築フォーラム等の開催。
群馬県	危機管理課とともに、市町村に対して福祉避難所の指定や要援護者名簿の作成の働きかけ。 市町村の防災担当部局や福祉担当部局の担当者会議等で説明。
埼玉県	障害者福祉推進課の実施する福祉避難所に係る市町村担当者会議での説明。
千葉県	令和3年度以降、DWATについての説明会を県内各地で行い、市町村地域防災計画への反映等の働きかけを行いたい。
東京都	年2回程度開催している区市町村の要配慮者対策関連部署の職員向け研修会において、当該ネットワークの取組みや訓練の実施状況を報告している。
神奈川県	市町村の福祉避難所担当者との会議等において、かながわ災害福祉広域支援ネットワークについて記載している。
新潟県	地域防災計画に、市町村の役割として、福祉サービスの提供体制を整備することが位置づけられている。新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会について周知。
富山県	現状では、市町村への働きかけは行っていないが、福祉チーム員の活動展開上、重要となるため今後検討ていきたい。
石川県	石川県災害派遣福祉ネットワークの構成団体として参加してもらっている。
福井県	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会への参加を打診中。
長野県	今後各市町村と災福ネットで協定を締結し、市町村地域防災計画への反映、防災訓練等への参加を目指していく。
岐阜県	各種会議や個別訪問等による周知・啓発。 市町村における福祉避難所開設運営訓練と岐阜DCAT実地訓練の合同実施の呼びかけ。
静岡県	自治会や市町行政への出前講座実施、各地の防災訓練への参加。
愛知県	市町村福祉担当課長会議で説明。
三重県	災害時における福祉支援に関する協定締結について市町宛に通知を発出するとともに、三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)等のパンフレットを送付し、災害時における要配慮者への支援について協力を働きかけました。
滋賀県	災害時要配慮者支援に関する市町担当者会議の開催、市町地域防災計画への反映の呼びかけ。
京都府	市区町村地域防災計画への反映、市町村担当課長会議での説明。
大阪府	「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示された際に、各市町村あてに通知の送付。 市町村向けの会議にて、DWATの説明をおこなった。災害福祉支援ネットワーク会議へのオブザーバーとしての参加を促している。
兵庫県	検討中。
奈良県	DWAT発足 당시に、各市町村あてに、災害発生時に必要があれば県にDWATの派遣依頼をするよう広報した。

和歌山県	市町村と管内施設(包括協定済み団体の会員施設)とで具体的な個別協定を締結。県は、個別協定のひな型を作成し、各市町村に説明の上、提供。
鳥取県	今後、検討する。
岡山県	発災時のDWATの活動への支援、平時の取組への協力依頼文書の市町村への送付、市町村地域防災計画への反映依頼、防災担当者会議での説明の実施。
広島県	県内の各市町に対しては、現段階では働きかけていない。
山口県	平成28年度に福祉関係14団体と協定を締結した際に、県内市町へ制度の周知を行った。平成29年度以降は、災害救助市町担当者会議において、改めて、制度の説明と周知を行った。
徳島県	災害救助事務担当者会議を毎年実施しており、説明をしている。徳島県災害派遣福祉支援チーム結成に向けた研修への市町村職員の参加(令和元年7月にチーム結成前に実施)。
愛媛県	各市町が災害時福祉支援地域連携協議会のメンバーに入っており、共に意見交換を行いながら体制の充実に努めている。また、研修を実施する場合には各市町担当者にも案内し、可能な範囲で参加してもらっている。
高知県	来年度実施する災害救助法担当者会議にて概要を説明する予定。
佐賀県	市町担当職員の佐賀県災害派遣福祉チーム(佐賀DCAT)基礎研修等への参加。
長崎県	会議等において、災害時の要配慮者対策について、情報共有を図りながら推進を図っている。
熊本県	災害救助法担当者会議での説明の実施(R2年度は新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨の影響により会議中止のため未実施)。
宮崎県	都道府県地域福祉支援計画への反映、市町村地域福祉担当者会議での説明の実施。
鹿児島県	市町村職員に対する災害派遣福祉チームについての説明会をチーム員研修と合同に行い、連携を深めることを考えているが、現状として実行できていない。
沖縄県	年度当初に管内市町村へ「沖縄県災害時福祉支援体制の整備について」説明会を実施している。

※回答のあった団体のみ掲載

問 2-1.⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等の取組状況

北海道	今後検討予定。
岩手県	紹介パンフレットを県及び県社協のホームページに掲載。 (岩手県災害派遣福祉チームの設置について) https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html 県政広報を活用し、県民等に広報。防災訓練への参加を通じて周知。
宮城県	住民向けの啓発・周知等は行っていない。 宮城県社会福祉協議会 HP に宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会のページを掲載。 (宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会について) http://www.miagi-sfk.net/community/node_28228
秋田県	災害派遣福祉チーム員の研修など、報道機関を通じて周知に努めている。
福島県	(福島県災害派遣福祉チーム構成員の募集及び各種様式等について) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/saigaihakenfukushi.html
栃木県	周知啓発パンフレットの作成。
群馬県	住民向けのリーフレットを作成(R2 年度中)。
神奈川県	今後検討する。
新潟県	県総合防災訓練への参加。活動紹介リーフレット。
富山県	具体的な市町村、地域住民への働きかけをどのように展開していくか、協議会での検討が必要と考える。
石川県	パンフレット作成。
福井県	NW協議会発足後に検討。
長野県	災福ネットのパンフレットを作成し、災害研修等の際ふくしチームの活動等について説明している。
静岡県	出前講座チラシ、啓発パネルの貸し出し。 (静岡県社会福祉協議会) http://shizuoka-wel.jp/accident/network/
愛知県	市町村福祉担当課長会議で説明
三重県	パンフレットを作成し、市町や団体に配布。
滋賀県	「ひとがつながる」災害対策～災害時における要配慮者の避難支援の手引き～
京都府	パンフレットの作成、防災イベントへの参加、住民参加型の防災訓練実施
兵庫県	社会福祉協議会主催のセミナーを開催。
鳥取県	今後、検討する。
岡山県	パンフレットを作成中
山口県	平成 28 年度に福祉関係 14 団体との協定締結式を開催し、記者配布等を行った。
愛媛県	県 HP への掲載。(愛媛県 災害時要配慮者支援チームについて) https://www.pref.ehime.jp/h20100/saigaizihukushihinannjo/hukushihinannjo2.html
福岡県	まだ具体的な取組みはできていない。
佐賀県	県民だより、ラジオ、情報番組の1コーナーで佐賀DCATを紹介。
長崎県	パンフレットは作成しているが、現在まで、住民への啓発、周知等の取組みはできていない。
宮崎県	県庁ホームページにて災害時の福祉支援体制に係る取組の周知。 (「宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会」設立) https://www.pref.miayaki.lg.jp/fukushihoken/kenko/shakaifukushi/20200414190828.html
鹿児島県	県ホームページにて災害派遣福祉チームの概要や、派遣、編成のイメージなどを紹介している。 (鹿児島県災害派遣福祉チーム(DCAT)について) http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/fukushikaku/saigaihakenfukusiteam.html

(3) 他都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況

① 【受援】管内で災害が起きた場合の災害派遣福祉チームの受け入れ（問3）

問3. 管内で災害が発生した場合の他県の災害派遣福祉チーム受入の可能性（受援）

(n=47)

	回答	%
1. 想定している	44	93.6%
2. 想定していない	3	6.4%

② 【受援】受援を想定している場合の連携方法・活動時の情報共有策（問3.①）

問3.① 受援を想定している場合の連携方法・活動時の情報共有策

(n=44)

	回答	%
1. 検討済である	1	2.3%
2. 検討中である	16	36.4%
3. 未検討である	27	61.4%

問3.② 受援を想定した場合の課題（検討済・検討中の団体のみ）

（連携方法・活動時の情報共有策を検討済）（1）

三重県	各都道府県間の調整役はどこが担うのか。
-----	---------------------

（連携方法・活動時の情報共有策は検討中）（16）

岩手県	発災直後に被災自治体において福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チーム派遣を円滑に行うため、都道府県単位のチームの制度化やDMATのような全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要と考えている。
埼玉県	役割分担、受け入れ環境の整備等。
千葉県	当県DWATと応援DWATとの連携。 当県DWAT本部と応援DWATとの連携。 当県DWAT本部と応援DWAT本部との連携。
東京都	国ガイドラインでは災害派遣福祉チームは一般避難所へ派遣されることが想定されているが、都では前述のとおり福祉避難所、社会福祉施設を主な派遣先として想定している。 広域で応援派遣職員が来た際、都の仕組みとすり合わせつつ、その調整をどのように行うかをあらかじめ決定しておく必要がある。
新潟県	活動マニュアルの統一化。
長野県	応援チームへ1名福祉チーム員を同行する方法をとっているが、3~5日連続対応できるチーム員は少なく、引継ぎ等も課題がある。また、受援対応できるチーム員が少ない。
静岡県	県災害対策本部(危機管理部)や健康福祉部内の他部署との受援に関する検討はあまり進んでいない。
京都府	【事務局】救助法の対象となるか、必要な情報をすぐにまとめ要請できるか、専任がない中で自チームと他チームの調整を同時にできるか。 【チーム員】受入経験がない。
和歌山県	既存のボランティア受入体制との棲み分け。
島根県	県外派遣を行う際の調整・手続き(広域派遣のルール化など)。 県外派遣受け入れ時の費用負担に係る手続き。 被災市町村や県外派遣元等との連携、情報共有体制方法。

徳島県	新型コロナウイルス感染症の関係で、流行地域からの受入れ時に、被災者が支援者を快く受入れができるかどうかが課題。「PCR 検査を事前に受けた上で派遣する」といった取り決めが全国的にできれば、双方が安心して派遣することができる。
愛媛県	まずどこに派遣を依頼したら、どのように派遣調整が行われるのか、流れが不明確。費用負担をどうするか。
高知県	応援依頼窓口が明確でない。(各都道府県に依頼するのか、厚生労働省に依頼するのか。)
熊本県	現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外からの派遣を決定する判断が難しい。(平成 28 年熊本地震では他県より受け入れあり)

※回答のあった団体のみ掲載

(連携方法・活動時の情報共有策は未検討) (27)

北海道	連絡、連携の手法等。
青森県	他の支援チーム等との情報共有、連携。 役割分担等受援体制の構築。
宮城県	他県から応援に来たチーム員が活動するにあたり、どのようにコーディネートを行うか。 支援の進め方についての意思疎通が図れるか(東北は研修内容が似た内容で実施していることから、協力がしやすいことが想定されるが、それ以外の県からは難しい可能性がある)
秋田県	受け入れる際の課題も整理されていないことが課題である。
山形県	今後検討。
福島県	他県チームの受援地区や受援期間の具体的設定方法。
茨城県	連携の方法や活動時の情報共有策
栃木県	地域の避難所の住民がいかに主体的に復興に歩き始めることができるかが大きなポイントであるが、地域の住民とも行政や専門職ともつながりがない中で、他県のチーム員に全てをお願いすることは難しいと思われることから、役割分担をどのようにしていくかが課題。
群馬県	DMAT 等のように全国統一の仕組みとなっていない部分があるため、円滑な受け入れに課題がある。 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を十分に講じる必要がある。
神奈川県	今後検討する中で、課題についても整理する。
富山県	具体的に被災した地域の一般避難所のどこへ派遣するかなどその対象となる避難所数、範囲にもよるので、県外からの応援派遣シミュレーションが必要と考える。
石川県	受入態勢の構築。
福井県	ネットワーク協議会発足後に検討。
岐阜県	全国的に統一された活動マニュアルがないため、各都道府県でチームの体制や活動内容の詳細が異なる可能性があること。 被災時、被災県が自ら他県チームの受入をコーディネートすることは困難であると考えられるため、DMAT のように国や外部機関による派遣調整体制が必要と考える。
滋賀県	受援時のコーディネートを行える人員の養成。
大阪府	実際に支援活動を行っていただく、府内市町村の受援計画の策定が進んでいない。
奈良県	他県との連絡・調整の方法、派遣された災害派遣福祉チームの活動場所の決定方法及び活動時の当該チームとの連絡・調整・情報共有の方法など。
鳥取県	現在のように感染症禍の下で、実際に県外より派遣を受け入れることができるか。
岡山県	他県 DMAT に派遣要請を行う手続き・連絡網の整理。
香川県	未検討の状況であり、現時点で記載できる課題はない。
福岡県	受け入れは想定しているものの、課題の把握までは出来ていない。
佐賀県	本県チームとの連携や情報共有の仕方。最低限の受け入れ設備、備品など。

長崎県	想定はしているが、具体的な受け入れの方法や調整等は決めていない。まずは、本県DCATの訓練を重ねながら、DCATの活動内容を十分に理解することが重要だと感じている。
大分県	どの都道府県(又は国)に要請すればよいか判断がつかない。
沖縄県	離島県であるため、他県からの移動に時間要する。

※回答のあった団体のみ掲載

③ 【受援】受援を想定していない理由（問3.②）

問3.② 想定していない理由（受援を想定していない団体のみ）

山梨県	想定できる段階まで検討が進んでいない。
愛知県	愛知県DCATで対応するため。 なお、現時点では他県の災害派遣福祉チームの受け入れまで想定していないが、災害の状況によっては、受入を検討する可能性はある。
広島県	広島県で、災害派遣福祉チームが編成されていないため。

④ 【応援】他県等で災害が起きた場合の災害派遣福祉チームの派遣（問4）

問4. 他県で災害が発生した場合の災害派遣福祉チーム派遣の可能性（応援）

(n=47)

	回答	%
1. 想定している	41	87.2%
2. 想定していない	6	12.8%

⑤ 派遣を想定している場合の手順等（問4.①）

問4.① 派遣を想定している場合の手順等

(n=41)

	回答	%
1. 検討済である	15	36.6%
2. 検討中である	13	31.7%
3. 未検討である	13	31.7%

問4.② 派遣を想定している場合の課題（想定している団体のみ）

（手順等を検討済）(15)

青森県	他の支援チーム等との情報共有、連携。費用負担に関する事。
岩手県	発災直後に被災自治体において福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チーム派遣を円滑に行うため、都道府県単位のチームの制度化やDMATのような全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要と考えている。
栃木県	地域の避難所の住民がいかに主体的に復興に歩き始めることができるかが大きなポイントであるが、地域の住民とも行政や専門職ともつながりがない中で、他県のチーム員に全てをお願いすることは難しいと思われることから、役割分担をどのようにしていくかが課題。
群馬県	DMAT等のように全国統一の仕組みとなっていない部分があるため、円滑な受け入れに課題がある。新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を十分に講じる必要がある
岐阜県	全国的に統一された活動マニュアルがないため、各都道府県でチームの体制や活動内容の詳細が異なる可能性があること。
静岡県	福祉チームの名称が自治体によって異なるため、現場で混乱が生じる。(DCATとDWAT) ※本県は令和3年度から静岡DWATへ改名予定。
三重県	新型コロナウイルス感染症のまん延に関する懸念。
京都府	チーム員の確保、災害救助法が対象とならなかった場合の費用負担、被災先の状況(チームが無い、あまりに危険過ぎる場合等は要検討)。
大阪府	DWATを派遣するにあたって、被災地の詳しい状況がどれだけ入手できるか。
奈良県	派遣のための装備品や、移動手段などの検討、他県との連絡・調整の方法、派遣した災害派遣福祉チームとの連絡・調整・情報共有の方法など。
鳥取県	チーム登録者の勤務先より派遣への理解が得られるか。
島根県	問3-②の回答と同様 広域派遣のルール化・調整・費用負担・連携・情報共有体制など。
熊本県	災害救助法の適用や被災都道府県からの要請など確認要件が多い。

※回答のあった団体のみ掲載

(手順等を検討中)(13)

埼玉県	派遣先での役割分担、安全面での配慮等。
千葉県	当県DWATと派遣先DWATとの連携。当県DWATと派遣先DWAT本部との連携。当県DWAT本部と派遣先DWAT本部との連携。
新潟県	チーム員数の不足。
石川県	派遣先との調整。
徳島県	チーム員数が少なく、本県からは数チーム(各チーム5日程度)しか編成できず、3~4週間程度の支援が限界となる。大規模な災害で復興に時間がかかる場合には、複数の都道府県のチームがリレー方式で順次支援に入るなど国全体の仕組みが必要。
愛媛県	派遣依頼はどこからきて、どのように派遣調整が行われるのか、流れが不明確。費用負担をどうするか。
高知県	遠くの被災地であった場合、チーム員に派遣依頼に応じてもらえるか。派遣先の情報(宿泊施設等)をどのように把握し周知するか。
長崎県	これまでに県内でも派遣、活動実績がないため、実際に現地でどう活動してよいのか分からないチーム員が多いと感じている。活動できるチームを育成していくためにも机上研修のみならず、訓練や先進県から学びをもとに調整していきたい。
宮崎県	災害派遣福祉チームの活動費用について、現在のところ災害毎に国から事務連絡が発出され、災害救助費から支弁が行われている仕組みになっているが、どのような経費がどの程度認められるのか、具体的に明示されていないことが課題であると考える。
沖縄県	DMA Tのような国において派遣調整する機能がない。新型コロナウイルス感染症の対策(派遣前、派遣後のPCR検査等)。

※回答のあった団体のみ掲載

(手順等を検討済)(13)

北海道	派遣先の行政、各種チーム等との連携方法。
宮城県	協力先都道府県のチーム員の体制が整備されているか。
秋田県	必要な資機材など、現地で不足しない程度に準備が整っているとはいえない。
山形県	今後検討。
茨城県	連携の方法や活動時の情報共有策。
神奈川県	派遣に係る費用負担の整理。
富山県	現状、派遣実績のある県への依頼があると考える。派遣経験のない県まで協力要請があるか。近隣県では考えられる。
福井県	NW協議会発足後に検討。
福岡県	課題とまではいかないが、これからチーム員の登録を行う中で、他県派遣に対応可能な人がどのくらいいるのかが不安である。
佐賀県	派遣先との連携や情報収集の仕方。

※回答のあった団体のみ掲載

⑥ 【応援】派遣を想定していない理由（問4.②）

問4.② 想定していない理由（派遣を想定していない団体のみ）

福島県	他県への派遣体制が構築出来ていないため。
山梨県	想定できる段階まで検討が進んでいない。
滋賀県	まずは県内派遣ができる体制を整えたうえで、県外派遣については今後検討予定。
和歌山県	チームを編成していないため。
広島県	広島県で災害派遣福祉チームが編成されていないため。

⑦ 広域派遣に向けた検討や準備等（問5）

問5 広域派遣の可能性を想定した検討や準備（複数回答）

(n=47)

	回答	%
1. 他県の研修や訓練等の視察	9	19.1%
2. 他県との研修や訓練等の共同実施	0	0.0%
3. 他県との情報交換会・意見交換会の実施	7	14.9%
4. 他県との連携に向けた会議の開催	5	10.6%
5. 応援・支援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討	0	0.0%
6. その他	9	19.1%

【その他】(9)

北海道	令和3年3月に他県の研修を視察予定。令和3年度以降、市町村における受援等について検討予定。
青森県	東北福祉大学が主催する東北6県の情報交換会に参加。
秋田県	大学主催の広域会議への参加。
静岡県	登録員養成研修やスキルアップ研修において他県職員に講師・情報提供を依頼。
三重県	県内の福祉団体と「災害福祉支援に関する協定」を締結する前に、先進事例を学ぶため熊本県と静岡県にベンチマー킹に行きました。
大阪府	令和3年度は他府県との合同研修会を開催予定。併せて、合同訓練に向けた検討会を開催予定。
奈良県	他府県との研修や訓練等の共同実施を検討中。
宮崎県	先進的な取組を行っている都道府県担当者等との情報交換。
沖縄県	他県への派遣実績のある県へ派遣方法等の聞き取りを行った。

(4) 平時との活動との連動等

① 平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会の活動との連動に向けた取組（問7）

【平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために取り組んでいること】

秋田県	秋田県地域福祉支援計画(秋田県)及び秋田県地域活動福祉計画(秋田県社会福祉協議会)などの計画において、災害福祉広域支援体制の整備を図ることとして施策の一つとして位置づけていることから、地域福祉に関する会議等の機会を捉えて、災害福祉広域支援ネットワーク協議会及び災害派遣福祉チームについて周知し、市町村や関係機関と連携していくよう環境整備に努めている。
栃木県	被災した市町村において、DWATの支援等を引き継ぎ、生かしていくためにも災害時においても包括的な支援体制が必要となると考えられることから、本県の地域福祉支援計画にDWATについて明記する予定。それに加えて市町村の地域福祉計画にも波及できればと考えている。
神奈川県	府内及び市町村行政との連携はもちろんだが、関係機関、民間団体や地域住民との災害時に備えた連携体制についても今後検討していきたい。
静岡県	静岡県災害派遣福祉チームについて、府内の他計画への位置づけが必要だと考えている。
滋賀県	しがDWATのチーム員数の目標人数が確保でき次第、各圏域の情報共有の場や研修を持つ予定をしており、平時から協働できるネットワークの構築を目指す。
大阪府	平時の活動において、将来的には各圏域でDWATが活動してもらいたいと考えているが、現時点では活動までには至っていない。 協力施設等が地域で取り組む避難訓練へ参画することなどを通じて、地域の防災対応力の強化や地元市町村、地域との繋がりを目指している。
徳島県	各団体からの推薦でチーム員を募集したため、平時から、地域包括ケアシステム等に携わっている方が多くチーム員になっていただいている。各チーム員の地元でのネットワークなどを活用すれば、こうした活動との連動もできると考えている。具体的な取組はこれからの課題である。
大分県	避難行動要支援者の個別計画策定プロセスに、地域包括ケアセンター等の福祉専門職(介護支援専門員等)に関わってもらうよう取組を進めている。 そういった観点からも災害福祉支援ネットワーク会議に「介護支援専門員協会」「地域包括総合支援在宅介護支援センター協議会」に参加いただいている。

② その他意見等（問8）

【平時の地域包括ケアシステム／地域共生社会構築の活動と連動させるために取り組んでいること】

【災害救助法への位置づけ】

- ・派遣費用の負担を明確化するなどのために災害救助法における救助への「福祉」の追加。(栃木県)
- ・より充実した体制整備のためには、発災時の活動経費の財源確保が必要。(災害救助法の適用範囲が限定されており、「災害時福祉支援体制のガイドライン」にそった活動はできない)(長野県)
- ・災害救助法に「福祉」を位置づけ、災害時に必要な経費を円滑に支弁できるようにしてほしい。また、平時の研修、訓練等の費用に対する助成の充実、確保をお願いしたい。(三重県)
- ・災害救助法の中で、項目出しと財政支援をしっかり位置づけていただきたい。(高知県)
- ・費用面で災害時の活動に支障を生じさせないため、災害時の福祉支援を災害救助法の救助メニューの一つに位置付けが必要だと考える。(福岡県)

【活動環境の整備】

- ・名称(DCAT、DWAT)の統一。(青森県)
- ・国において、避難所等で要配慮者の二次被害防止を目的に活動する災害派遣福祉チームを制度化するとともに、派遣調整システムを構築して欲しい(介護職員等の広域的な派遣体制については、国主導で体制を構築することが望ましいと考えます)。災害救助法のなかで、災害福祉支援について明確に位置付け、制度的な部分(財源・服務・保障等)の整備を行い、災害発生時に速やかに活動できる環境整備を図ってもらいたい。(山形県)
- ・国による全国ネットワークの形成。(栃木県)
- ・発災時においては、DMATのように国において受援都道府県と応援都道府県との連絡・派遣調整を一元的に行うような体制を確立していただきたい。併せて、多数のチーム員の派遣調整の手続きや県内外のチーム員間の活動情報の共有にあたり、全国で統一した派遣調整・情報共有システムを構築していただきたい。(新潟県)
- ・広域的な派遣体制の構築にあたり、都道府県間の派遣調整を担う機関が必要と考える。(岐阜県)
- ・広域災害時、国による各都道府県間の調整等をお願いしたい。(三重県)
- ・DWAT等向けの保険(傷害保険、損害賠償保険、感染症)を全国のスケールメリットを活かして構築してほしい。(三重県)
- ・支援情報の共有システムを構築してほしい。(三重県)
- ・全国的な支援態勢を構築できるよう、財政面・構築の義務化等の支援を国で行って欲しい。(京都府)

【統一カリキュラム・人材育成】

- ・DMATのように、国の研修メニューを充実させてほしい。(福井県)
- ・体制の標準化、統一化を図るため、全国統一の指針やマニュアル等が必要と考える。(岐阜県)
- ・ロジスティクス向け研修や、ICS、CSCATT TTを学ぶ機会を提供してほしい。(三重県)
- ・災害派遣福祉チームのロジ担当の確保や育成をどのようにしていくのかが課題となっている。事務職員という位置づけでは手が集まらず、育成プログラムなどを受講し、「ロジの専門職」を育てるといった仕組みが必要を感じている。(徳島県)

【他県等との連携・情報提供】

- ・登録員の養成数が大きくなるにつれて、平時における活動場面の確保、登録員どうしの横のつながり、モチベーションの維持が課題となっている。(コロナ禍で集まる場の確保が難しい)災害派遣福祉チームについて都道府県の事務局を担っている部署の一覧作成。事務局体制の強化。(静岡県)
- ・他府県において、平時にどのようなDWAT活動を行っているのか情報をいただきたい。(大阪府)
- ・全国規模の研修や意見交換会の開催を希望。(鳥取県)
- ・各県DWATの活動内容のある程度の統一化、水準の維持向上のために、毎年、全国研修・ブロック研修を実施していただけるとありがたい。(岡山県)
- ・昨年発足したばかりで災害支援の経験が無いため、派遣時の事務局の動きやチーム員の業務実績を共有していただきたい。どのような研修や資機材が有効なのか情報共有いただきたい。(高知県)
- ・当県においては、大規模災害等の事例が少なく、活動実績がないため、DWATや災害ボランティアセンター等の運営・連携等に不安がある。国において、他県の活動実績等の報告や関係部局(庁内)と連携した研修等を開催していただきたい。(沖縄県)

【その他(連携・取組)】

- ・災害時の福祉支援体制として、県、市町村、関係機関、関係団体による連携体制の構築が求められているところだが、現状ではそれぞれに対応できることを行い、そのできることを根気強く継続していく息の長い取組を行うことにより、少しでも有機的な連携体制の構築を推進していきたいと考えている。(秋田県)

- ・ 災害時を想定することも必要であるが、日常的なかかわりや支援があつてこそその災害時と考える。身近な地域で、民生委員・自治会・社会福祉法人や事業所、社協などが連携して要配慮者の支援について検討する場が必要であり、DWATの周知や市町村との連携を持ったDWAT活動の充実が必要になると考える。(富山県)
- ・ 全国的にDWATの設置が進んできている中、各県共通の締結団体(介護福祉士会等)があるが、これらの団体の全国組織と国がDWATの取組みについて認識を合わせれば、各県においてよりスムーズに取組みが進むと思われる。(福岡県)
- ・ 多くの多職種チームがある中で、DCATの位置づけや活動内容等がまだ十分に把握されていない現状にある(DCATとDWATの活動は一緒なのか、別ものなのか等の質問もよくある。)。まずは、DCATの役割や活動内容を知ってもらうためにも、地域での訓練等に参加し、チーム作りを行っていきたい。(長崎県)
- ・ 災害時の福祉支援体制の取組も地域共生社会の実現に向けた取組も福祉以外の他の所属との連携が重要であり、福祉だけではなく関連する他部局に対しても同様に、体制構築に係る重要性や必要性を感じてもらわなければ、福祉の部署だけで進めていくのは限界があると考える。(宮崎県)

3. 調査結果：災害派遣福祉チームの活動状況

(1) 災害派遣福祉チームの派遣活動の実績

災害派遣福祉チームの派遣経験を持つ都道府県は、13 団体 (27.7%) である。(問6)

災害派遣福祉チームの派遣経験の有無(問6)

(n=47)

	回答	%
1. ある	13	27.7%
2. ない	34	72.3%

最初の災害派遣福祉チームによる活動は、2016 年の「平成 28 年熊本地震」である。この時には、熊本県が益城町に災害派遣福祉チームの県内派遣を行い、その応援として岩手県と京都府から災害派遣福祉チームの広域派遣が行われ、熊本県の災害派遣福祉チームと一緒に支援活動を行った。同年 8 月には「平成 28 年台風 10 号災害」が発生し、岩手県は岩泉町他に災害派遣福祉チームの県内派遣を行った。この年、岩手県は災害派遣福祉チームによる派遣活動を 2 回経験した。

2018 年には「平成 30 年 7 月豪雨災害」が発生し、岡山県では真備町への災害派遣福祉チームの県内派遣を行い、その応援として青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府より災害派遣福祉チームの広域派遣が行われ、岡山県災害派遣福祉チームと一緒に支援活動を行った。また、愛媛県においても大洲市、西予市への災害派遣福祉チームの県内派遣が行われた。

翌 2019 年には「令和元年東日本台風」が発生し、宮城県には大崎市他、福島県は丸森町他、栃木県は栃木市、埼玉県は川越市、長野県は長野市に災害派遣福祉チームの県内派遣が行われた。また、長野県に対しては、群馬県より災害派遣福祉チームの広域派遣が行われ、長野県災害派遣福祉チームと一緒に支援活動を行った。埼玉県の場合、川越市内で浸水した障害者施設の入居者が市の総合福祉センターで避難生活を送ることになったため、当該事業所と共にその生活を支えた。

今年度は「令和 2 年 7 月豪雨」が発生し、熊本県は人吉市他に災害派遣福祉チームの県内派遣を行った。熊本県にとっては、2 度目の県内派遣であった。

【災害別】

災害の名称	派遣先	都道府県名	県内派遣	県外派遣	活動期間	チーム数の計	派遣人員延べ数
平成28年熊本地震	益城町(熊本県)	熊本県	○		2016/4/25 ～2016/7/31	—	373
		岩手県		○	2016/4/28 ～2016/5/18	5	24
		京都府		○	2016/5/12 ～2016/5/31	3	15
平成28年台風10号災害	岩手県消防学校、 岩泉町(岩手県)	岩手県	○		2016/8/31 ～2016/10/7	10	58
平成30年7月豪雨災害	大洲市、西予市 (以上、愛媛県)	愛媛県	○		2019/7/9、 2019/7/12～ ～2019/7/16、 2019/7/28、 2019/8/7～14	16	56
	倉敷市(岡山県)	岡山県	○		2018/7/10 ～2018/9/2	39	262
		京都府		○	2018/7/10、 2018/7/20 ～2018/8/13	6	24
		岩手県		○	2018/7/11 ～2018/7/28	2	10
		静岡県		○	2018/7/23 ～2018/8/6	3	12
		群馬県		○	2020/8/4 ～2020/8/13	2	58
		青森県		○	2018/8/13 ～2018/8/21	2	8
令和元年東日本台風	栃木市(栃木県)	栃木県	○		先遣隊 2019/10/13 本隊 2019/10/28 ～11/19	2	54
	長野市(長野市)	長野県	○		2019/10/14 ～2019/12/20	—	402
		群馬県		○	2020/10/16、 2020/10/24 ～2020/12/10	12	258
	大崎市、丸森町、大郷町(以上、宮城县)、角田市(秋田県)	宮城県	○		2019/10/15 ～2019/11/11	7	67
	川越市(埼玉県) ※障害者福祉施設	埼玉県	○		2019/10/19 ～2019/11/20	11	206
	本宮市、いわき市、郡山市(以上、福島県)	福島県	○		2019/11/1 ～2019/11/28	12	38
令和2年7月豪雨災害	人吉市、相良村、芦北町、球磨村(以上、熊本県)	熊本県	○		2020/7/8 ～2020/9/30	—	497

【団体別】

都道府県名	災害の名称	県内 派遣	県外 派遣	派遣先	活動期間	チーム 数の計	派遣人員(延 べ数)
青森県	平成30年7月豪雨		○	倉敷市(岡山県)	2018/8/13 ～2018/8/21	2	8
	平成28年熊本地震		○	益城町(熊本県)	2016/4/28 ～2016/5/18	5	24
岩手県	平成28年台風10号災害	○		岩手県消防学校、 岩泉町(岩手県)	2016/8/31 ～2016/10/7	10	58
	平成30年7月豪雨災害		○	倉敷市(岡山県)	2018/7/11 ～2018/7/28	2	10
宮城県	令和元年東日本台風	○		大崎市、丸森町、大 郷町(以上、宮城 県)、角田市(秋田県)	2019/10/15 ～2019/11/11	7	67
福島県	令和元年東日本台風	○		本宮市、いわき市、 郡山市(以上、福島 県)	2019/11/1 ～2019/11/28	12	38
栃木県	令和元年東日本台風	○		栃木市(栃木県)	先遣隊 2019/10/13 本隊 2019/10/28 ～11/19	2	54
群馬県	平成30年7月豪雨		○	倉敷市(岡山県)	2020/8/4 ～2020/8/13	2	58
	令和元年東日本台風		○	長野市(長野県)	2020/10/16、 2020/10/24 ～2020/12/10	12	258
埼玉県	令和元年東日本台風	○		川越市(埼玉県) ※障害者福祉施設	2019/10/19 ～2019/11/20	11	206
長野県	令和元年東日本台風	○		長野市(長野市)	2019/10/14 ～2019/12/20	—	402
静岡県	平成30年7月豪雨		○	倉敷市(岡山市)	2018/7/23 ～2018/8/6	3	12
京都府	平成28年熊本地震		○	益城町(熊本県)	2016/5/12 ～2016/5/31	3	15
	平成30年7月豪雨災害		○	倉敷市(岡山県)	2018/7/10、 2018/7/20 ～2018/8/13	6	24
岡山県	平成30年7月豪雨災害	○		倉敷市(岡山県)	2018/7/10 ～2018/9/2	39	262
愛媛県	平成30年7月豪雨災害	○		大洲市、西予市 (以上、愛媛県)	2019/7/9、 2019/7/12～ ～2019/7/16、 2019/7/28、 2019/8/7～14	16	56
熊本県	平成28年熊本地震	○		益城町(熊本県)	2016/4/25 ～2016/7/31	—	373
	令和2年7月豪雨災害	○		人吉市、相良村、芦 北町、球磨村(以上、 熊本県)	2020/7/8 ～2020/9/30	—	497

(2) 災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと

【派遣活動後に実施したこと】（複数回答）

(n=13)

	回答	%
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	9	69.2%
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	12	92.3%
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	2	15.4%
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	3	23.1%
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	0	0.0%
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	1	7.7%
7. 庁内の他部署に活動情報の提供	7	53.8%
8. 災害時の福祉支援体制を構築する団体等への活動情報の提供	11	84.6%
9. その他	1	7.7%

(3) 派遣活動の課題と評価

① 都道府県

課題	【活動環境の整備】 <ul style="list-style-type: none">・ 広域的な派遣体制の構築にあたり、災害救助法における救助への「福祉」の追加、災害派遣福祉チームの制度化及び全国的な派遣調整システムの構築が必要であり、当県もこのことについて国へ要望している。(岩手県)・ 全国統一の仕組みとなっていないため、県外への派遣に係る調整に手間がかかる。(群馬県)・ 每年、大規模災害が発生し、平時から災害に備えた多様な取組が求められる中、そうした取組を進める人件費への国庫補助が不十分である。(群馬県)・ 体制強化のための予算措置、他県DWATに派遣要請を行う手続き・連絡網の整理(岡山県)
	【応援・受援等】 <ul style="list-style-type: none">・ 他県との連携体制。(情報共有等)(青森県)・ 県内で複数の避難所が設置されたが、派遣協定団体・施設数が少ないため、同時に派遣要請があつた場合には対応は出来なかつた。(宮城県)・ 他県チームの受援について具体的な検討が進んでいない。(静岡県)・ 県内での大規模、広域災害の発生を想定した受援体制の構築。(愛媛県)
	【市町村との連携】 <ul style="list-style-type: none">・ 市町村も災害福祉広域支援ネットワーク協議会のメンバーであるが、災害派遣福祉チームへの理解促進のための取組が必要と感じた。(宮城県)・ 災害派遣福祉チームの活動における市町村との連携体制。(長野県)
	【活動時の保健・医療等との連携体制】 <ul style="list-style-type: none">・ 医療・保健分野との連携。(栃木県)・ 医療・保健分野との連携体制が確立できていない。(長野県)・ 災害対策本部や、DMAT等の支援チームとの連携について検討が必要である。(静岡県)・ 保健、医療関係者等の認知度向上、地域における連携体制の構築。(愛媛県)
	【ネットワーク事務局・本部】 <ul style="list-style-type: none">・ 派遣するチーム員を調整する職員の確保。(福島県)・ 実際の活動時の事務局との役割分担等の明確化。(長野県)・ 行政が主体となり研修内容の検討、開催や派遣調整等を行つており、担当が変わることによりこれまでの経過を引きつぐことが難しい。(京都府)・ 県が事務局(単独)であり、発災時の人員配置等、迅速な対応を行うための体制づくりに課題がある。(熊本県)
	【災害派遣福祉チームの強化】 <ul style="list-style-type: none">・ リーダーやコーディネーターとなる人材の養成。(埼玉県)・ チーム体制の充実強化。(埼玉県)・ チーム員の技能維持、スキルアップに向けた研修体系の整備。(愛媛県)

	<p>【福祉専門職による支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームを派遣したことにより、避難所の要配慮者支援体制を構築することで、避難生活を支援することができた。(岩手県) ・初めての派遣・支援活動であり、無事に終了し、一定の成果をあげることができた。(埼玉県) ・避難所における要配慮者の避難生活において福祉専門職の視点から課題を発見し改善できた。(長野県) ・被災者の二次災害防止に役立った。(岡山県) ・平成30年7月豪雨災害において避難所で活動した際に、実際に避難所の環境改善につながった事例もあるなど、要配慮者の避難環境の向上につながっていること。(愛媛県) <p>【知見等の蓄積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県への派遣によるノウハウの蓄積。(青森県) ・災害時対応の具体的なイメージを持つことができた。(群馬県)。 ・平時の訓練や研修をとおして、他都道府県の福祉担当部署の活動を知ることができた。また、本県の取組を研修で発信することができた。(静岡県) ・災害時の対応がわかる。(京都府) ・今後の課題発見に繋がる。(京都府) <p>【ネットワーク体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時保健医療福祉活動マニュアルの作成。(これまでの医療体制に保健・福祉体制の運用を追加)(栃木県) ・種別協議会との連携が図られた。(埼玉県) ・広域連携力が強まる。(京都府) ・災害時における福祉の重要性の認識が、都道府県・事務局・チーム員・市町の間で徐々に高まってきたこと。(愛媛県) ・令和2年7月豪雨災害時、他専門支援団体と連携し活動することができた。(熊本県) <p>【災害時における福祉の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や住民の方に災害派遣福祉チームの存在を知っていただくことが出来た。(宮城県)
--	--

② 事務局

課題	【応援・受援等】 <ul style="list-style-type: none">・ 県内で複数の避難所が設置されたが、派遣協定団体・施設数が少ないとため、同時に派遣要請があつた場合には対応は出来なかつた。(宮城県)・ 県外DWATの受援体制の整備(岡山県)
	【市町村との連携】 <ul style="list-style-type: none">・ 市町村も災害福祉広域支援ネットワーク協議会のメンバーであるが、災害派遣福祉チームへの理解促進のための取組が必要と感じた。(宮城県)・ 現地との調整を丁寧に行う必要。(埼玉県)
	【ネットワーク事務局・本部】 <ul style="list-style-type: none">・ 災害発生時における事務局機能の具体的な体制づくり。(青森県)・ 県や県社協ともに人事異動があるため、事務局ノウハウを蓄積し、組織内で共有すること。(群馬県)・ 行政が主体となり研修内容の検討、開催や派遣調整等を行つており、担当が変わることによりこれまでの経過を引きつぐことが難しい。(京都府)・ 専任職員の配置など事務局体制の整備(岡山県)・ 平時からのチーム隊員管理や体制強化の協議等を行えるリソースを確保するなど、事務局機能の強化。(愛媛県)・ 県が事務局(単独)であり、発災時の人員配置等、迅速な対応を行うための体制づくりに課題がある。(熊本県)
	【災害派遣福祉チームの強化】 <ul style="list-style-type: none">・ チーム登録員の増、研修内容の充実。(青森県)・ 災害時における人員確保。(チームの後方支援)(栃木県)・ コロナ禍における研修会の実施方法。(静岡県)
	【活動手順等】 <ul style="list-style-type: none">・ マニュアル・各種様式の改訂。(青森県)・ チーム員への事前の情報提供。(埼玉県)・ 次クールに円滑に引き継げる体制の検討。(埼玉県)・ 専従者がいない。マンパワー不足。(長野県)・ 避難所支援では紙による相談記録が積み重なり、共有や被災市町村への引継ぎが円滑にできなかつたため、クラウドツールを活用した支援記録管理システムの作成を検討。(長野県)・ 運営マニュアル・活動マニュアルの作成(岡山県)
	【活動資機材】 <ul style="list-style-type: none">・ 資機材に準備不足があつた。(宮城県)・ 活動に必要な資機材の配備(岡山県)

	<p>【福祉専門職による支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームを派遣したことにより、避難所の要配慮者支援体制を構築することで、避難生活を支援することができた。(岩手県) <p>【知見等の蓄積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県への派遣によるノウハウの蓄積。(青森県) ・課題の明確化。(先遣隊の設置等)(栃木県) ・初めての派遣・支援活動であり、無事に終了し、一定の成果をあげることができた。(埼玉県) <p>【ネットワーク体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会設立に関わってきた構成団体間で本事業の有効性を実感することができ、市町村、福祉関係団体、住民の理解が深まった。(宮城県) ・他県の福祉関係者等とのつながりができる。(群馬県) ・長野県への派遣を通じて、保健所を核とした保健医療福祉活動のイメージを持つことができた。(群馬県) ・種別協議会との連携が図られた。(埼玉県) ・多くのチーム員の参加があり、大規模災害の際は県全体で支援していくことが重要。(長野県)
--	---

③ チーム員

課題

【災害派遣福祉チームの活動に対する理解】

- ・派遣協定を結んでいるものの、所属施設及び同僚からの理解がなかなか得られないと伺っている。(宮城県)
- ・職場の理解が得られにくく、連続派遣が難しい。(1派遣3~5日を想定)(長野県)

【派遣先との調整】

- ・受入施設との業務分担を整理しておく必要性。(埼玉県)

【チーム員の量的充実】

- ・チーム登録員の増。(青森県)
- ・新規登録者の確保。(京都府)

【チーム員の資質向上】

- ・チーム員の資質向上。(青森県)
- ・コーディネーターの養成。(青森県)
- ・派遣要請に対応するため、引き続き、チーム員の確保・養成が必要である。(岩手県)
- ・スキルの平準化。(栃木県)
- ・チーム員の養成人数が当初目標の300人に近づいているので、今後の目標を定める必要がある。登録員のフォローアップに重点を置きたい。(静岡県)
- ・派遣経験者とそうでないチーム員の間で経験の差ができる結果、研修において派遣者が全て正しいとなってしまう。(京都府)
- ・チーム員の練度の向上のための研修や訓練の実施。(岡山県)

【チーム員の活動の活性化】

- ・モチベーションの維持。(栃木県)
- ・研修後、チーム員に登録しただけで活動や連絡グループに参加しない人が多い(約半数)。(長野県)
- ・研修参加の対象を全チーム員としているが、数年経過すると参加者が固定されてくる。(京都府)
- ・地域での活動の充実化。(愛媛県)

【地域バランス】

- ・県内を大きく4ブロックに分けた場合には、メンバーの登録状況等のバランスが取れてきたが、保健所圏域では、登録人数が少ない地域、先遣隊やリーダーが少ない地域などの偏りが見られる。(群馬県)
- ・チーム毎に人数差があり、平時の活動に影響している。(京都府)
- ・圏域ごとでリーダーやコアとなる役割を担う方の確保。(愛媛県)

【新型コロナ禍での活動】

- ・令和2年7月豪雨災害時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への懸念から、県外からの応援チームの受け入れを自粛した。また、当県協定締結団体に所属する施設でも感染対策が徹底されるなかで、活動への参加が難しくなるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中での活動となつた。(熊本県)
- ・活動する中で、事前に受講していた研修内容と、実際の現場(コロナ禍)に違いがあった。(熊本県)

評価	<p>【福祉専門職による支援の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームを派遣したことにより、避難所の要配慮者支援体制を構築することで、避難生活を支援することができた。(岩手県) ・現場の工夫と連携により利用者の特性等を共有し、次クールへ引き継げた。(埼玉県) ・支援を行う対象は高齢者、障害者だけでなく児童や一般の方もおり、チーム員それぞれの福祉専門職として、普段の業務をしている経験を活かし被災された方の支援が行うことができた。(長野県) ・令和2年7月豪雨災害時、介護福祉士、理学療法士、作業療法士など多職種による対応や専門機関への繋ぎにより、医療では目が届きにくい福祉ニーズへの対応ができた。(熊本県) <p>【知見等の蓄積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県への派遣によるノウハウの蓄積(青森県) ・福祉専門職としてのスキルやノウハウの蓄積ができた。(岡山県) <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームリーダー・指導的立場となれる人材の育成(青森県) ・自らが普段関わっている業務以外の分野にも理解が深まる。(群馬県) ・スキルアップとなる(個人の経験を共有することで、全体のスキルアップにも繋がる。)(京都府) <p>【チーム員としての自覚・モチベーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的支援に関する意識の向上(青森県) ・チームで行動して、必要なものを作つて、実際に避難者の役に立つていると実感できたことがうれしかったと伺っている。(宮城県) ・チーム員としての自覚、意識の変化。(栃木県) ・モチベーションの維持に繋がる。(京都府) ・専門職として貢献できた達成感を得られた。(岡山県) <p>【平時の活動に対する意識変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録員の在籍する福祉関係施設の防災意識を向上できた。(静岡県) ・地域の平時の活動促進に繋がる。(京都府) <p>【災害時における福祉の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DWAT活動の理解につながる。(京都府)
----	--

④ 市町村

課題	【周知・理解の不足】 <ul style="list-style-type: none">・発災直後に、福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断し派遣要請することが困難であり、平時から災害派遣福祉チームの活動の普及を図り、迅速な派遣要請に繋げる必要がある。(岩手県)・発災直後、災害派遣福祉チーム員が市町村へ状況確認に行ったが、災害派遣福祉チームに対する認識がなく受け入れられなかつたケースがあつた。(宮城県)・DWATに対する理解促進。(栃木県)・災害派遣福祉チームに関する理解不足。(長野県)・平時の防災訓練を通じて市町行政には災害派遣福祉チームの周知啓発を行つてゐるが、まだまだ一般の認知度が低い。(静岡県)・市町村における認知度が低いため、発災時に円滑、機動的に活動するために、市町村への認知度向上の働きかけを行うこと。(岡山県)・避難所運営に関係する部署、職員における理解の向上。(愛媛県)・医療系と比較し、災害派遣福祉チームについての周知が十分ではなかつた。(熊本県)
	【市町村の役割の明確化】 <ul style="list-style-type: none">・災害派遣福祉チームの活動における市町村の役割が明確になつてないため、市町村の協力を求めるに具体的性がない。(群馬県)・避難所等における災害派遣福祉チームとの役割分担等の明確化。(長野県)
	【市町村による温度差】 <ul style="list-style-type: none">・防災・要配慮者支援に積極的な市町村とそうでないところの取組みに差がある。(京都府)

評価	【福祉専門職による支援の効果】 <ul style="list-style-type: none">・DWATの活動により、要配慮者への見守りや、福祉的視点からの避難所の環境改善など避難所の円滑な運営に寄与するとともに、チーム員が地元の福祉専門職であるため、避難所における要配慮者を円滑に福祉サービスにつなげることができた。(岡山県)
	【災害時における福祉の理解促進】 <ul style="list-style-type: none">・DWATの認知。(栃木県)・長期の避難所生活が必要な場合、医療支援だけでなく福祉の支援も必要ということが共有できた。(長野県)
	【知見等の蓄積】 <ul style="list-style-type: none">・市町村に周知する際、活動実績に基づく具体的な取組を伝えることができた。(群馬県)
	【市町村への好影響】 <ul style="list-style-type: none">・これまで大規模災害、長期の避難所運営を行つたことが無い市町村にとって、避難所運営を知つてゐるチーム員がいることで、防災訓練、要配慮者支援に携われ、災害への備えとなる。(京都府)
	【市町村との連携強化】 <ul style="list-style-type: none">・平時の訓練や研修をとおして、県内市町の福祉担当部署との連携を深めることができた。(静岡県)

⑤ その他

課題	【マスコミ対応】 <ul style="list-style-type: none">初めての派遣ということで、避難所において災害派遣福祉チームに対するマスコミ取材が多数有り、受入eruleに対する現地対策本部と避難所責任者、協議会事務局でのコンセンサスがなく、利用者に不快な思いをさせた。(宮城県)
	【活動環境の整備】 <ul style="list-style-type: none">災害救助法の適用範囲等、活動経費の財源確保が明確になっていない。(長野県)災害救助法において災害派遣福祉チームの派遣に関する救済が不明確。(※派遣可否に係わってくる)(京都府)災害時のチーム活動に係る費用負担の明確化(国)。(愛媛県)【圏域対応】現在、事務局(県社協)においてDCATの支部化を進めており、これを通じて平時の活動を強化したい。(静岡県)
	【支援方法等の統一】 <ul style="list-style-type: none">研修プログラムに地域差があるため、全国的に見て支援方法にばらつきがあるよううかがえる。(京都府)
	【応援・受援】 <ul style="list-style-type: none">広域災害時において他チームの支援を受ける場合に、全国的な調整役が不明確であり全てを被災地事務局が行うのは難しい。(京都府)全国的な支援、受援体制の整備(国)。(愛媛県)
	【保健・医療等との連携体制】 <ul style="list-style-type: none">医療・保健等の分野との連携体制の強化。(岡山県)

評価	【知見等の蓄積】 <ul style="list-style-type: none">ボランティアやNPOの活動についても理解を深めることができた。(群馬県)
	【応援・受援】 <ul style="list-style-type: none">先進地DWATの支援により活動ノウハウの継承を円滑に行うことができた。(岡山県)
	【災害時における福祉の理解促進】 <ul style="list-style-type: none">他都道府県から派遣された保健師やDMAT⁵、JRAT、NPO関係者等にDWAT活動が周知された。(岡山県)

⁵ DMAT:Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム

(4) 災害派遣福祉チームの派遣活動の実績（団体別）

① 青森県

①活動状況	
活動 1	
災害の名称	平成30年7月豪雨災害
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣
派遣先（自治体名）	岡山県倉敷市
活動場所	一般避難所 ○ 福祉避難所 — 福祉施設等事業所 — 被災者の自宅 — その他 —
活動期間	2018/8/13～2018/8/21
派遣されたチームの数（計）	2チーム
派遣されたチーム員（延べ人数）	8人
保健・医療との連携状況	避難所内のラウンドを保健師チームと同行して行った。
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと	
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	○
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	○
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	—
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	—
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	—
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	○
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	○
9. その他	—
③災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと	
都道府県	他県との連携体制（情報共有等）
事務局	・ チーム登録員の増、研修内容の充実 ・ マニュアル・各種様式の改訂 ・ 災害発生時における事務局機能の具体的な体制づくり
チーム員	・ チーム登録員の増 ・ チーム員の資質向上 ・ コーディネーターの養成
市町村等自治体	—
その他	—
④災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
都道府県	他県への派遣によるノウハウの蓄積
事務局	他県への派遣によるノウハウの蓄積
チーム員	他県への派遣によるノウハウの蓄積、チームリーダー・指導的立場となれる人材の育成、福祉的支援に関する意識の向上
市町村等自治体	—

② 岩手県

①活動状況			
活動 1			
災害の名称	平成28年熊本地震		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	熊本県益城町		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2016/4/28～2016/5/18		
派遣されたチームの数（計）	5チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	24人		
保健・医療との連携状況	熊本D C A T のほか、岡山市保健師チームと連携し、要配慮者支援体制の土台構築に参画。		
活動 2			
災害の名称	平成28年台風第10号災害		
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	岩手県消防学校、岩泉町		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — ○	福祉避難所 被災者の自宅 (搬送拠点となった消防学校)
活動期間	2016/8/31～2016/10/7		
派遣されたチームの数（計）	10チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	58人		
保健・医療との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議等を通じて、支援関係者と連携し、避難所の要配慮者支援体制の構築に参画。 ・ 巡回チーム（医療班、心のケア、リハチーム等）への情報提供 		
活動 3			
災害の名称	平成30年7月豪雨災害		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	岡山県倉敷市		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2018/7/11～2018/7/28		
派遣されたチームの数（計）	2チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	10人		
保健・医療との連携状況	DMA T や保健師等の支援チームと連携して活動を実施。		
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと			
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	—		

2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input type="radio"/>
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	—
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input type="radio"/>
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input type="radio"/>
9. その他	—

③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと

都道府県	・ 広域的な派遣体制の構築にあたり、災害救助法における救助への「福祉」の追加、災害派遣福祉チームの制度化及び全国的な派遣調整システムの構築が必要であり、当県もこのことについて国へ要望している。
事務局	—
チーム員	・ 派遣要請に対応するため、引き続き、チーム員の確保・養成が必要である。
市町村等自治体	・ 発災直後に、福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断し派遣要請することが困難であり、平時から災害派遣福祉チームの活動の普及を図り、迅速な派遣要請に繋げる必要がある。
その他	—

④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること

都道府県	・ 災害派遣福祉チームを派遣したことにより、避難所の要配慮者支援体制を構築することで、避難生活を支援することができた。
事務局	・ 災害派遣福祉チームを派遣したことにより、避難所の要配慮者支援体制を構築することで、避難生活を支援することができた。
チーム員	・ 災害派遣福祉チームを派遣したことにより、避難所の要配慮者支援体制を構築することで、避難生活を支援することができた。
市町村等自治体	—
その他	—

③ 宮城県

①活動状況	
活動 1	
災害の名称	令和元年東日本台風
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣
派遣先（自治体名）	角田市（秋田県）、大崎市、丸森町、大郷町
活動場所	一般避難所 ○ 福祉避難所 — 福祉施設等事業所 — 被災者の自宅 — その他 ○ (市町村（情報収集、状況確認等）)
活動期間	2019/10/15～2019/11/11
派遣されたチームの数（計）	7チーム
派遣されたチーム員（延べ人数）	67人
保健・医療との連携状況	—
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと	
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	○
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	○
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	—
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	○
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	—
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	—
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	—
9. その他	—
③災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと	
都道府県	・ 県内で複数の避難所が設置されたが、派遣協定団体・施設数が少ないため、同時に派遣要請があった場合には対応は出来なかつた。 ・ 市町村も災害福祉広域支援ネットワーク協議会のメンバーであるが、災害派遣福祉チームへの理解促進のための取組が必要と感じた。
事務局	・ 資機材に準備不足があった。 ・ 県内で複数の避難所が設置されたが、派遣協定団体・施設数が少ないため、同時に派遣要請があった場合には対応は出来なかつた。 ・ 市町村も災害福祉広域支援ネットワーク協議会のメンバーであるが、災害派遣福祉チームへの理解促進のための取組が必要と感じた。
チーム員	・ 派遣協定を結んでいるものの、所属施設及び同僚からの理解が中々得られないと伺っている。
市町村等自治体	・ 発災直後、災害派遣福祉チーム員が市町村へ状況確認を行ったが、災害派遣福祉チームに対する認識がなく受け入れられなかつたケースがあつた。
その他	・ 初めての派遣ということで、避難所において災害派遣福祉チームに対するマスコミ取材が多数有り、受入ルールに対する現地対策本部と避難所責任者、協議会事務局でのコンセンサスがなく、利用者に不快な思いをさせた。
④災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
都道府県	・ 市町村や住民の方に災害派遣福祉チームの存在を知っていただくことが出来た。
事務局	・ 協議会設立に関わってきた構成団体間で本事業の有効性を実感することができ、市町村、福祉関係団体、住民の理解が深まった。
チーム員	・ チームで行動して、必要なものを作つて、実際に避難者の役に立つてると実感できたことがうれしかつたと伺つている。
市町村等自治体	—
その他	—

④ 福島県

①活動状況		
活動 1		
災害の名称	令和元年東日本台風	
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣	
派遣先（自治体名）	本宮市、いわき市、郡山市	
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ 福祉避難所 — 被災者の自宅 —
活動期間	2019/11/1～2019/11/28	
派遣されたチームの数（計）	12チーム	
派遣されたチーム員（延べ人数）	38人	
保健・医療との連携状況	• 避難所内では、保健師等と連携して活動。 • 避難所内の環境改善（衛生・安全対策）	
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと		
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	—	
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	○	
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	—	
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	—	
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—	
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	—	
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	○	
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	—	
9. その他	—	
③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと		
都道府県	派遣するチーム員を調整する職員の確保。	
事務局	—	
チーム員	—	
市町村等自治体	—	
その他	—	
④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること		
都道府県	—	
事務局	—	
チーム員	—	
市町村等自治体	—	
その他	—	

⑤ 栃木県

①活動状況		
活動 1		
災害の名称	令和元年東日本台風	
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣	
派遣先（自治体名）	栃木市	
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ 福祉避難所 — 被災者の自宅 —
活動期間	先遣隊2019/10/13、本隊2019/10/28～11/19	
派遣されたチームの数（計）	2チーム	
派遣されたチーム員（延べ人数）	54人	
保健・医療との連携状況	10月13日、栃木DWAT先遣隊を編制し、DMA T・JRAT・TMATと合同で栃木市・佐野市・足利市の避難所14か所の調査を実施。	
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと		
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	<input checked="" type="radio"/>	
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input checked="" type="radio"/>	
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	<input type="radio"/>	
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>	
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	<input type="radio"/>	
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>	
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input type="radio"/>	
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input checked="" type="radio"/>	
9. その他	<input type="radio"/>	
③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと		
都道府県	・ 医療・保健分野との連携	
事務局	・ 災害時における人員確保（チームの後方支援）	
チーム員	・ スキルの平準化 ・ モチベーションの維持	
市町村等自治体	・ DWATに対する理解促進	
その他	<input type="radio"/>	
④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること		
都道府県	・ 災害時保健医療福祉活動マニュアルの作成（これまでの医療体制に保健・福祉体制の運用を追加）	
事務局	・ 課題の明確化（先遣隊の設置等）	
チーム員	・ チーム員としての自覚、意識の変化	
市町村等自治体	・ DWATの認知	
その他	<input type="radio"/>	

⑥ 群馬県

①活動状況			
活動 1			
災害の名称	平成30年7月豪雨災害		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	岡山県		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2020/8/4～2020/8/13		
派遣されたチームの数（計）	2チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	58人		
保健・医療との連携状況	①要配慮者とのアセスメント⇒保健師、JRATと連携 ②相談支援（なんでも相談）⇒行政、保健師等と連携 ③日常生活支援（集いの場等）⇒JRAT、ボランティアと連携 ④環境改善（手すり、段差等）⇒JRATと連携 ⑤その他（子どもの居場所）⇒行政、保健師、ボランティア等と連携		
活動 2			
災害の名称	令和元年台風第19号台風災害		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	長野県		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2020/10/16、2020/10/24～2020/12/10		
派遣されたチームの数（計）	12チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	258人		
保健・医療との連携状況	①要配慮者とのアセスメント⇒医療チーム、DPAT、保健師、看護師、JRAT、POS協議会と連携 ②相談支援（なんでも相談）⇒行政、保健師、地域包括、相談支援事業所、社協等と連携 ③日常生活支援（入浴介護）⇒介護福祉士会と連携 ④日常生活支援（聴覚障害者）⇒手話通訳、行政等と連携 ⑤環境改善（手すり、段差等）⇒JRAT、POS協議会と連携 ⑥その他（車中泊、ペット避難）⇒行政、保健師等と連携		
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと			
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	<input type="radio"/>		
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input type="radio"/>		
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	<input type="radio"/>		
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>		
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	<input type="radio"/>		
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>		
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input type="radio"/>		
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input type="radio"/>		
9. その他	<input type="radio"/>		

③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 全国統一の仕組みとなっていないため、県外への派遣に係る調整に手間がかかる。 毎年、大規模災害が発生し、平時から災害に備えた多様な取組が求められる中、そうした取組を進める人件費への国庫補助が不十分である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 県や県社協ともに人事異動があるため、事務局ノウハウを蓄積し、組織内で共有すること。
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> 県内を大きく4ブロックに分けた場合には、メンバーの登録状況等のバランスが取れてきたが、保健所圏域では、登録人数が少ない地域、先遣隊やリーダーが少ない地域などの偏りが見られる。
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣福祉チームの活動における市町村の役割が明確になっていないため、市町村の協力を求めるに具体的性がない。
その他	—

④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 災害時対応の具体的なイメージを持つことができた。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 他県の福祉関係者等とのつながりができる。 長野県への派遣を通じて、保健所を核にした保健医療福祉活動のイメージを持つことができた。
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> 自らが普段関わっている業務以外の分野にも理解が深まる。
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に周知する際、活動実績に基づく具体的な取組を伝えることができた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアやNPOの活動についても理解を深めることができた。

⑦ 埼玉県

①活動状況	
活動 1	
災害の名称	令和元年台風第19号
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣
派遣先（自治体名）	障害者福祉施設
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他
活動期間	2019/10/19～2019/11/20
派遣されたチームの数（計）	11チーム
派遣されたチーム員（延べ人数）	206人
保健・医療との連携状況	特になし。
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと	
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	—
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	—
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	—
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	—
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	—
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	—
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	○
9. その他	—
③災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと	
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーやコーディネーターとなる人材の養成 ・チーム体制の充実強化
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム員への事前の情報提供 ・現地との調整を丁寧に行う必要 ・次クールに円滑に引き継げる体制の検討
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・受入施設との業務分担を整理しておく必要性
市町村等自治体	—
その他	—
④災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての派遣・支援活動であり、無事に終了し、一定の成果をあげることができた。 ・種別協議会との連携が図られた。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての派遣・支援活動であり、無事に終了し、一定の成果をあげることができた。 ・種別協議会との連携が図られた。
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工夫と連携により利用者の特性等を共有し、次クールへ引き継げた。
市町村等自治体	—
その他	—

⑧ 長野県

①活動状況		
活動 1		
災害の名称	令和元年東日本台風災害	
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣	
派遣先（自治体名）	長野市	
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ 福祉避難所 — 被災者の自宅 —
活動期間	2019/10/14～2019/12/20	
派遣されたチームの数（計）	—	
派遣されたチーム員（延べ人数）	402人	
保健・医療との連携状況	県社協の福祉チーム担当者がDMA Tの経験があつたため、発災翌日から、医療・保健・福祉連携会議に参画し、情報共有を行つた。DMA Tが撤退した発災から3週間目以降は、避難所の保健チームと福祉チームで相談窓口を併設し、相談記録も共通ルールで整理をして、連携した活動を行つた。	
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと		
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	<input checked="" type="radio"/>	
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input checked="" type="radio"/>	
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	<input type="radio"/>	
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>	
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	<input type="radio"/>	
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>	
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input type="radio"/>	
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input checked="" type="radio"/>	
9. その他	<input type="radio"/>	
③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・保健分野との連携体制が確立できていない。 ・ 実際の活動時の事務局との役割分担等の明確化。 ・ 災害派遣福祉チームの活動における市町村との連携体制 	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従者がいない。マンパワー不足。 ・ 避難所支援では紙による相談記録が積み重なり、共有や被災市町村への引継ぎが円滑にできなかつたため、クラウドツールを活用した支援記録管理システムの作成を検討。 	
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の理解が得られにくく、連続派遣が難しい。（1派遣3～5日を想定） ・ 研修後、チーム員に登録しただけで活動や連絡グループに参加しない人が多い（約半数） 	
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣福祉チームに関する理解不足 ・ 避難所等における災害派遣福祉チームとの役割分担等の明確化 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法の適用範囲等、活動経費の財源確保が明確になっていない。 	
④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における要配慮者の避難生活において福祉専門職の視点から課題を発見し改善できた。 	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くのチーム員の参加があり、大規模災害の際は県全体で支援していくことが重要。 	
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を行う対象は高齢者、障害者だけでなく児童や一般の方もあり、チーム員それぞれの福祉専門職として、普段の業務をしている経験を活かし被災された方の支援が行うことができた。 	
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期の避難所生活が必要な場合、医療支援だけでなく福祉の支援も必要ということが共有できた。 	
その他	<input type="radio"/>	

⑨ 静岡県

①活動状況			
活動 1			
災害の名称	平成30年7月豪雨災害		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	岡山県倉敷市		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ 福祉避難所 — 被災者の自宅 —	—
活動期間	2018/7/23～2018/8/6		
派遣されたチームの数（計）	3チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	12人		
保健・医療との連携状況	避難所環境整備、避難者情報の共有		
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと			
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	<input checked="" type="radio"/>		
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input checked="" type="radio"/>		
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	<input type="radio"/>		
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>		
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	<input type="radio"/>		
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>		
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input type="radio"/>		
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input checked="" type="radio"/>		
9. その他	<input type="radio"/>		
③災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと			
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部や、DMA T等の支援チームとの連携について検討が必要である。 ・他県チームの受援について具体的な検討が進んでいない。 		
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における研修会の実施方法。 		
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム員の養成人数が当初目標の300人に近づいているので、今後の目標を定める必要がある。登録員のフォローアップに重点を置きたい。 		
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の防災訓練を通じて市町行政にはD C A Tの周知啓発を行っているが、まだまだ一般的な認知度が低い。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、事務局（県社協）においてD C A Tの支部化を進めており、これを通じて平時の活動を強化したい。 		
④災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること			
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の訓練や研修をとおして、他都道府県の福祉担当部署の活動を知ることができた。また、本県の取組を研修で発信することができた。 		
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・登録員養成研修やエリア別情報交換会などの平時の活動をとおして、県内の福祉関係施設職員と顔の見える関係を築くことができた。 		
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・登録員の在籍する福祉関係施設の防災意識を向上できた。 		
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の訓練や研修をとおして、県内市町の福祉担当部署との連携を深めることができた。 		
その他	<input type="radio"/>		

⑩ 京都府

①活動状況			
活動 1			
災害の名称	平成28年熊本地震		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	熊本県益城町		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2016/5/13～2016/5/31		
派遣されたチームの数（計）	3チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	15人		
保健・医療との連携状況	—		
活動 2			
災害の名称	平成30年7月豪雨災害		
活動形態	他県への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	岡山県倉敷市		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2018/7/20～2018/8/13		
派遣されたチームの数（計）	6チーム		
派遣されたチーム員（延べ人数）	24人		
保健・医療との連携状況	—		
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと			
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	<input checked="" type="radio"/>		
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input checked="" type="radio"/>		
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	<input type="radio"/>		
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>		
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	<input type="radio"/>		
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>		
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input checked="" type="radio"/>		
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input checked="" type="radio"/>		
9. その他	<input type="radio"/>		
③災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと			
都道府県	・ 行政が主体となり研修内容の検討、開催や派遣調整等を行っており、担当が変わることによりこれまでの経過を引きつぐことが難しい。		
事務局	同上		
チーム員	・ 研修参加の対象を全チーム員としているが、数年経過すると参加者が固定されてくる。 ・ 新規登録者の確保。		

	<ul style="list-style-type: none"> 派遣経験者とそうでないチーム員の間で経験の差がでる結果、研修において派遣者が全て正しいとなってしまう。 チーム毎に人数差があり、平時の活動に影響している。
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> 防災・要配慮者支援に積極的な市町村とそうでないところの取組みに差がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 研修プログラムに地域差があるため、全国的に見て支援方法にはらつきがあるよううかがえる。 広域災害時において他チームの支援を受ける場合に、全国的な調整役が不明確であり全てを被災地事務局が行うのは難しい。 災害救助方においてDWA T派遣に関する救済が不明確（※派遣可否に係わってく）。
④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応がわかる。 今後の課題発見に繋がる。 広域連携力が強まる。
事務局	同上
チーム員	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップとなる（個人の経験を共有することで、全体のスキルアップにも繋がる）。 モチベーションの維持に繋がる。 地域の平時の活動促進に繋がる。 DWA T活動の理解に綱がる。
市町村等自治体	<ul style="list-style-type: none"> これまで大規模災害、長期の避難所運営を行ったことが無い市町村にとって、避難所運営を知っているチーム員がいることで、防災訓練、要配慮者支援に携われ、災害への備えとなる。
その他	—

⑪ 岡山県

①活動状況						
活動 1						
災害の名称	平成30年7月豪雨災害					
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣					
派遣先（自治体名）	倉敷市					
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —			
活動期間	2018/7/10～2018/9/2					
派遣されたチームの数（計）	39チーム					
派遣されたチーム員（延べ人数）	262人					
保健・医療との連携状況	派遣後に現地において、保健・医療と連携体制を構築し、効果的な支援活動を実施することができた。					
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと						
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	<input checked="" type="radio"/>					
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	<input checked="" type="radio"/>					
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	<input type="radio"/>					
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>					
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	<input type="radio"/>					
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	<input type="radio"/>					
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	<input type="radio"/>					
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	<input checked="" type="radio"/>					
9. その他	<input checked="" type="radio"/>					
(活動したチーム員に調査を実施し、調査報告書を発刊するとともに、研修会等で活動報告を行った。)						
③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと						
都道府県	・体制強化のための予算措置、他県DWATに派遣要請を行う手続き・連絡網の整理。					
事務局	・専任職員の配置など事務局体制の整備、運営マニュアル・活動マニュアルの作成、活動に必要な資機材の配備、県外DWATの受援体制の整備。					
チーム員	・チーム員の練度の向上のための研修や訓練の実施。					
市町村等自治体	・市町村における認知度が低いため、発災時に円滑、機動的に活動するために、市町村への認知度向上の働きかけを行うこと。					
その他	・医療・保健等の分野との連携体制の強化。					
④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること						
都道府県	・被災者の二次災害防止に役立った。					
事務局	・チーム派遣に関するスキルやノウハウを蓄積できた。					
チーム員	・専門職として貢献できた達成感を得られた。 ・福祉専門職としてのスキルやノウハウの蓄積ができた。					
市町村等自治体	・DWATの活動により、要配慮者への見守りや、福祉的視点からの避難所の環境改善など避難所の円滑な運営に寄与するとともに、チーム員が地元の福祉専門職であるため、避難所における要配慮者を円滑に福祉サービスにつなげることができた。					
その他	・先進地DWATの支援により活動ノウハウの継承を円滑に行うことができた。 ・他都道府県から派遣された保健師やDMA T、JRAT、NPO関係者等にDWAT活動が周知された。					

⑫ 愛媛県

①活動状況	
活動 1	
災害の名称	平成30年7月豪雨災害
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣
派遣先（自治体名）	大洲市、西予市
活動場所	一般避難所 ○ 福祉避難所 — 福祉施設等事業所 — 被災者の自宅 — その他 —
活動期間	2019/7/9、2019/7/12～16、2019/7/28、2019/8/7～14
派遣されたチームの数（計）	16チーム
派遣されたチーム員（延べ人数）	56人
保健・医療との連携状況	現地対策会議に参加し、情報共有を図っていた。
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと	
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	○
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	○
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	○
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	○
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	—
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	○
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	○
9. その他	—
③災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと	
都道府県	・ 保健、医療関係者等の認知度向上、地域における連携体制の構築 ・ 県内での大規模、広域災害の発生を想定した受援体制の構築 ・ チーム員の技能維持、スキルアップに向けた研修体系の整備
事務局	・ 平時からのチーム員管理や体制強化の協議等を行えるリソースを確保するなど、事務局機能の強化
チーム員	・ 圏域ごとでリーダーやコアとなる役割を担う方の確保 ・ 地域での活動の充実化
市町村等自治体	・ 避難所運営に関する部署、職員における理解の向上
その他	・ 全国的な支援、受援体制の整備（国） ・ 災害時のチーム活動に係る費用負担の明確化（国）
④災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
都道府県	・ 災害時における福祉の重要性の認識が、都道府県・事務局・チーム員・市町の間で徐々に高まってきたこと。 ・ 平成30年7月豪雨災害において避難所で活動した際に、実際に避難所の環境改善につながった事例もあるなど、要配慮者の避難環境の向上につながっていること。
事務局	—
チーム員	—
市町村等自治体	—
その他	—

⑬ 熊本県

①活動状況			
活動 1			
災害の名称	平成28年熊本地震		
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	益城町		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2016/4/25～2016/7/31		
派遣されたチームの数（計）	—		
派遣されたチーム員（延べ人数）	373人		
保健・医療との連携状況	—		
活動 2			
災害の名称	令和2年7月豪雨災害		
活動形態	県内への災害派遣福祉チームの派遣		
派遣先（自治体名）	人吉市、相良村、芦北町、球磨村		
活動場所	一般避難所 福祉施設等事業所 その他	○ — —	福祉避難所 被災者の自宅 —
活動期間	2020/7/8～2020/9/30		
派遣されたチームの数（計）	—		
派遣されたチーム員（延べ人数）	497人		
保健・医療との連携状況	—		
②災害派遣福祉チームの活動後に実施したこと			
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	—		
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	○		
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	○		
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	—		
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	—		
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	—		
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	○		
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	○		
9. その他	—		
③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたこと			
都道府県・事務局	・県が事務局（単独）であり、発災時の人員配置等、迅速な対応を行うための体制づくりに課題がある。		
チーム員	・令和2年7月豪雨災害時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への懸念から、県外からの応援チームの受け入れを自粛した。また、当県協定締結団体に所属する施設でも感染対策が徹底されるなかで、活動への参加が難しくなるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中での活動となった。 ・活動するなかで、事前に受講していた研修内容と、実際の現場（コロナ禍）に違いがあった。		
市町村等自治体	・医療系と比較し、災害派遣福祉チームについての周知が十分ではなかった。		
その他	—		
④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること			
都道府県・事務局	・令和2年7月豪雨災害時、他専門支援団体と連携し活動することができた。		
チーム員	・令和2年7月豪雨災害時、介護福祉士、理学療法士、作業療法士など多職種による対応や専門機関への繋ぎにより、医療では目が届きにくい福祉ニーズへの対応ができた。		
市町村等自治体	—		
その他	—		

4. 考察：災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの現状と課題

この数年においても地震、水害等の災害は例年のように発生している。災害派遣福祉チームは都道府県が実施する災害対応の活動の一つであり、必要な時に確実に稼働させなければならない。そのため都道府県、ネットワーク本部は、ネットワークを構成する団体とも協議をしながら取組を進めて行く必要がある。災害福祉支援ネットワークでは、災害時にも福祉による支援を提供することによって、二次被害を防ぎ、災害時においても地域包括ケアシステム/地域共生社会を持続させるための取組である。よって、災害時に必要とされる場所で災害派遣福祉チームが確実に活動できるようにすることは、都道府県と災害福祉支援ネットワークを構成する団体にとって命題である。

令和2年度末の時点で、災害時の福祉支援体制の構築は46団体で着手して進められており、チーム員の確保・育成も40団体で行われている（問1、問2-1.⑬）。構築に着手している46団体のうち、過半数は2017年以降に協議会や検討会を立ち上げており、この3～4年で取り組む団体が増えている（問2-1.②）。この間の災害において災害派遣福祉チームの活動も行われたが、災害派遣福祉チームの活動経験を有しているところは13団体と限られている（問6）。

令和2年度末における取組団体数は46団体と、ほぼ全国で災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チームの育成は開始されてはいる。しかし、災害はいつ起きても不思議ではないため、災害が発生したら確実に災害福祉支援ネットワークが機能させ、目的を果たすための活動を行えるようにしておかねばならない。そのためには、現在の都道府県及びネットワーク事務局には取り組んでおくべき課題がある。

本項では、災害時に災害福祉支援ネットワークが確実に機能し、目的を遂行できる状態とするという視点で調査結果から考えられる課題について考察を行う。

(1) ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手の課題

① ネットワーク事務局/ネットワーク本部の機能の確実な担保

ネットワーク事務局は、災害時にはネットワーク本部を立ち上げて災害派遣福祉チーム派遣に向けた活動を行い、平時には災害派遣福祉チームの育成や活動環境の調整や整備を行う。よって、災害時には速やかに本部を立ち上げ、災害派遣福祉チーム派遣に向けた準備に入る必要がある。

現在、ネットワーク事務局の運営は、「都道府県と団体による共同体制（17団体）」、「都道府県委託の団体（13団体）」、「都道府県（12団体）」の3パターンに分かれ、概ね1/3ずつである。この時の委託先の「団体」は、殆どが都道府県社会福祉協議会であり、ネットワーク事務局に関わっているところは全国で28法人である（問2-1.⑨）。

ネットワーク事務局を運営する者については、都道府県それぞれの実情に応じて決めればよいが、重要であるのは、災害時の混乱した状況においても、ネットワーク事務局はネットワーク本部を「確実に立ち上げて動かすことができる」ということである。殆どの団体においてネットワーク事務局の担当者は他業務との兼任であり、人数も2名程度である（問2-1⑩）。さらに、災害が発生した場合、都道府県は他の災害対応の業務に追われる可能性が高く、都道府県社会福祉協議会には災害ボランティアセンターの対応の可能性もある。また、双方とも被災する可能性がある。

よって、災害時にネットワーク本部を確実に立ち上げるためには、本部の体制や立ち上げ手順が整理されていることとバックアップ機能や補完策があること、さらにそれらが方向性の合意だけではなく、具体に整理されていることが重要である。

調査結果では、災害が起きた際のネットワーク本部の体制や立ち上げ手順が検討済であるのは9団体（問2-1.⑯-1）、バックアップの確保を行っていると回答した団体は7団体（問2-1.⑯）、災害福祉支援ネットワーク参加団体によるネットワーク本部の協力が見込まれるところは14団体に留まる等（問2-1.⑯-2）、ネットワーク本部の機能を確実に担保するための検討が必要と考えられる団体が多い。

再掲)ネットワーク事務局を担う団体(問2-1.⑨)

(n=46)

	回答	%
1. 都道府県が担う	12	26.1%
2. 都道府県と団体が共に担う	17	37.0%
3. 団体が担う	13	28.3%
4. その他	1	2.2%
5. 未定	3	6.5%

再掲)事務局担当者の専任・兼任の状況(問2-1.⑩)

(n=39)

	回答	%
専任のみ	1	2.6%
専任と兼任	2	5.1%
兼任のみ	36	92.3%

再掲)■兼務している場合の担当者数(回答数は団体の数)

(n=38)

	回答	%
1人	9	23.7%
2人	17	44.7%
3人	5	13.2%
4人	4	10.5%
5人	1	2.6%
6人	1	2.6%
7人	1	2.6%

再掲)ネットワーク本部の体制や立ち上げ手順(問 2-1.⑯-1)

(n=46)

	回答	%
1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている	9	19.6%
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない	28	60.9%
3. 検討中である	9	19.6%

再掲)ネットワーク本部のバックアップ機能(問 2-1.⑰)

(n=46)

	回答	%
1. 確保している	7	15.2%
2. 確保していない	39	84.8%

再掲)発災時における災害時の福祉支援体制参加団体の役割や協力内容等(問 2-1.⑯-2)

(n=46)

	回答	%
1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している	14	30.4%
2. 概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない	19	41.3%
3. 検討中である	13	28.3%

② 災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手

災害派遣福祉チームの派遣に向けては、派遣が必要となる状況と投入量についての見極め、派遣判断に向けた手順が必要である。災害救助法の適用は多くの団体において派遣判断時の要件としてあげられているが、災害救助法が適用された場合でも要配慮者や被災地の福祉ニーズ、社会資源の状況はそれぞれ異なる。よって、派遣判断に資する情報が得られ、派遣要件に基づいて派遣判断を行い、手順に基づいて派遣が行われることで、速やかな災害派遣福祉チームの活動着手が可能となる。

災害派遣福祉チームの設置に伴い、チーム員の活動マニュアルを作成している団体も増えている。活動マニュアルの中に災害派遣福祉チームの派遣に向けた都道府県とネットワークの役割や簡単な手順等が記載してある場合もみられるが、概要に留まる場合も多い。災害派遣福祉チームの最終的な派遣判断は都道府県が行うが、検討はネットワーク本部とも連携しながら進めると考えられるため、内容を整理しておくことが必要である。

調査結果では、派遣判断に資する情報収集方法等を具体的に決めているとしたのは9団体（問2-1.⑯-3）、判断や意思決定方法等については10団体（問2-1.⑯-4）に留まり、概要は定めていても具体的ではない、検討中とする団体が共通して8割弱を占める。

災害の種類による可能性もあるが、災害救助法適用を基本的な要件としている場合、適用規模の災害が発生した際には、基本的に災害派遣福祉チーム派遣の必要があるものとして検討を行うと考えられる。しかし、派遣判断のための要件が具体的ではなく、要件を確認するために必要な情報が整理されておらず、情報収集の方法が検討されていない場合、実際に災害が起きた際に派遣判断を行うことが困難、もしくは判断までに時間がかかることが予想される。

再掲)災害派遣福祉チームを派遣する際の情報収集の方法(問2-1.⑯-3) (n=46)

	回答	%
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている	9	19.6%
2. 概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない	21	45.7%
3. 検討中である	15	32.6%
未回答(回答不可)	1	2.2%

再掲)災害派遣福祉チームを派遣する際の判断や意思決定の方法(問2-1.⑯-4) (n=46)

	回答	%
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている	10	21.7%
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	25	54.3%
3. 検討中である	11	23.9%

③ 広域間による受援・応援の検討

【受援・応援に向けた方法等の検討】

管内で災害が発生した場合、ネットワーク事務局、チーム員も被災し、発災当初から活動することが困難になる可能性があることから、他県からの広域派遣による応援・受援の可能性を想定する都道府県はそれぞれ9割を越える（問3、問4）。

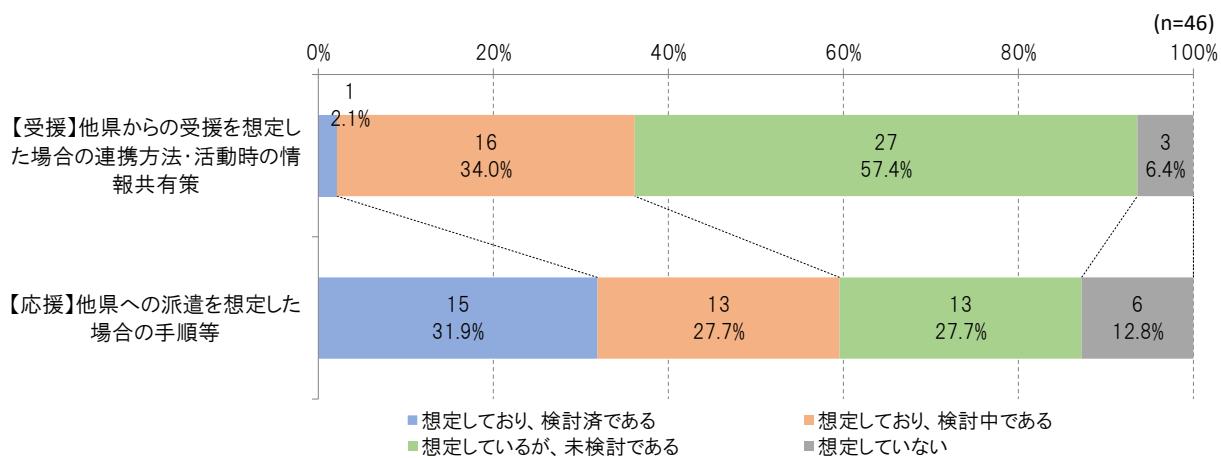
受援では他県の災害派遣福祉チームを受け入れる・応援では自県の災害派遣福祉チームを他県の被災地に送り出すことになる。その後、県内派遣と広域派遣の災害派遣福祉チームは活動を行うが、支援活動は最終的に県内の災害派遣福祉チームに集約され、地域資源に引き継がれると考えられる。よって、受援・応援を想定している場合、都道府県、ネットワーク本部、災害派遣福祉チームのそれぞれにおいて受援側と応援側の調整・協議は重要である。以上を災害時の慌ただしい状況の中でもストレスなく進め、支援活動を行っていくには、受援の場合は他県の災害派遣福祉チームの受入等を含む連携方法と情報共有策、他県への応援を想定する場合は被災自治体への派遣手順をあらかじめ検討しておく必要がある。

応援の場合、他県に災害派遣福祉チームを派遣するが、被災地に被災地外から災害派遣福祉チームを派遣するという点では県内派遣と共通する。そのため、他県に派遣を行う応援の場合、受援側と応援側の都道府県同士で派遣についての話が整理できれば、あとは応援側が災害派遣福祉チームを組成して派遣するというプロセスになる。よって、他県に対する応援のための派遣ということにネットワーク内のコンセンサスが取れれば、県内派遣と大きく手順等は変わらないとも考えられる。

一方、受援の場合、他県から災害派遣福祉チームを受け入れることになる。その場合、応援側の都道府県との調整や協議、受援を反映した活動計画の策定、被災自治体への説明や調整等の事項が生じることになるが、それと並行して被災状況の確認、管内の災害派遣福祉チーム派遣の可能性の検討等も行われねばならず、受け入れる側の都道府県、ネットワーク本部、チーム員には大きな負荷がかかることが想定される。また、そもそも「他から支援を受け入れる」ということ行為 자체が簡単なことではない。しかし、受援は想定しているが、具体的な準備は進んでいない状態で災害が発生した場合、被災によって心身とも大きな負荷がかかっている中で、受援側はさまざまな調整や判断を行わねばならない。

調査結果では、多くの都道府県において受援・応援の意向を持つ状況が見られる。受援の場合、想定はしているものの他県との連携方法や情報共有先については検討中・未検討とする所がほとんどである。一方、応援については、受援と比較して検討自体は進んでいるように見受けられる（問3、問3-1、問4、問4-1）。しかし、応援を想定し、検討済であると回答している15団体について派遣要否の判断のための情報収集策について確認してみると、具体的に決めているとしたのは8団体（問2-1. ⑯-3）、派遣する際の判断や意思決定の方法を具体的に決めているとしたのは7団体（問2-1. ⑯-4）である。うち双方とも具体的に決めていると回答したのは6団体に留まることから、実際に派遣依頼が来た際の判断については課題があり、時間がかかる可能性があると考えられる。

図-4 広域間による受援・応援の検討状況(問3、問3-1、問4、問4-1)



他県への派遣を想定し、既に派遣手順も検討済と回答した団体(問4、問4-1)×災害派遣福祉チーム派遣のための情報収集の検討状況(問2-1.⑯-3)×派遣判断や意思決定の検討状況（問2-1.⑯-4）(n=15)

問2-1.⑯-4 判断や意思決定 問2-1.⑯-3 情報収集の方法	1.検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている	2.概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない	計
1.実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている	6	2	8
2.概要是定めているが具体的な内容は決まっていない	—	3	3
3.検討中である	1	3	4
計	7	8	15

【災害派遣福祉チームの派遣先・支援対象】

災害派遣福祉チームは一般避難所への派遣を想定しているため、基本的に一般避難所に派遣されることが想定されるが、そもそも災害派遣福祉チームの派遣先を一般避難所と想定していない団体の場合、広域からの災害派遣福祉チームをどこに受け入れるのかという課題がある。一般避難所の支援を他県の災害派遣福祉チームが担う可能性も無い訳ではないが、自団体内に全くその体制が無い場合、災害時に市町村等と他県の災害派遣福祉チームが調整を行うことは難しい。災害時に管内に一般避難所が設定される可能性がある以上、自団体の災害派遣福祉チームの支援先については一般避難所も想定しておくことが、受援を考える上でも必要である。(問2-1.⑤-1×問2-1.⑬-1)

再掲)都道府県が想定する災害派遣福祉チームの派遣先(パターン別)とチーム員の登録者数(問2-1.⑤-1×問2-1.⑬-1)

一般 避難所	福祉 避難所等	社会福祉 施設等	居宅	その他	実施 団体の数	割合	実施団体の 登録者数 (参考)	チーム員の 確保状況 (参考)	平成30年 の件数 (参考)
○					7	15.2%	245名	うち3団体は未確保	7
○	○				18	39.1%	3,230名	うち1団体は未確保	14
○	○	○			8	4.3%	833名	うち1団体は未確保	8
○	○	○	○		2	17.4%	280名		2
○	○	○	○	○	1	2.2%	130名		—
○	○		○		1	6.5%	57名		2
○	○			○	3	4.3%	600名		—
○				○	2	2.2%	527名		—
	○	○			1	2.2%	—		—
	○	○		○	1	2.2%	—		3
未定・検討中					2	4.3%	—		5
合計					46	100.0%	5,902名		41

※「実施団体」は問2.①の回答対象の団体数である。

※登録者数は、問⑬-1で「2.」を選択した団体におけるチーム員の人数

以上は、支援対象についても同様である。高齢者、障害者・児、乳幼児を支援対象としているところは39団体であるが、団体によっては違う場合があるため注意が必要である。

再掲)災害派遣福祉チームの支援対象(パターン別)(問2-1.⑤-2)

高齢者	障害者・児	乳幼児	その他	件数	割合	平成30年 の件数(参考)
○				—	—	2
○	○			2	4.3%	4
○			○	1	2.2%	—
○	○	○		16	34.8%	17
○	○		○	1	2.2%	1
○	○	○	○	23	50.0%	12
未定・検討中				3	6.5%	5
合計				46	100.0%	41

(2) 保健・医療分野との連携

被災地で災害派遣福祉チームは医療チーム、保健師チーム等の他職種と連携して活動することになる。平時においても保健・医療・福祉の連携は重要であり、本来であればその体制が災害時にも継続できるようにする観点から災害時の保健・医療・福祉の体制は語られるべきである。しかし、「平時の体制」、「災害時の体制」として別々に検討されている状況が続いてきたことから、災害時における保健・医療・福祉の連携については端緒についたばかりとも言える。

一方、熊本地震を契機に災害派遣福祉チームの活動は保健・医療の関係者にも徐々に知られるようになり、各都道府県に災害時の福祉支援体制が構築されるようになった現在では、都道府県内に保健・医療・福祉による横断的な体制をつくる検討は各所で始まっている。大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている・位置付けるべく検討協議中であるところは計10団体であり、連携するものとして整理しているところとあわせると23団体である。現在、検討中であるとした18団体においても、連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定であると回答していることから、計41団体が大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制を一体のものとしてとらえようとしている状況がある。(問2-1⑯、⑯-1)

大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制の関係(問2-1.⑯-1)

× 災害時における保健医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動(問2-1.⑯-2) (n=46)

問2-1.⑯-2	回答	1.連携して活動するこ とが保健医療の担当 部署とも共有されて いる	2.連携して活動するこ とを想定して保健医 療の担当部署と協議 中・協議予定である	3.連携した活動は特 に想定していない	未回答
問2-1.⑯-1					
1.大規模災害時の保健医療活 動に係る体制の中に位置づけ られている	9 (19.6%)	5 (10.9%)	4 (8.7%)	-	-
2.大規模災害時の保健医療活 動に係る体制の中に位置づけ るべく検討・協議を進めている	1 (2.2%)	-	1 (2.2%)	-	-
3.大規模災害時の保健医療活 動に係る体制と連携するものと して整理している	13 (28.3%)	4 (8.7%)	7 (15.2%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)
4.検討中である	18 (39.1%)	-	18 (39.1%)	-	-
5.想定していない	5 (10.9%)	1 (2.2%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	-
計	46 (100.0%)	10 (21.7%)	32 (69.6%)	3 (6.5%)	1 (2.2%)

保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動の協議を進めていく上での課題としては、保健・医療との連携方法、検討の進め方等の内容のほか、それ以前の課題として災害時における福祉の必要性が保健・医療側に理解されていないこともあげられている。保健・医療・福祉の課題を具体にあげず、今後検討と回答している団体が多いが、これはこの数年で災害時の福祉支援体制の構築が進み、最近検討を開始した団体が多いこと、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響から今年度は検討を進めることが難しかったことが背景にあると考えられる。状況が落ち着けば検討自体は進むものと考えられるが、その時も保健・医療による災害時における福祉の必要性の理解、保健・医療との連携方法、検討の進め方等は課題としてあげられると考えられる。(問2-1.⑯-2)

保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動の協議を進める際の課題(問 2-1⑯-2)

【保健・医療との連携方法】

- ・ 災害時の連携方法。他都府県から派遣される各種チームとの連携が困難。(北海道)
- ・ 医療・保健分野との連携について、どこが調整役を担うのか明確になっていない。被災地に設置される保健医療調整本部に福祉分野が入っていない。(静岡県)
- ・ 医療・保健と福祉をどのように連携させるか。(大阪府)
- ・ 具体的な連携方法や活動時的情報共有。(島根県)
- ・ 実際に連携を行う一般避難所等における実施訓練や合同のセミナー等の開催が必要と思われ、防災部局等の協力も必要。(沖縄県)

【検討の進め方】

- ・ そもそも進め方をどうするかという点で苦慮している。うまく連携が進んでいる県のケースを紹介してもらえるとありがたい。(千葉県)
- ・ 連携の必要性は想定しているが、具体的な協議の場などが決まっていない。(富山県)
- ・ 発災後すぐに連携して支援を行うためには定期的に平時から協議会を設定することが必要であるが、どの部署が主導して会議を設定するか決まっていない。また、どの圏域で定期的な会議を設けるか決まっていない。(保健所 10 圏域+中核市等)(長野県)

【周知・認知度】

- ・ 災害派遣福祉チームについて、保健・医療の担当部署にその必要性などきちんと認知されていない。(秋田県)
- ・ DWATがあまり認知されておらず、理解してもらうための説明に時間を要する。(茨城県)
- ・ 福祉職チーム派遣の必要性に係る認識が浸透していない。(和歌山県)
- ・ チームの知名度の向上。(愛媛県)

【今後検討】

- ・ 今後検討。(福島県)
- ・ 課題含め検討中。(栃木県)
- ・ 保健医療チームとの連携の必要性は認識しているが、具体的な検討段階には至っていない。(埼玉県)
- ・ 今後検討を進めていく中で課題を整理する。(神奈川県)
- ・ まだ協議予定の段階ですので、現時点では、課題がありません。(新潟県)
- ・ 現時点で具体的な協議・検討の段階まで至っていない。(石川県)
- ・ NW協議会発足後に検討(福井県)
- ・ 感染症がまん延する中、協議に応じてもらえるか。具体的に何を協議するのか。(三重県)
- ・ 協議を予定している状況であるため、現時点で記載できる課題は特にない。(香川県)
- ・ 協議予定であるため、具体的に課題があるという状況にはない。他県の状況を把握したい。(高知県)
- ・ 連携の必要性は認識しており、保健部局との協議も始めていかないと考えているが、まだ具体的な協議ができていないため、課題も把握できていない。(福岡県)
- ・ 訓練や活動実績がないことから、まずはチーム内の調整が必要。他チームとの協議においても、実際にチームとして活動する登録者に参加をしてもらいながら行ついたいが、チームの中心核となる人材育成が課題。(長崎県)
- ・ 検討中。(熊本県)
- ・ 保健所と協議が必要だが、新型コロナ対応の関係で時間の確保が難しい。(大分県)

(3) 災害派遣福祉チームと平時の活動との連動市町村との関係の強化

① チーム員の確保

令和3年3月末現在、チーム員の登録を行い、育成を開始しているところは40団体である（問2-1.⑬）。個人が特定できるチーム員の登録者数は計5,914人、個人を特定せずチーム員としての人数のみ確保しているチーム員は683人である。都道府県によって登録人員数、育成期間の差はあるが、単純計算では1団体あたり150人程度となる。（問2-1.⑬-1）

今までの災害派遣福祉チームの派遣実績は13団体であるが、他県への派遣も含まれるため、支援先としては10か所である。うち、県内派遣とあわせて県外派遣も行われたのは平成28年熊本地震（熊本県）、平成30年7月豪雨災害（岡山県）、令和元年東日本台風（長野県）である。県内派遣のみであった7か所については、いずれの団体も概ね1ヶ月程度の活動期間であるが、県内派遣を行い、他県の災害派遣福祉チームも受け入れる等の比較的大規模な支援活動が行われた3か所での活動期間は、概ね2ヶ月程度である。（問6）

仮に1チーム5名体制で60日程度活動することを想定した場合、活動期間の派遣人員の延べ人数は単純計算で300人となる。これに対し、ネットワーク本部はどのようなローテーションを組むのか、引継ぎ期間はどうするのかを考え、全体の派遣計画の立案と派遣するチーム員の確保を進めることになる。複数チームの派遣も考えられること、管内に災害が発生した場合は被災した状態で確保を進めねばならないことを考えれば、チーム員の登録者数はそれなりの数の確保が必要となる。

今までの派遣実績では、災害派遣福祉チームの活動開始時期に一旦派遣されたチーム員が、期間中に再度派遣されたケースが複数例みられた。チーム員の意識やモチベーション、所属する事業所の理解があつてこそではあるが、派遣人員の人数の確保だけを志向するのではなく、事業所からは複数派遣の協力が得られるよう進めていくことも現実的である。また、管内で災害が発災した場合、すぐに活動できるチーム員が少ない可能性も高いため、あらかじめ初期に活動するチーム員の想定と育成、他県の災害派遣福祉チームを受け入れることを視野に受援計画を検討しておくことも必要である。

再掲)災害派遣福祉チーム員の確保方法(問2-1.⑬-1)【複数回答】

(n=40)

	回答	%	人数計
1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している(個人を特定していない)	2	5.0%	683
2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(個人を特定している)	37	92.5%	5,902
3. 個人による応募も受け付けている	8	20.0%	12

② 育成・教育

平成30年度末に実施した調査⁶では、個人が特定できるチーム員の登録者数は計3,489人である。令和3年3月末で個人が特定できるチーム員登録者数は5,914人であるため、この2年間でチーム員は約1.7倍に増えたことになる。平成30年度末において個人が特定できるチーム員の確保をしていた団体は20団体であり、うち300名程度の登録者数のところは4団体であった。平成30年度末の都道府県の登録者数と令和2年度末の都道府県の登録者数を確認してみると、2年間で登録者数が増えたのは14団体、減ったのは6団体である。うち、3団体は平成30年度末当時で登録者数が300人程度であったが、そこから1割程度・かつ2桁の人数が減っている。他の3団体は平成30年度末の時点で登録者数が200人弱であり、減った登録者数も数名程度と微減であった。

昨今の災害の多発、それに伴う意識の高まりにより、福祉事業所、福祉専門職とも災害派遣福祉チームに対する関心は高くなっている。平成30年度末以降に個人が特定できるチーム員の募集と登録を行った団体では、一気にチーム員の登録者数が3桁となったところもある。

前項のとおり、一定規模のチーム員の登録者数の確保は必要である。しかし、人数が多くなればネットワーク事務局にはチーム員の顔が見えにくくなり、育成対象となる人数が多ければ一人ひとりへの働きかけも弱くなる。段階的な育成を図る体制があれば、チーム員は自身の成長や気づきも得ることができ、士気も上がるが、それも得られないとモチベーションは低下する。モチベーションの低下は、チーム員の離脱にもつながりやすい。離脱の防止、チームの稼働力を向上させるためにも、人材の層を意識した育成を計画的に行うこと、モチベーションの維持を意識することが重要なのである。

チーム員にはそれぞれ自律的な活動が求められるが、チームも被災地で一丸となって動く一つの小さな組織である。チーム活動のためにはリーダー、サブリーダー等の存在が必要であり、全体としてみた場合にはロジスティクスが可能な人材、災害派遣福祉チームの活動計画の立案や他団体等との涉外等も可能なコーディネーターの役割も必要である。また、チームの持続性としては、退職等に伴う入れ替わりや新たなチーム員の募集も必要である。つまり、常に人材の層を意識し、計画的に育成していくことが必要なのである。人材の層ができれば、チーム員の育成等もチーム員によって行うことができる等、チーム全体としての自律的な充実が図られるようになる。つまり、ネットワーク事務局の力が不足しても十分補える。よって、チーム員の育成に向けては、人材の層の設定、各役割・役割に求められる知識や技術・知識や技術を得るために研修、以上を含む育成計画が必要である。

チーム員の確保・育成を開始している40団体の中で、チーム員の人材の層や人材像の設定、育成計画に取り組んでいるところは、6団体に留まる。人材の層や人材像を設定しているものの、育成計画の実行は今後、育成計画は未だ立てられていないとするのは計18団体であるが、人材の層や人材像は設定していないところは15団体である（問2-1.⑬-2）。

最近、災害時の福祉支援体制の取組を開始した団体は、登録研修や基礎研修を終えたばかりの状態と考えられる。人材の層の設定、それぞれの役割・役割に求められる知識や技術・知識や技術を得るための研修、以上の育成計画の検討には極力早く着手し、育成を進めることで、今のチーム員のモチベーションを維持しながらチーム全体を強化していくことが大事である。

⁶ 災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業(株)富士通総研 平成30年度社会福祉推進事業

再掲)災害派遣福祉チーム員の人材の層や人材像の設定、育成計画(問2-1.⑬-2)

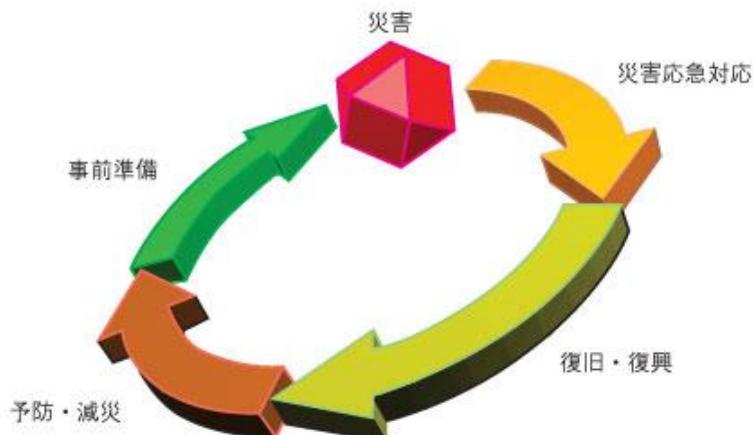
(n=40)

	回答	%
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	6	15.0%
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	3	7.5%
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	15	37.5%
4 特に人材の層や人材像は設定していない	15	37.5%
5. 未回答	1	2.5%

③ 平時の活動との連動

防災のサイクルは、災害発生前の「予防・減災」、「事前準備」、災害直後の救急・救援等の「災害応急対応」及び「復旧・復興」の4つのサイクルから構成される。災害派遣福祉チームが被災地で活動するのは「災害応急対応」であり、「予防・減災」、「事前準備」では平時の活動に取り組む。

図-5 防災のサイクル



資料)平成17年版 防災白書(内閣府)

チーム員の平時の活動については、特に促していないところが25団体、促してはいるが各チーム員に任せているのは11団体である(問2-1.⑬-4)。

チーム員が自律的に平時の活動を進めていくことは望ましいが、チーム員が自律的に動き出すまでには助走期間も必要であり、その際にはネットワーク事務局等からの伴走・後方による支援があることが大事である。チーム員が自律的に動き出す、能動的に活動するための支援は、外から与えられる研修等よりもチーム員にとって有効である可能性も高い。

平時における災害派遣福祉チームの活動として、市町村の訓練参加をあげている団体は10団体であるが、その他で県の防災訓練等もあげられている。(問2-1.⑬-5)。訓練は、地域、自治体、保健・医療等の他職種や防災関係者と対応の確認等を行うだけではなく、互いの活動を知り、協議や意見交換につなげていくにも有効な機会である。しかし、チーム員だけでは難しい場合もあることから、実施が図られるよう、市町村や住民に対する災害派遣福祉チームの紹介等だけではなく、チーム員に実施に向けた具体的な支援等を行うことが有効である。

また、チームとしての一体感やチーム員としての意識醸成のためにも、チーム員同士、チーム員と

都道府県・ネットワーク事務局との関わりも重要である。定期的な情報提供等を行っているのは10団体であるが（問2-1.⑬-6）、チーム員同士で話す、災害派遣福祉チーム員の立場で他職種と話すという機会も、チーム員としての意識醸成には有効である。

再掲)チーム員の平時の活動に対する考え方(問2-1.⑬-4)

(n=40)

	回答	%
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	3	7.5%
2. 促してはいるが、各チーム員に任せている	11	27.5%
3. 特に促してはいない	25	62.5%
未回答	1	2.5%

再掲)平時におけるチーム員の活動状況(問2-1.⑬-5)【複数回答】

(n=40)

	回答	%
1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	10	25.0%
2. 灾害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	2	5.0%
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	7	17.5%
4. その他	11	27.5%
1~4 すべてに未回答	1	2.5%

再掲)平時におけるチーム員との関わり(問⑬-6)【複数回答】

(n=40)

	回答	%
1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	10	25.0%
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	8	20.0%
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している(SNS等)	3	7.5%
4. その他	4	10.0%
1~4 すべてに未回答	1	2.5%

第3章 課題改善に向けた検討～取組調査の実施

都道府県調査の考察で確認した課題に対し、取組改善のヒントとなる内容を先行事例から学ぶため、取組についての詳細調査を行った。

1. ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手	(1) 派遣要件と情報把握(岩手県) (2) 後方支援計画の策定(大阪府) (3) 受援計画の策定(三重県)
2. 保健・医療分野との連携	(1) 保健医療調整本部への災害派遣福祉チーム調整本部の設置等(青森県) (2) 災害時コーディネーターの配置と連携(徳島県)
3. 災害派遣福祉チームの強化	(1) 人材の段階的な育成とモチベーション維持を意識した人材育成(群馬県) (2) チーム員の平時の活動に向けた環境整備(静岡県)

1. ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手

(1) 派遣要件と情報把握（岩手県）

災害時に確実に災害派遣福祉チームが必要な活動を行うことができるよう、あらかじめ派遣判断や具体的な方法について、県、ネットワーク構成団体、ネットワーク事務局が検討し、定めておくことは重要である。岩手県では、2回の派遣経験から派遣要件の検討を行い、運用している。

岩手県のネットワーク事務局は、岩手県社会福祉協議会である。

① 派遣要件の検討経緯

東日本大震災の経験から、岩手県では平成23年夏頃から一般避難所で支援にあたる災害派遣福祉チームの検討を開始している。平成25年9月には、災害福祉支援ネットワークの協議会にあたる岩手県災害福祉広域支援推進機構（以下、「機構」という。）を設置し、災害派遣福祉チームの人員確保も開始した。災害派遣福祉チームの活動マニュアルも早い時期から作成を開始し、その内容は多くの団体に参考にされている。

岩手県の災害派遣福祉チームのチーム設置運営要領では、派遣想定を「チームは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めた場合とする。」（岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領第4条1項）としている。一方、実際にどのような手順でチームを派遣するのかという具体的な派遣基準、見極めの方法については明確ではなかったことから、平成25年の災害派遣福祉チーム設置依頼、機構内でも議論となっており、災害が発生するたびに災害派遣福祉チームを派遣しなくて良いのかという話が出るようになっていた。

岩手県の災害派遣福祉チームの活動経験は、平成28年熊本地震の広域派遣（平成28年5月）、平成28年台風10号災害の県内派遣（平成28年8月）、平成30年7月豪雨災害の広域派遣（平成30年7月）の計3回である。初めて本格的な派遣検討が行われた平成28年の熊本地震の際には派遣に向けた判断基準が無く、派遣先の熊本県との調整、府内及びネットワーク事務局の中での議論もあって、県外への派遣が正式に決定するまでには時間がかかった。そして、熊本県での活動後、半年を待たずして平成28年台風10号災害が発生し、今度は県内派遣の検討を行うことになった。台風10号は非常に強い台風であり、大規模な被害を考えられたため、県とネットワーク事務局である岩手県社会福祉協議会では話し合い、上陸が予想される12時間ほど前に派遣に備えるよう待機のメールをチーム員に送付している。その後、台風は沿岸部に上陸し、大規模な被害が発生した。被災地に入る状況になるのを待って、ネットワーク事務局とチーム員から成る先遣隊は現地に入り、被害の状況を確認した、県に情報をあげた結果、県は災害派遣福祉チームの派遣を決定した。

県担当者、ネットワーク事務局担当者は、半年という短い期間の間に災害派遣福祉チームの派遣を行って、経験を積んだ。しかし、いつか異動する可能性がある。そのため、災害派遣福祉チーム派遣の見極め、派遣に至るまでの協議の経験は整理し、次の者に引継げるようにしておく必要があった。また、チーム員を活動のために送り出してもらうには、チーム員が所属する事業所等の理解が得られることが重要である。仮に管内で災害が発生して県内派遣を検討する場合、チーム員が所属する事業所等も被災している可能性がある。また、県外の災害に対して広域派遣を検討する場合、チーム員である福祉専門職は事業所等で通常業務にあたっている。被害をどう見極めるかという問題のほかに、活動するチーム員確保のためには事業所の理解は必須であり、その点からも派遣要件の策定は必要であった。そこで、県、ネットワーク事務局、ワーキングのメンバーでは会議を開いて検討を進め、災害派遣福祉チームの派遣基準の取りまとめを行った。以上は県の内規として運用され、平成30年7月豪雨時にもそれに則って広域派遣の判断が行われている。

② 派遣要件と先遣調査

岩手県が災害派遣福祉チームを派遣するのは、「災害救助法が適用される程度の大規模な災害が発生した場合で、被災市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、チーム派遣の必要があると県が認めた場合」とされている。派遣要件は、その内容を具体的に整理し、示したものであり、次の派遣要件の1～4に該当する場合に先遣調査を行い、派遣を判断するとしている。また、派遣の前提として、チーム員の安全確保が必須要件である。

■県が派遣する必要があると認めるとき（派遣要件）

1. 災害救助法の適用があること	+ 1～4に該当	6. 先遣調査により派遣の必要性が認められること
2. 市町村からの要請又は了解があること		
3. 一定規模の避難所が設置され、避難の長期化が想定されること		
4. 医療・保健に係る支援チームの活動が見込まれること		
5. 福祉関係者や保健師等現地関係者が支援を必要としていること		
6. 被害状況から特に派遣の必要性が認められること		
7. 現地調査等によってわかる場合もあることから、1～4に該当する場合に先遣調査は実施される。		

※5については、現地調査等によってわかる場合もあることから、1～4に該当する場合に先遣調査は実施される。
※7については、今後の災害において緊急時の活動として現状のチームで想定する活動以外のものが行われる可能性があることから想定しておくものである。

2回の派遣時には、上の1~4を確認するため、県やネットワーク事務局はそれぞれが被災地の避難所設置状況等の情報収集を行い、派遣に向けた先遣調査を行っている。先遣調査は、災害派遣福祉チームの派遣がある程度見込まれる可能性がある中で行っているものであり、ネットワーク事務局とチーム員で福祉の観点から被災地の状況を確認し、全体の計画や投入量を見立てる観点でも実施している。

平成28年熊本地震の際の先遣調査では、初の災害派遣福祉チームの活動であり、かつ広域派遣ということもあり、ネットワーク本部、チーム員のほか、県担当者が同行して活動に向けた確認や調整にあたり、その過程で計画や投入量の検討も行われた上で後続する災害派遣福祉チームの派遣が行われている。岩手県の後には京都府が熊本県の応援を行うことになり、京都府には岩手県からも情報が入っていたが、京都府の災害派遣福祉チームの第1クルーが入る前に京都府の担当者も活動環境等の確認も含み現地調査を行っている。

平成28年台風10号災害では、県内派遣でもあったことからネットワーク本部とチーム員が実施し、平成30年7月豪雨時には、岡山県からの依頼、岡山県の災害派遣福祉チームの先遣調査に同行した京都府からの情報等も受けて派遣判断が行われ、派遣が行われている。

今後、保健・医療・福祉の連携が進んだ場合、現状よりも被災地の情報等は入りやすくなると考えられるため、先遣隊による確認の必要も被災地から情報が入らない場合等に限られてくる可能性もある。しかし、その場合においても、福祉の視点による状況や活動環境の評価、活動計画を立てるまでの見立ては必要であるため、それらを行うための方法や、先遣調査ができる体制の確保の必要はあると考えられる。

■岩手県災害派遣福祉チーム派遣要領

岩手県災害派遣福祉チーム派遣要件について

岩手県災害福祉広域支援推進機構

1 派遣要件について

「岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領第4第1項（活動基準）」では、「災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めるときに活動するもの」とされており、派遣の判断にあたり具体的な要件について定めるもの。

2 派遣の前提条件

- (1) チームは発災後できる限り早期に派遣されることを想定しているが、派遣の判断にあたっては災害の状況や道路状況など被災地の安全性を確認した上で、チーム員の安全が確保されると判断される場合に派遣を行う。
- (2) 災害が継続し、急迫した救命・救助が実施されているなど、被災地での安全が確保されない場合には派遣は行わない。

3 県が派遣する必要があると認めるとき（派遣要件）

要件	理由等
(1) 災害救助法の適用があること	ア 同法が適用される規模の災害が発生した場合、被災地では甚大な被害が発生し、外部からの支援を必要とする状況と考えられることから、派遣の判断にあたり最も重要な事項であること。 イ 同法適用は迅速さを重視し、生命等への危害の恐れに着目して発災直後に適用される例が多いことから、適用の有無を判断基準とした場合であっても、迅速なチーム派遣を阻害する恐れは無いと思料されること。
(2) 市町村からの要請又は了解があること	チームが活動するためには、被災市町村や医療保健関係者等との連携が不可欠であり、被災市町村の理解を得られていることが必要であること。
(3) 一定規模の避難所が設置され、避難の長期化が想定されること	大規模な避難所（1箇所あたり概ね 100 名程度）、或いは複数の避難所が設置され、住家被害等の状況から避難の長期化が見込まれる状況であること。
(4) 医療・保健に係る支援チームの活動が見込まれること	災害時における避難所等への支援にあたっては、医療班や保健師の応援派遣システムが確立しており、特に保健師への応援派遣要請がある場合は、避難所等における被災者支援について応援を必要としている状況であることから、福祉チームの活動も必要と考えられること。
(5) 福祉関係者や保健師等現地関係者が支援を必要としていること	避難所での支援活動は、福祉関係者や保健師など現地の支援関係者との連携が重要であることから、福祉チームの活動について、こうした現地関係者の理解が得られている必要があること。
(6) 先遣調査により派遣の必要性が認められること	上記(1)～(4)の要件に該当する場合、被災地に本部・事務局及びチーム員等による先遣調査班を派遣し、派遣の必要性及び派遣規模等について判断すること。
(7) 被害状況から特に派遣の必要性が認められること	台風第10号災害では、施設入所者等の緊急搬送にあたり、中継地点での介助支援を行ったことから、今後の災害においても、緊急時の活動について想定しておくものであること。

4 派遣の判断

チーム派遣の要件としては、原則として、3の派遣要件のうち、(1)～(5)の要件を満たす場合に派遣を行うこととし、(6)の先遣調査により派遣規模等を含め具体的な判断を行うものとする。

なお、災害状況等に応じ緊急の対応を求められた場合は、(7)の要件に基づき、県本部（地域福祉課）及び事務局（県社協）で協議の上、派遣の要否について総合的に判断する。

5 県外派遣について

県外派遣については、前項の要件のほか、以下の事項に該当する場合に、県本部（地域福祉課）及び事務局（県社協）で協議の上、派遣の要否について総合的に判断する。

- (1) 災害救助法の適用範囲が全県或いは複数市町村であるなど、被害が大規模かつ広範囲であること。
- (2) 被災都道府県から派遣の要請又は了解があること。
- (3) 大規模な避難所が複数設置され、避難の長期化が見込まれること。
- (4) 本県から医療・保健に係る支援チームの派遣が見込まれること。

【参考】平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害の状況

	熊本地震	台風第10号災害
○安全確保	・4/29 先遣調査により熊本県益城町の状況を確認	・9/1～2 先遣調査により岩泉町の状況を確認
(1) 災害救助法	・4/14 熊本県全市町村に災害救助法適用 ・5/2 特定非常災害に指定	・8/30 県内 12 市町村に災害救助法適用
(2) 市町村要請・了解	・4/25 熊本県から本県へ応援要請	・9/1 岩泉町との協議によりチーム派遣を決定
(3) 避難所設置	・熊本県内 25 市町村に 250 箇以上上の避難所が設置され、益城町では数百名規模の避難所が複数設置	・岩泉町では指定避難所が 6 箇所設置され、100 名規模の避難所が複数設置
(4) 医療保健チーム	・本県 DMAT、医療救護班、感染制御支援チーム、精神医療チームが熊本県へ派遣	・本県 DMAT、医療救護班、感染制御支援チーム、精神医療チーム、保健師等が岩泉町へ派遣
(5) 福祉関係者・保健師等	・4/29～30 先遣調査班が熊本 DCAT 及び避難所の保健師（岡山市）と協議し、連携して活動することを確認	・9/1 先遣調査班が避難所の保健師（県・町）と協議し、連携して活動することを確認 ・福祉専門職が不在
(6) 先遣調査	・4/29 先遣調査により益城町への派遣の必要性や派遣規模について確認	・9/1～2 先遣調査により岩泉町への派遣の必要性や派遣規模について確認

資料)岩手県

(2) 後方支援計画の策定(大阪府)

災害が発生した場合、ネットワーク事務局はネットワーク本部を立ち上げることになる。その具体的な方法を検討し、整理しておくことで、災害時に速やかにネットワーク本部を立ち上げ、活動を進めることができるとなる。大阪府では、「大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）後方支援マニュアル」（令和2年12月版 大阪府災害福祉支援ネットワーク会議 大阪府）（以下、「後方支援マニュアル」と言う。）を策定し、災害時などにおける円滑なネットワーク活動の確保を図ることを目指している。

① 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）後方支援マニュアル

大阪府のネットワーク事務局は大阪府自らが担っているが、ネットワーク本部が立ち上げられた際には、ネットワーク構成団体及び大阪DWATのチーム員もネットワーク本部の後方支援活動等に係る業務を担い、バックアップする構成となっている。

後方支援マニュアルの目的、構成は次のとおりである。後方支援活動の具体的な内容等については、「5. 大阪DWAT本部の後方支援活動等について」以降となる。

■ 大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)後方支援マニュアル

目的	大阪府災害福祉支援ネットワーク設置運営要領に定める構成団体間の情報共有をはじめとした、相互の連携及び大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要領に定められた大阪府災害福祉支援ネットワーク及び災害発生時に設置する大阪府災害福祉支援ネットワーク本部の具体的な活動内容を定めることによって、災害時等における円滑なネットワーク活動の確保を図ることを目的とする。
構成	<ol style="list-style-type: none">1. 本マニュアルの目的2. 大阪府災害福祉支援ネットワークについて3. 大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)について4. 大阪DWATのチーム編成等について5. 大阪DWAT本部の後方支援活動等について6. 平常時の支援活動等について7. 大阪DWATの後方支援等に係る検討事項について8. 関係要綱9. 様式集

資料)大阪府⁷

② 後方支援活動の内容

後方支援マニュアルの趣旨としては、災害派遣福祉チームの派遣等の実効性の担保となる。よって、後方支援活動の内容は、要領等に定められた内容の具体化である。災害発生に伴うネットワーク本部の設置基準の後方支援マニュアルで取り上げられている内容は、大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要領と呼応する内容となっており、それぞれの項目が紐づけられている。

⁷ 大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)要綱・マニュアル等 <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/dDWATto/youkoutou.html>

大阪府の後方支援マニュアルでは、チーム派遣の要否の検討に向けた情報収集については、大阪府、ネットワークの各構成団体が収集し、チーム派遣の要否等を検討するネットワーク会議において共有することになる。但し、今後の課題として、災害時に情報把握が困難な被災地もあると考えることから、先遣チームの検討をあげている。

後方支援マニュアルでは、災害時の活動の他、平時の活動等として研修等人材育成についても触れている。

■大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)後方支援マニュアル・5.大阪DWAT本部の後方支援活動について

- (1) 大阪DWAT本部の設置基準
- (2) ネットワーク会議の招集等
- (3) 大阪DWAT本部の体制
- (4) 大阪DWAT本部及びネットワーク構築団体における情報収集
- (5) チーム員への待機指示
- (6) チーム派遣の基準
- (7) チーム派遣の協議と派遣決定
- (8) 派遣決定までの流れ
- (9) 資機材の準備
- (10) 派遣についての連絡事項の事前説明
- (11) 派遣中のチームへの後方支援等
- (12) チーム派遣の終了等
- (13) 費用負担等
- (14) 保険への加入
- (15) 府内の災害関係情報の取得
- (16) 災害が発生した場合の事務局・団体の動き
- (17) ネットワーク構成団体の活動内容について

資料)大阪府

(3) 広域受援計画の策定（三重県）

大規模災害等の災害の規模の点だけではなく、発災後間もない時期の県内派遣の難しさ等の点からも、他県からの災害派遣福祉チームの受援は想定しておくことが必要である。

あること、三重県では「三重県広域受援計画」の策定に先駆的に取り組み、市町に向けてもそれぞれの受援に向けた支援を強化する等、取組を強化している。三重県のネットワーク事務局は、三重県社会福祉協議会である。

① 三重県のネットワーク本部

災害が発生した際、ネットワーク本部はネットワーク事務局と関係福祉団体等で協働して設置する。ネットワーク本部の設置場所については、①三重県社会福祉会館（三重県社会福祉協議会）、②三重県庁、③上記以外の三重県関係施設の順で検討されるが、被害状況を確認した上で決定されるが、三重県広域受援計画に基づく調整本部が設置された場合は、ネットワーク本部も調整本部に併設されて両本部が一体となって活動する。

② 三重県広域受援計画

三重県の「三重県広域受援計画⁸（令和3年3月修正）」（以下、「広域受援計画」という。）は、平成30年3月に防災部局によって策定された。国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める活動とともに、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」、「ボランティアの受入れに関する計画」及び「自治体応援職員の受入れに関する計画」の3つの計画を独自に加えるなど、他都道府県に例のない幅広い受援活動を行う計画となっている。

当初、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」では、社会福祉施設への職員派遣を想定したものであったが、令和2年9月に三重県災害派遣福祉チームが発足したことから、先般公表された令和3年3月修正版では一般避難所での災害派遣福祉チームの活動が追加された。三重県では、災害派遣福祉チームの派遣先を一般避難所、福祉避難所、社会福祉施設と想定しているため、今までの広域受援計画でも想定していた福祉専門職の広域派遣はここで整合したことになる。令和3年3月版では災害派遣福祉チームの活動の反映のほか、新型コロナウイルス感染症の発生、熊本県でのDHEAT⁹活動からの知見等の反映がされている。

広域受援計画の適用は、「①国のプッシュ型支援等が開始される判断基準（あらかじめ定めた地域において、震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報の発表）を満たした場合」、「②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合」とされている。

広域受援計画には「第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」があり、その中に災害派遣福祉チームの活動内容と他県の災害派遣福祉チームの受援に向けた流れが記載されており、次で構成されている。

⁸ 三重県広域受援計画(令和3年3月修正 三重県)<https://www.pref.mie.lg.jp/STAISAKU/HP/m0099500017.htm>

⁹ DHEAT:Disaster Health Emergency Assistance Team 災害健康危機管理支援チーム

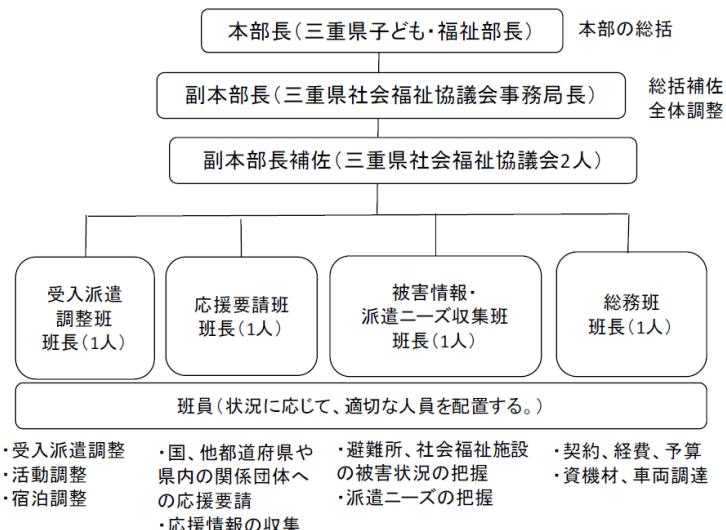
■三重県広域受験計画(令和3年3月修正 三重県)・第5章高齢者や障がい者等を支援する職員(介護職員等)の受入れに関する計画

第1節 要旨	第1 目的 第2 計画に基づく活動期間 第3 概要
第2節 関係機関の役割	第1 指揮又は調整を行う機関 第2 介護職員等を派遣する関係団体 第3 福祉サービスを提供する者
第3節	第1 調整本部の設置 第2 応援要請 第3 被害状況の把握
第4節	第1 介護職員等の活動方針の決定 第2 介護職員等の受入れ・活動調整
第5節	第1 介護職員等の活動支援 第2 ニーズ把握と支援の調整 第3 保健・医療活動との連携

資料)三重県

広域受援計画を踏まえ、三重県の災害福祉支援ネットワークである「災害時における福祉支援ネットワーク協議会」では、「三重県広域受援計画介護職員等の受入れに関する活動方針¹⁰」(令和2年3月 災害時における福祉支援ネットワーク協議会)を策定している。三重県では、県内で大規模災害が発生し、他県からの災害派遣福祉チームの派遣を要請する必要が生じた場合、県とネットワーク事務局は協議の上、「調整本部」を設置する。広域受援計画の中で記載されている調整本部の内容は、いわゆるネットワーク本部の運営についての内容であるが、受援を想定していることから、応援・受援時のポイントとなる指揮・調整機関が明確である。

図-6 三重県調整本部 ※



※三重県広域受援計画に基づく調整本部が設置された場合は、ネットワーク本部も調整本部に併設され、両本部が一体となって活動
資料)三重県広域受援活動計画介護職員等の受入れに関する活動方針

¹⁰ 三重県広域受援計画介護職員等の受入れに関する活動方針(令和2年3月 災害時における福祉支援ネットワーク協議会)
https://www.miewel-1.com/DWAT/assets/files/manual/mie_kouiki_fukushi_houshin.pdf

■指揮または調整を行う機関

1 三重県	
関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・市町を通じた福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握 ・職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・介護職員等の受け入れ調整に係る活動指針の策定
県地方灾害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整） ・県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・市町社会福祉協議会との情報共有
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有

2 国	
関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

3 市町	
関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告 ・市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	・調整本部、市町災害対策本部との情報共有

資料)三重県社会福祉協議会

2. 保健・医療分野との連携

(1) 保健医療調整本部内への災害派遣福祉チーム調整本部の設置等（青森県）

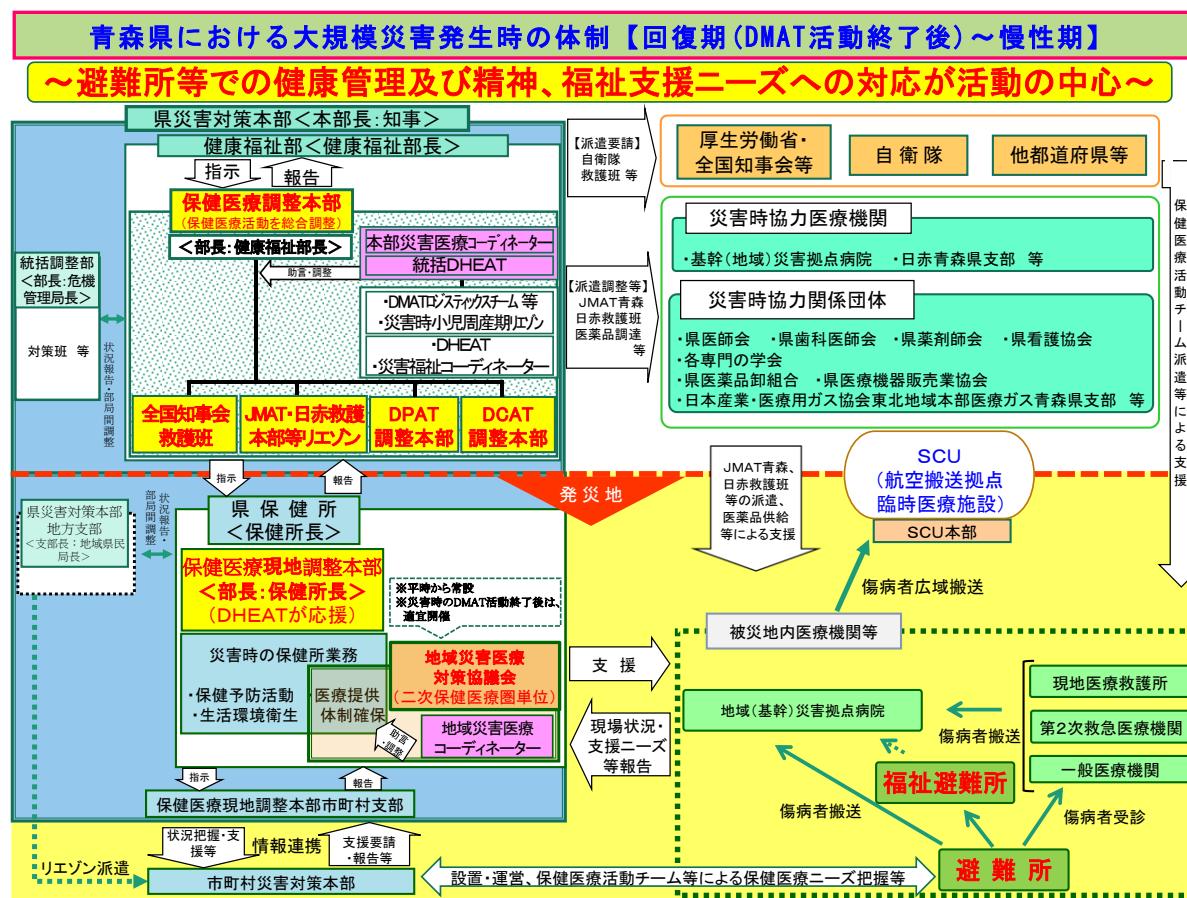
都道府県の公的なチームである災害派遣福祉チームは、災害時には保健・医療のチームと連携しながら活動することになる。災害時の連携には平時からの連携が重要であり、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の構築と災害時の福祉支援体制の関係の整理を行っている団体も多い。

当初、青森県では大規模災害時の保健医療活動に係る体制構築に福祉を含んでいなかったが、図上訓練時の意見から追加された。ネットワーク事務局は、青森県と青森県社会福祉協議会である。

① 青森県の大規模災害時の体制

災害が発生した場合、大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うため、青森県では必要に応じて県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部の指揮は健康福祉部長である。組織図としては保健医療調整本部配下にDCAT調整本部、DMA T調整本部、DPAT¹¹調整本部等が並ぶ。保健医療調整本部が対応方針（案）を作成する際、医療ニーズについては本部の災害医療コーディネーター、福祉を含む保健ニーズについては統括DHEAT（被災地以外の保健所長）が助言を行うが、統括DHEATには災害福祉コーディネーターが福祉の観点から助言を行う。

図-7 青森県における大規模災害時の体制



資料)青森県地域防災計画

¹¹ DPAT:Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チームの略

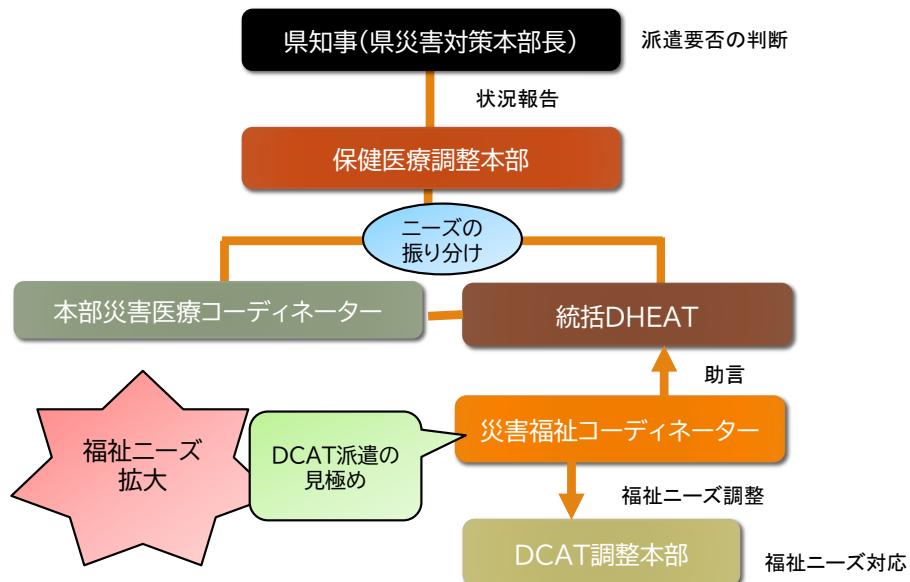
以上の体制については、青森県地域防災計画の「災害応急対策計画」内「医療、助産及び保健」の「医療、助産及び保健の実施」の実施内容の中で、災害福祉支援コーディネーターは統括DHEATをサポートする者、災害派遣福祉チームはDMAT、DPAT、DHEATと同様に整備を図る対象として記載されている。

② 災害福祉コーディネーター

大規模災害時の体制検討の当初より、統括DHEATには福祉も含む保健ニーズに係る助言、調整が求められていた。

平成30年7月豪雨災害において、青森県は岡山県倉敷市に災害派遣福祉チームを派遣した。その後、平成30年11月実施の保健医療調整本部の図上訓練の振り返りにおいて、保健・医療だけではなく福祉分野も強化すべきであるとの意見が出された。その場合には災害派遣福祉チームとの連動が必要となるが、平成30年7月豪雨災害の派遣活動の実績からも検討が進み、DCAT調整本部の保健医療調整本部への設置、災害派遣福祉チームの育成、統括DHEATを補佐し、福祉分野の調整を行う災害福祉コーディネーターが位置付けられた。災害福祉コーディネーターには、災害福祉及び県内の福祉の現状を熟知した者の中から、県社会福祉協議会が推薦を受けて位置付けられた。

図-8 青森県における大規模災害時の体制



資料)社会福祉法人青森県社会福祉協議会

■青森県災害福祉コーディネーターの趣旨等

趣旨	地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故が発生した場合において、被災地における保健福祉ニーズに係る助言及び支援を行う統括DHEATをサポートする。
役割	知事の指揮下において、災害等の状況に応じて適切な福祉体制が構築されるよう、以下の事項に 関して調整及び助言を行う。 (1)被災地における保健福祉ニーズ等の把握・分析に関すること (2)福祉支援チームの派遣に関すること (3)その他福祉支援に関すること
活動場所	県災害対策本部 知事が必要と認める場合は、別に知事が指示する場所

資料)青森県災害福祉コーディネーター設置要綱

■青森県災害福祉コーディネーター構成

平成 30 年 7 月豪雨災害派遣時 リーダー	2 名
平成 30 年 7 月豪雨災害派遣時 サブリーダー	1 名
県健康福祉部図上訓練参加者	1 名
社会福祉法人青森県社会福祉協議会	1 名 計 5 名

資料)社会福祉法人青森県社会福祉協議会

災害福祉コーディネーターは統括DHEATへの助言の他、福祉分野のコーディネートを行う。その際、把握した福祉ニーズに基づき、DCAT調整本部に対して対応の依頼を行い、DCAT調整本部は災害派遣福祉チームの派遣調整等を行う。

令和元年度には災害対策本部健康福祉部図上訓練が行われ、想定される手順に則り訓練が行われている。図上訓練には、災害福祉コーディネーター、DCAT調整本部 2 名が参加している。

■令和元年度青森県災害対策本部健康福祉部図上訓練

- 1 コントローラーにより、各被災地から寄せられるニーズについて災害対策本部にて振り分ける。
- ↓ 保健医療調整本部において、医療ニーズは、本部災害医療コーディネーター、保健ニーズ(福祉ニーズを含む)
は、統括DHEATの助言を受け、対応方針(案)を作成する。
- 2 災害福祉コーディネーターは、統括DHEATのサポートとして、福祉分野におけるニーズのコーディネートを行う。
- ↓
- 3 福祉ニーズ→クロノロで記録
対処等については、Todoとして記録
- ↓
- 4 振り分けられた福祉的ニーズについて、災害福祉コーディネーターから DCAT 調整本部へ対応依頼
- ↓
- 5 DCAT 調整本部にて、ニーズに応じて、要支援者の受入れ先や車両の手配、連携先との連絡調整等を行う。

資料)社会福祉法人青森県社会福祉協議会

(2) 災害時コーディネーターの配置と連携（徳島県）

災害が発生した際には、状況の変化をみながら被災地支援に取り組むことになるが、その際には保健・医療・福祉の限られた資源の適正配置と分配の観点から取り組むことが必要である。

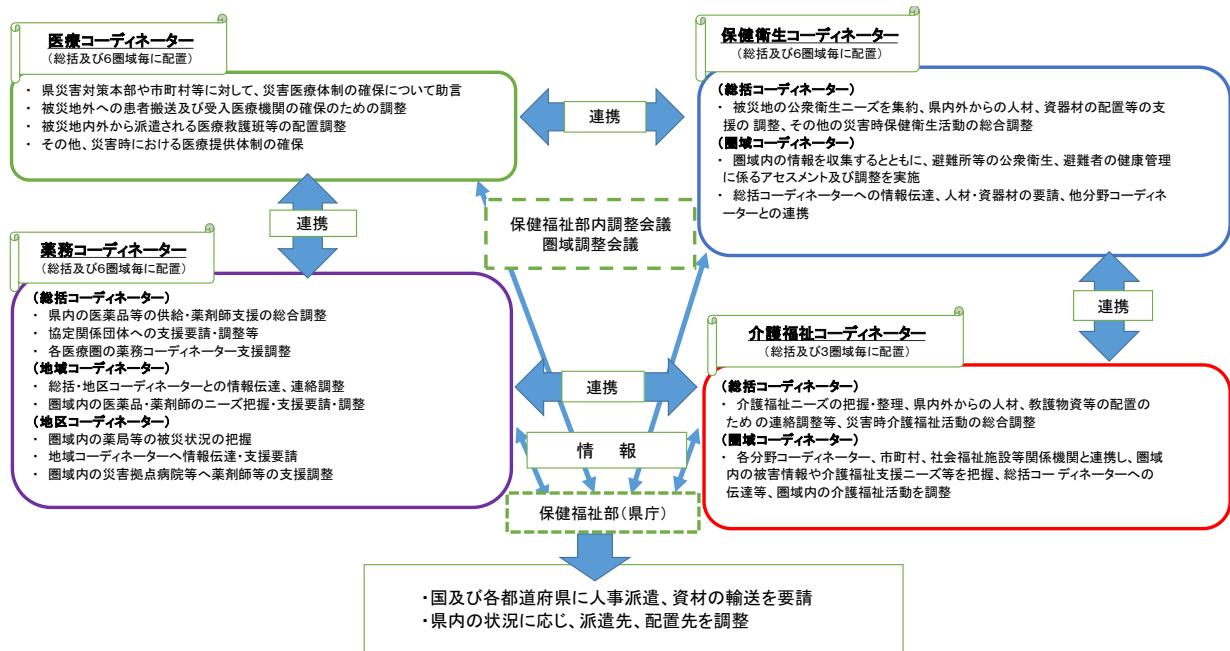
徳島県においても南海トラフ地震が発生した際には大規模な被害を受ける可能性があることから、被災地の医療・薬務・保健衛生・福祉をそれぞれ統括・調整する災害時コーディネーターを配置し、連携して活動することで、発災後の状況変化等に即して県内及び他県からの支援の配置を行うことを目指している。徳島県のネットワーク事務局は、徳島県である。

① 医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」の配置と連携

徳島県における災害福祉支援ネットワークの立ち上げは平成31年4月であるが、従前より県内で相互支援が可能な圏域での体制についての検討は行われていた。さらに、圏域内で適正に資源が配分されるよう、医療・薬務・保健衛生・福祉の連携を想定して各分野の災害時コーディネーターの育成を図っていた。よって、災害福祉支援ネットワークの検討当初より災害時コーディネーターは存在し、検討の柱でもあった。徳島県災害福祉支援ネットワークの設置要綱でも災害時介護福祉コーディネーターについての記載があり、ネットワーク会議の協議内容として「介護福祉コーディネーターを中心とした大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関するここと」とされている。

各災害時コーディネーターの関係は次のようになる。コーディネーターはそれぞれ統括、統括サブ、圏域チーフ、圏域サブ等の層で構成され、各層、圏域でそれぞれ連携することとなる。

図-9 医療・保健・福祉分野の災害時コーディネーター



資料)徳島県

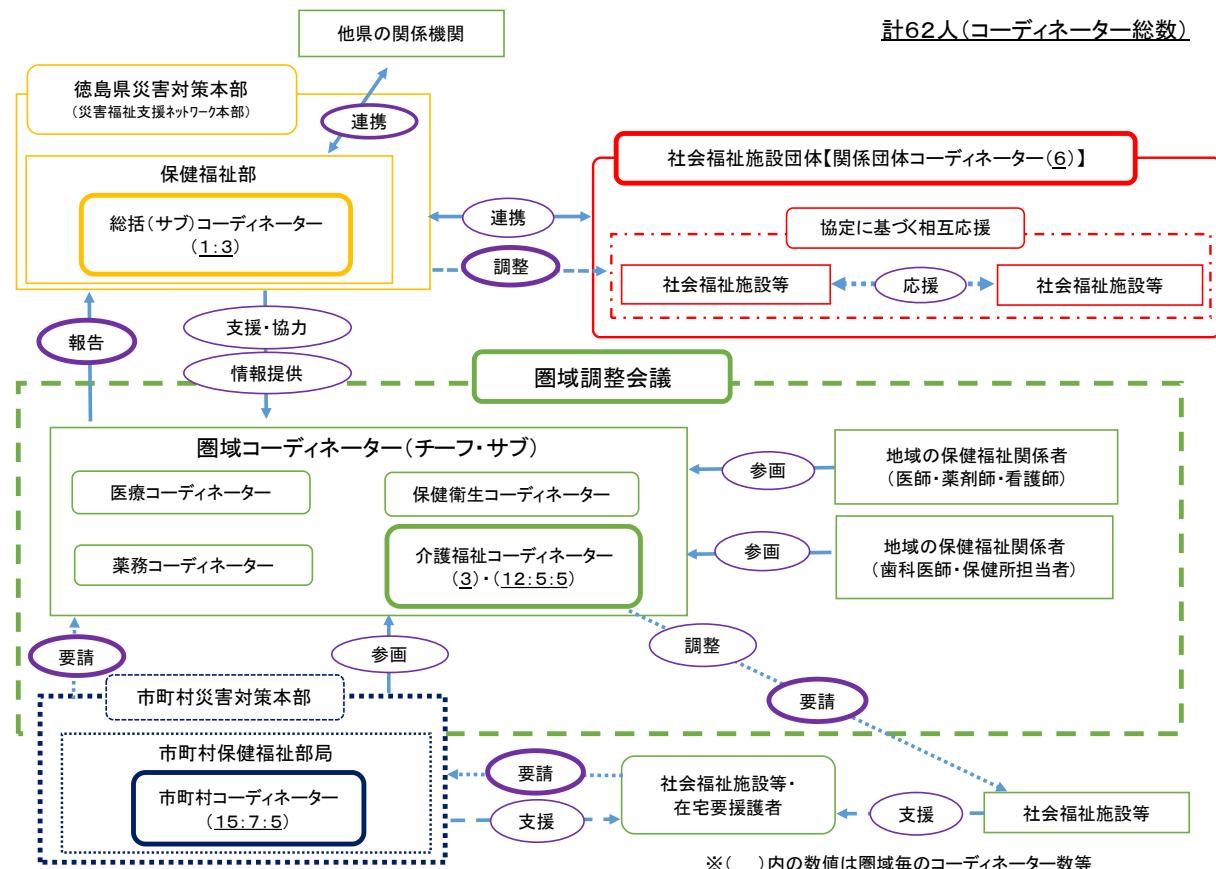
徳島県内には6つの保健所があり、医療・薬務・保健衛生の圏域設定は6である。福祉については、2保健所の圏域を取りまとめて3圏域（①徳島保健所・吉野川保健所、②阿南保健所・美波保健所、③三次保健所・美馬保健所）としている。

② 災害時介護福祉コーディネーター

徳島県災害時介護福祉コーディネーター設置要綱において、災害時介護福祉コーディネーターは、総括、統括サブ、圏域コーディネーター、圏域サブ及び市町村・社会福祉施設関係団体コーディネーターで構成される。うち、コーディネーターとして適當と認める県職員については、統括、統括サブ、圏域、及び圏域サブとして県政策監が指名し、指名されている県職員の災害時介護福祉コーディネーターの総数は62人となっている。なお、医療と薬務のコーディネーターは、双方とも災害拠点病院に配置されている。災害時介護福祉コーディネーターの位置付け等は次のとおりである。

図-10 災害時介護福祉総括・圏域コーディネーターの役割

◆介護福祉総括・圏域コーディネーター等の役割



資料)徳島県

■ 災害時介護福祉コーディネーター

統括コーディネーター	保健福祉部長(1人)	統括コーディネーターは、被災地における介護福祉に係るニーズを迅速かつ的確に把握・整理し、県内外から提供される救援物資及び人材を適切に配置するための連絡調整を行うなど、災害時における介護福祉活動の総合調整を図る。
統括サブコーディネーター	関係課副課長(3人)	統括サブコーディネーターは、統括コーディネーターを補佐する。
圏域チーフコーディネーター	副部長など(3人)	圏域コーディネーターは、災害医療コーディネーター、薬務コーディネーター、及び保健衛生コーディネータ

		—(以下、「各分野コーディネーター」という。)、市町村及び社会福祉施設等関係機関との連携により、圏域内の被害情報や介護福祉支援ニーズ等の把握・整理を行い、総括コーディネーターに伝達するなど災害時における圏域内の介護福祉活動の調整を行う。
圏域サブコーディネーター	保健所次長等(22人)	圏域サブコーディネーターは、圏域コーディネーターを補佐する。
市町村コーディネーター	市町村福祉関連(27人)	市町村・社会福祉施設関係団体コーディネーターは、市町村内もしくは高齢者、障がい者・児童における各施設の被害情報や介護福祉支援ニーズ等の情報収集を行い、県コーディネーターに伝達するなど災害時における介護福祉活動の調整を行う。
関係団体	関係団体(6人)	

資料)徳島県

(3) 県の実情に即した保健・医療との連携策 ～群馬県

前掲の青森県、徳島県の2例は、県の中での統一性を重視した体制であるが、もう少し緩やかなかたちで保健・医療との連携を確保している団体もある。

先に掲載した青森県の場合、地域防災計画の中の災害応急対策計画内の医療、助産及び保健の項の「大規模災害時の体制」の体制図どおり、保健医療調整本部の中にD C A T調整本部が配置され、保健医療調整本部内の統括D H E A Tに対する福祉分野に係るサポートとして災害福祉コーディネーターが位置し、その体制の中で得た情報をD C A T調整本部に対して出していく構成である。

群馬県の場合、群馬県災害時保健医療福祉活動指針¹²の6節において「群馬県災害福祉支援ネットワークは、次の2本の柱（注：施設間相互応援と災害派遣福祉チーム）からなるが、それぞれ、被災市町村、被災地保健福祉事務所（保健所）及び県庁（健康福祉部）が行う災害時保健医療福祉活動と連携を図らなければならない。」とあり、災害対策本部の中の保健医療福祉部門である健康福祉部の活動と連携を図るようにと読めるが、同じページの内の「災害派遣福祉チーム（ぐんま DWAT）」の項では、「他の保健医療福祉活動チームと同様、県災害対策本部（健康福祉部）、被災地保健福祉事務所（保健所）、被災市町村の指揮を受け活動を行う。」とあり、活動時の統一性についてはここで担保されているように読める。地域防災計画では、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームは要配慮者対策の項で記述され、他で記述されている内容については医療活動との連携（トリアージや中長期へのつなぎ含む）の項において災害派遣福祉チームの派遣協定が資料として記載されている。

図- 11 群馬県災害時保健医療福祉活動指針と連携上の注意点



災害派遣福祉チーム(ぐんまDWAT) 連携上の注意点

- ・他の保健医療福祉活動チームと同様、県災害対策本部（健康福祉部）、被災地保健福祉事務所（保健所）、被災市町村の指揮を受け活動を行う。
- ・ぐんま DWAT の活動は、要配慮者への支援であり、市町村保健師が中心となって行う避難所での保健活動と活動領域・内容が重複する部分がある。要配慮者への効率的、効果的な支援を行うため、両者の役割分担や連携について共通認識を持つ必要がある。

資料)群馬県

¹² 群馬県災害時保健医療福祉活動指針

<https://www.g-shakyo.or.jp/wp-content/data/2017/04/ad4a7e0f82b1b933e99deaf12b7b990b.pdf>

以上から、群馬県の場合は地域防災計画では青森県のような体制としての記載ではなく、要配慮者支援対策として記載し、災害があった際には保健・医療と連携して活動できるよう、活動指針において災害対策本部で行われる保健医療福祉活動との連携を図り、その指揮下で活動するという統一性を担保しているという構成である。群馬県においても大規模災害時の保健医療の活動との連携は保たれているが、指針の中で実際の活動時の運用として整理されているものと理解される。

県によって環境や体制がさまざまな中、青森県のように体制にしっかりと入る県もあれば、群馬県のように運用の中で行っていくという方法もある。また、その背景には、災害福祉支援ネットワークが平時からの福祉のネットワークのありようを背景とするものであるからこそ、それぞれの災害福祉支援ネットワークの独自性に則っていくものと考えられる。

(4) その他～互いの理解の醸成

保健・医療と連携した体制をつくることは重要であるが、それ以前に互いの理解醸成を進めておく機会をつくるように進めることも必要である。

群馬県の場合、前掲の災害時保健医療福祉活動指針に則った連携を進めるために、①保健福祉事務所単位での研修・訓練、②災害医療コーディネート研修の災害派遣福祉チーム員の受講、③DMA Tロジスティクス研修の災害派遣福祉チーム員の受講、④Dチーム連携会議（DWAT、DMA T、D HEAT、DPATの県担当者と事務局担当者※延期）等を行い、それぞれの活動をクロスオーバーさせる取組を行っている。それ以外にも、DWAT先遣隊プラッシュアップ研修に保健所関係者の参加枠を追加する等している。

宮崎県の場合、今年度初めて行った災害派遣福祉チームの登録研修において、DMA T、DPAT、JRAT、DHEAT、行政保健師が出席してパネルディスカッションを行い、相互の理解醸成を図りながら連携の道筋をつくっている。

多くの団体でも以上に類似する取組は行われているが、関係性は積み重ねであることから、継続して取り組んでいくことが必要である。

3. 災害派遣福祉チームの強化

(1) 人材の段階的な育成とモチベーション維持を意識した人材育成（群馬県）

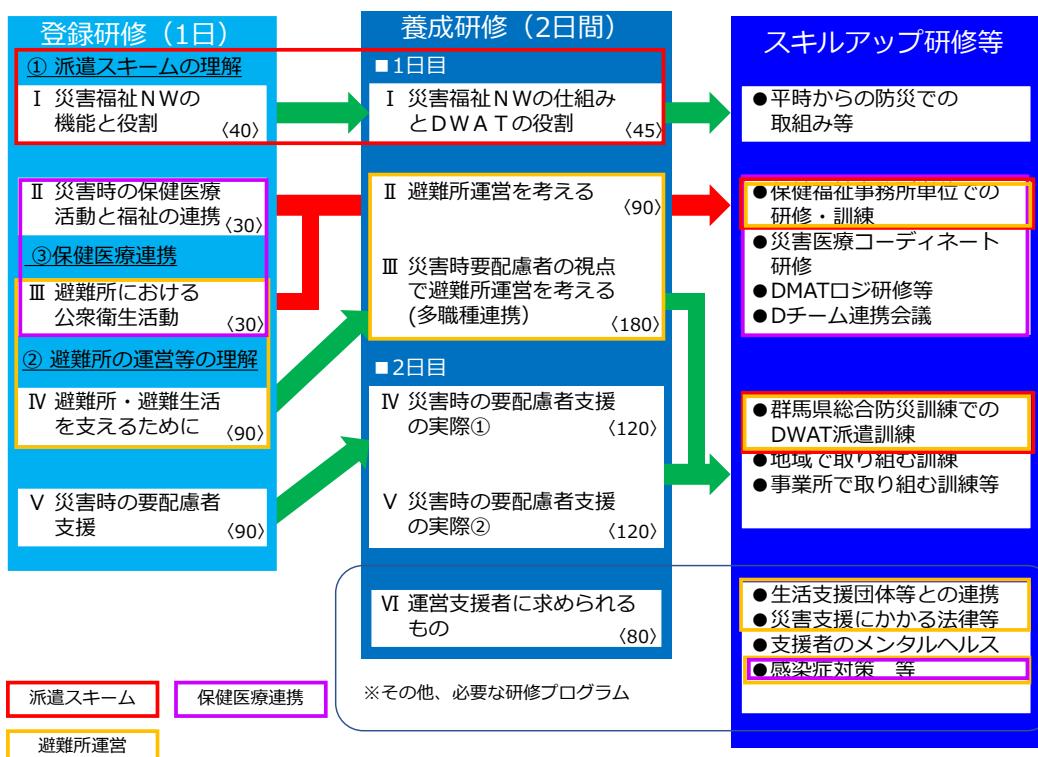
災害派遣福祉チームの活動の質を担保するのは、人材であるチーム員である。よって、チームの活動としての質を高めるには、人材の層と各層に必要な資質の設定、それを獲得するための研修等をまとめた育成計画が必要である。平時にネットワーク事務局が訓練や他分野との連携等で活動環境の整備に取り組むことも重要だが、災害派遣福祉チームは人材が重要である。研修や訓練を知識や技術の獲得を進める内容とすることで災害への対応力の向上を図ることも必要だが、チーム員の成長やモチベーション維持、チーム員の育成にも関わるチーム員等の育成や体制の重層化は、チームを維持していく上で重要である。加えて、チーム員として大事な職員を託してくれる事業所にチーム員の成長を見てもらい、活動の重要性等を理解してもらうという観点もある。

群馬県では、人材の段階的な育成とモチベーション維持を意識した人材育成とチームの重層化に取り組んでおり、ネットワーク事務局は、群馬県と群馬県社会福祉協議会が共同で担っている。

① 研修体系

群馬県では、災害派遣福祉チームの研修体系を次のように整理している。軸となるのは、災害派遣福祉チームの機能と役割等の基本的な事項を学ぶ「派遣スキーム」、活動場所となる一般避難所について考えるための「避難所運営」、活動の中で特に連携が求められる保健・医療との「保健医療連携」である。これ以外にも、活動経験を活かした先遣隊プラッシュアップ研修等、必要や機会に応じて研修が実施されている。研修カリキュラムについては、県とネットワーク事務局の他、チーム員のワーキンググループである研修・企画に関する検討委員会も参加して検討を行う。

図- 12 群馬県災害派遣福祉チームの研修体系

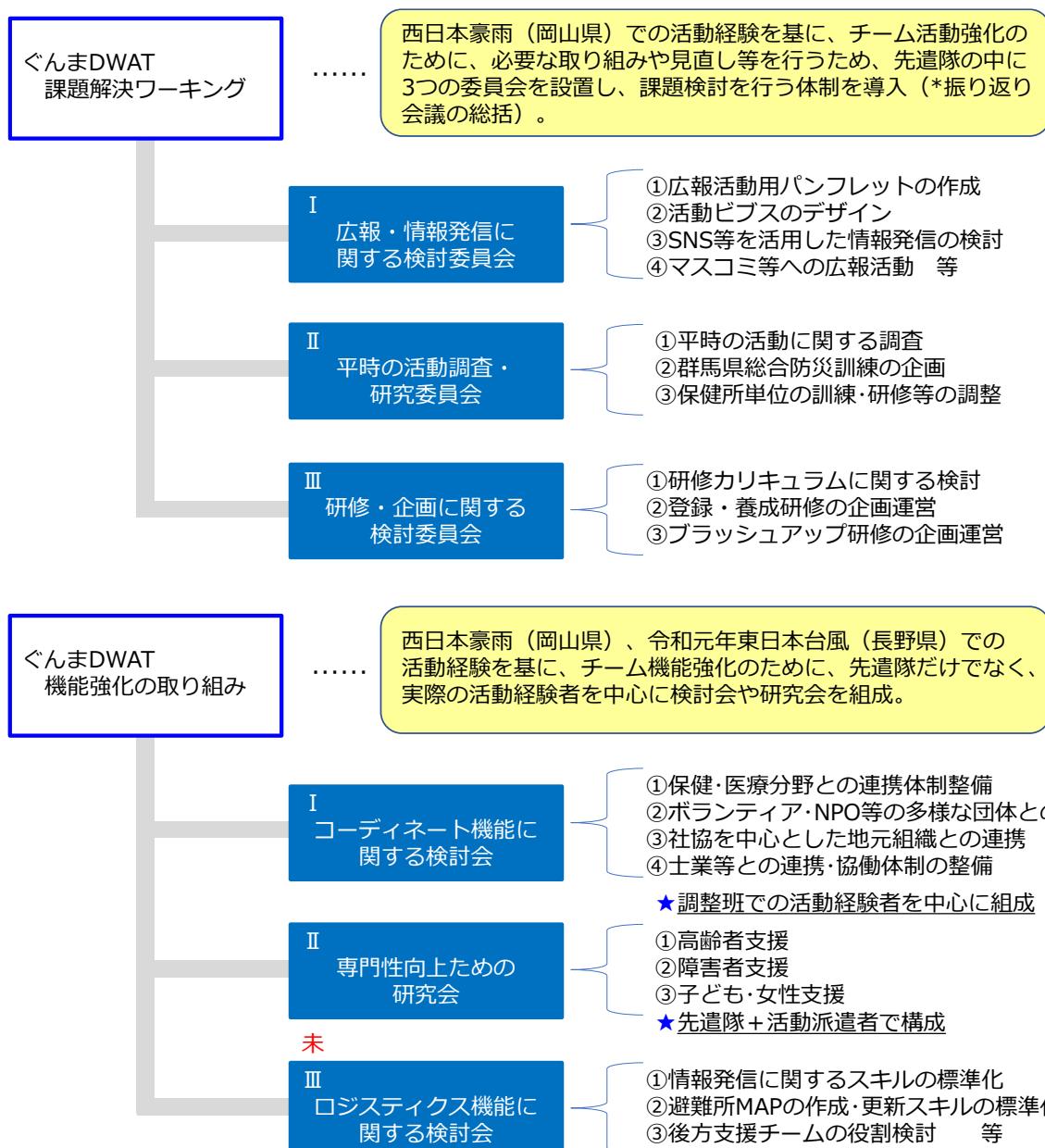


資料)群馬県・群馬県社会福祉協議会

② チーム員自身が災害派遣福祉チームの運営を考える機会

群馬県は、平成30年7月豪雨災害では岡山県、令和元年東日本台風災害では長野県に対し、災害派遣福祉チームを派遣している。その経験や気づきを今後の活動に生かすべく、先遣隊と活動経験者のチーム員に対する公募制の検討の場を設置し、各テーマに沿った議論をそれぞれ10名程度のメンバーで行っている。これは、参加するチーム員にとって、自身の活動の棚卸しと気づきを得る機会であり、その後の取組のモチベーションにもつながっている。また、外から与えられた内容ではなく、実際に活動するチーム員による検討であり、福祉専門職の眼から検討が行われることで現在の内容がより実態に即したものとしてプラスアップされること、未だ実際の活動には参加していないチーム員に対しても知識や経験を還元する機会となっている。(今年度、ロジスティクス機能に関する検討会は未実施)

図-13 群馬県災害派遣福祉チームの委員会等



資料)群馬県・群馬県社会福祉協議会

(2) チーム員の平時の活動に向けた環境整備（静岡県）

災害時に災害派遣福祉チームの活動を実効性のあるものにしていくには、災害派遣福祉チームの力を強くするだけではなく、平時において災害に強い地域づくりを進めること、そのために市町村や住民らとのつながりを強くすることが重要である。また、平時の活動は、単に災害への備えに取り組むことだけではない。チーム員同士が共に自分たちの地域に働きかけるという形態をとることで地域に活動が根付き、それぞれの所属事業所でも地域貢献がなされる。また、チーム員が地域づくりにも取り組むことで、チーム員のモチベーション喚起や維持が期待できる。

災害派遣福祉チームの活動を経験した団体の場合、災害時の活動だけではなく、平時の活動が如何に大事かに気づき、熱心に取り組んでいるところが見られ、静岡県もその一つである。静岡県のネットワーク事務局は、静岡県社会福祉協議会が共同で担っている。なお、今まで静岡県の災害派遣福祉チームは「静岡DCAT」と称していたが、令和3年4月より「静岡DWAT」となった。

① 圏域単位の支部化に向けた動き

静岡県は、伊豆半島を有し、東西にも長い形状をしている。チーム員がさらに平時の活動に取り組んでいく観点からも、圏域ごとの体制をつくることの重要性は高いことから、静岡県では災害派遣福祉チームの支部化に向けた取組を開始している。具体的には、県内を東部、西部、中部の3か所に分け、登録員所属施設の協力を受けて活動拠点を設置することで、県内で災害が起きた際の相互支援の可能性を高めるだけではなく、研修や活動等についても圏域を意識した活動を行っていくことで平時から強い地域づくりに取り組むことを目指している。

令和2年10月にはその前段階として「静岡DCAT登録員エリア別情報交換会」を開催し、チーム員は会場とweb会議ツールで参加して、議論が行われた。

図-14 情報交換会の様子



資料)静岡県社会福祉協議会

② 地域への働きかけ

平時において地域の防災力を高めていくことと併せ、市町村や地域の人々に災害派遣福祉チームの周知も図ることが必要であることから、静岡県は平時の活動にも力を入れている。しかし、実際にチーム員が平時の活動を行う場合には取り組みやすさも重要であり、そうしたきっかけや入口等があることで活動のしやすさや取り組みやすさは高まるため、ネットワーク事務局は活動の機会づくりや体制等の環境整備を進めていくことが期待される。

静岡県では、災害派遣福祉チームの周知用パンフレット、啓発用展示パネルの貸し出し事業等のほか、市町行政や自治会等で実施するイベントに向けた出前講座のチラシも作成し、災害派遣福祉チームのホームページに掲載し、募集¹³している。

令和2年度には、赤い羽根共同募金の助成を受けて災害派遣福祉チームの周知啓発用のDVD「福祉のチカラで災害関連死を防ぐ～災害派遣福祉チーム 静岡DWAT」も作成している。災害派遣福祉チームの活動についての理解、平成30年7月豪雨災害時の活動内容や効果等の照会、平時からの取組内容等も伝えることで、多くの人に知ってもらうこと、理解を得ることを目指している。チーム員の平時の活動が自律的に行われていくためにネットワーク事務局に期待されるのは、実際にチーム員が取り組みだすためのちょっとしたお膳立てや、チーム員の自律的な活動が可能となるような環境整備等による後方支援である。

図- 15 パネルの貸し出しと出前講座

災害派遣福祉チーム(静岡DWAT) 啓発用展示パネルの貸し出しについて
静岡県社会福祉協議会 経営支援課
(静岡県災害福祉広域支援ネットワーク事務局)

1 目的・概要
災害時に避難所や福祉避難所において、福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害派遣福祉チーム(静岡DWAT)の認知度を上げるために、平時において福祉施設・事業所等で実施するお祭りなどのイベントで、パネル展示を行い情報、啓発を図る。

2 貸出期間
1週間程度(1週間を超える場合は御相談ください)

3 貸出方法、パネルの返却・報告
貸出: 展示パネル(5枚)を専用ケースに入れて宅急便で送付します
(展示パネルと一緒にパンフレットと啓発用ポケットティッシュをお送りします)
返却: 同封する「着払伝票」にて宅急便で返送してください
報告: メール:s_deat@shizuoka-wol.jp あてに展示の様子を写真でお送りください。

4 申込方法
別紙の申込用紙を事務局へFAXしてください
事務局: 静岡県社会福祉協議会 緊営支援課(電話: 054-254-6231 FAX: 054-251-7508)

5 展示パネル
A1サイズ 5枚
掲載内容: 静岡DWATの活動紹介: 2枚
西日本豪雨における岡山県倉敷市内の避難所での活動写真: 3枚

災害派遣福祉チーム(静岡DWAT)

出前講座

2次被害
災害関連死の防止 要配慮者支援 災害に強い
地域づくり

皆さん、災害派遣福祉チーム(静岡DWAT)をご存知ですか?

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT

資料)静岡県社会福祉協議会

¹³ 静岡県災害派遣福祉チーム(静岡DWAT)

4. 課題改善に向けた検討

令和2年度末において、災害時の福祉支援体制の構築の着手、災害福祉支援ネットワークの立ち上げは全国で46団体となった。早い所では平成25年頃には災害派遣福祉チームの設置を行っているが、この3～4年の間に都道府県の半数以上が取り組みを開始している状況である。各団体内の災害福祉支援ネットワークは立ち上がったものの、広域間の取組としてみた場合にはようやく条件が揃い、スタートラインに立ったと言った状況である。

そのような状況であっても、災害福祉支援ネットワークを立ち上げ、災害派遣福祉チームを設置した以上、もし管内で災害が発生した場合には災害派遣福祉チームによる活動を想定することになる。災害福祉支援ネットワーク、災害福祉支援チームは、災害の二次被害を防ぎ、災害の中でも地域包括ケアシステム/地域共生社会を維持するためのものである。災害福祉支援ネットワークを立ち上げ、チーム員を確保した以上、都道府県とネットワーク事務局は必要な時に確実に活動できるようにしなければならないという責務が生じているのである。

全国調査でも明らかになった課題は、いずれも確実に災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームを稼働させる上で大事なものばかりであり、取組調査あげた内容はその課題改善のヒントとなるような例である。

(1) ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手について

ここで取り上げた岩手県の場合、東日本大震災を契機に災害派遣福祉チームの検討を開始し、既に3回の活動経験も有していることから、派遣要件、先遣調査の考え方も実践的である。既に岩手県の派遣要件を例に派遣要件の検討を行っている団体もあると考えられるが、派遣要件は都道府県やネットワーク事務局だけではなく、災害福祉支援ネットワークを構成する団体においても重要である。単純に横引きをするのではなく、それぞれの災害福祉支援ネットワークでも協議を行う等、自分たちのものとすることが大事である。こうしたことを話し合う機会があれば、構成団体からは災害時のネットワーク本部の協力も得やすくなる。

大阪府の後方支援計画は、災害派遣福祉チームの活動マニュアルに呼応するかたちで内容の具体化を図っており、全体構成としても参考になる。また、三重県の広域受援計画で参考になるのは、まずは受援を予め想定しているという点である。仮に災害の規模が小さくても、被災している中で災害派遣福祉チームの活動を立ち上げていくのは難しい場合もある。必ずしも「大規模災害」ではなかったとしても、被災地の状況や県内の状況から受援は十分にありえるのである。その場合、受援・応援の結節点となる人、誰がその役割を担うのかの整理をしっかりと行っておくことは重要である。また、受援計画を検討する場合は、現在ある受援計画の確認を行っておくことも大事である。

(2) 保健・医療分野の連携

比較的最近に災害福祉支援ネットワークの構築等に取り組んでいる団体の場合、災害派遣福祉チームの設置に向けた協議段階から保健・医療部局と協議が行われている状況も見られる。「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備」の通知は平成29年に出ており、「災害時の福祉支援体制の

「ガイドライン」は平成30年に出ていることから、時期的にも一体的に議論しやすかったとも考えられる。むしろ先行して災害派遣福祉チームの立ち上げを行っている団体の方が、改めての議論となるため、難しさもあると考えられる。

今回取組例として取り上げた青森県、徳島県の場合、災害派遣福祉チームの活動を体制の中にしっかりと入れ込み、保健医療とのつなぎ役と災害派遣福祉チームの活動に際しての差配を行う者として災害福祉のコーディネーターが位置付けられているように見える。コーディネーターの位置づけ、役割等については全国共通な像は未だ無く、そのあり方は今後の検討内容と考えられるが、体制としてはかなり組織的な体制であり、分野間のつなぎとなる人材が置かれているという構成である。一方、例として取り上げた群馬県、また本稿に記載していないが岩手県等の場合は、情報としての統一性は重視しながらも、そこまでの組織的な体制ではないように見える。

連携の仕方は各団体の実情次第でもあるが、連携は互いの専門性の理解があつてであり、徐々に醸成されるものもある。まずは災害派遣福祉チームについて知つてもらう、合同訓練等で理解を得る、最低限連携すべきところについて合意する等、段階的に進めていくことも大事である。

(3) 災害派遣福祉チームの強化

人材の育成にあたっては、人材の層、その層の人材に求められる役割と能力、その獲得方法（研修等）として整理しておくことが必要である。群馬県ではその検討を行なながら人材育成に取り組んできた結果、チーム員の研修開発や講師を担うチーム員がいる等、層の厚いチームができてきている。こうなると、ネットワーク事務局が積極的にチーム員に働きかけを行わなくても、自律的に色々な取り組むチーム員が出てくるようになり、組織としても強くなる。

静岡県の場合、チーム員が平時の活動に取り組むための機会を色々と準備している。災害時の活動のようにミッションが明確なものと比較すると、チーム員にとっては平時の活動に取り組むことの方が難しいと感じる可能性もあり、当初から自律的な活動を求めるのも難しい。平時の取組についても、研修等で考える機会を持つ、当初は事務局で場を準備してでも取り組む環境をつくる、機会を設定する等して気づきを促し、丁寧に進めていくことが大事である。

前掲の図-5「防災のサイクル」（第2章4.(3)③）でもわかるように、平時はいわば災害発生に備えている時期である。そして、平時の期間の方が圧倒的に長い。よって、災害派遣福祉チームのチーム員のモチベーションを災害時の活動だけに集中させていくと、確実に息切れする。人材育成の観点も重要なが、人材確保（維持）の観点からも平時の活動は考えておくべきである。

仮にチーム員の事業所のある地域で災害が起きた場合にはチーム員の事業所も被災し、チーム員もすぐに活動できないかもしれない。その時、近くの避難所はどうなのか。自身の事業所は大丈夫なのか。平時の活動の場合、持続することがポイントであり、持続させるには本人に腹落ちしていることが大事である。チーム員として何かをしてあげるという考え方だけではなく、まずは自分事として考えられるよう促していくことも大事である。

(4) ネットワーク事務局の運営強化に向けたポイント

次は、調査結果及び提供された災害派遣福祉チームの活動マニュアル等からネットワーク本部の実施事項を確認し、構成要素として整理を行ったポイント例である。集約される項目もあるが、まずは都道府県とネットワーク事務局でこれらの内容がカバーできるか、できない場合の代替案等について確認を行っておくことが必要である。ネットワーク事務局の運営要領等を作成する場合には、以下項目について検討し、反映させておくことが望ましいが、実際に災害があった際にその運用が可能となるよう、災害福祉支援ネットワークの構成団体を含む関係者と協議を行うことは必須である。

■ネットワーク事務局の運営強化ポイント(災害時)

カテゴリ①	カテゴリ②	項目①	項目②	内容等
NW本部の組織・運営	NW本部設置	設置基準	自動設置の基準 自動設置以外の基準	一般的には災害救助法適用規模 緊急性、情報が上がらない場合等の基準
		設置場所	NW本部の設置場所	基本となる設置場所
		代替施設の確保	代替施設のリスト 代替施設利用の基準 代替施設の周知	被災等によって使用できない場合 利用する場合の基準 利用する場合の周知方法
		設置の周知	設置の通知先 設置の伝達方法	設置した場合に連絡しておくべき先 連絡方法(セカンドプラン含)
		組織体制	組織図 構成員 代行順位 代行手順	NW本部の構成 NW本部と現地NW本部、チームとの関係 組織図を構成する者 NW本部構成員が活動できない場合の代行者 上記の場合の手順
	事務分掌	事務分掌	NW本部構成員が実施する事項 平時の組織との関係	実施事項の整理 チーム撤収後、復旧・復興の時期の支援等との関係も勘案
		動員	配備区分と配備基準 動員人数	配備区分(段階)別の配備基準(召集の基準:例)震度5等) 発災時に他との兼務はないか・ある場合に不具合や不足はないか
		勤務時間内の配備手順	職員の連絡ルート 伝達方法	設置場所以外にいる場合も検討 設置場所以外にいる場合も検討
		勤務時間外の配備手順	自主参集基準 職員への連絡ルート 伝達方法 参集方法	どのような場合に本部に参集するのか 本部設置の連絡をどこから伝えるか 本部設置の連絡をどのような方法で伝えるか 自動的に参集か・条件を設定か・声がけをもつて行うか
		NW構成団体への本部支援要請	NW本部に参集できない場合の対応 職員の安否確認 要請基準 対象となる構成団体・者 想定する役割・実施事項 伝達方法 参集方法 NW本部に参集できない場合の対応	参集できない場合の対応方法、追って参集可能となった場合の方法等 安否確認方法を明確にする NW本部支援のための要請・予め構成団体とも協議必要 NW構成団体の他、人を特定する可能性も有る NW本部で担当する内容等 依頼時の伝達方法 要請基準に基づき決定(自主参集・緊急連絡による参集等) 代替者が必要か・確保できない場合の応援要請の可能性はあるか
	チーム員への本部支援要請	チーム員への本部支援要請	要請基準 対象者 想定する役割・実施事項 伝達方法 参集方法 NW本部に参集できない場合の対応	NW本部支援のための要請 予め構成団体・所属事業所との調整等が必要 NW本部で担当する内容等 依頼時の伝達方法 要請基準に基づき決定(自主参集・緊急連絡による参集等) 代替者が必要か・確保できない場合の応援要請の可能性はあるか
		NW本部会議	NW本部会議の開催 NW本部会議の構成員 NW本部会議の協議事項	招集基準(開催を要含む) 開催・協議の方法 開催・参集できない場合の情報共有や連絡方法 NW構成団体全てか、その中の一部か等 会議での検討事項・共有内容を想定 ※本部バックアップや役割分担等が協議される可能性もある
		NW本部廃止	廃止基準	NW本部はいつ廃止するか
		現地NW本部設置	設置基準 設置場所	現地NW本部の要否含む・派遣チームが兼ねる場合も有 派遣チームが兼ねる場合、チームの活動拠点
		現地NW本部組織	組織体制 事務分掌	派遣チームが兼ねる場合の情報の連続性には留意 現地での指揮命令、調整、本部との連絡等
被害情報の収集体制	情報収集体制の確立	情報の収集体制	収集する情報 情報を収集する者の明確化 情報収集ルートの明確化 情報が確認できない場合の情報収集策	収集すべき被害情報の種類・内容等 収集者の分担も想定(都道府県・社協・種別協等団体の情報を総合) 情報が集約される先も明確にする 先遣隊等の現地派遣の要否や判断基準も併せて必要
		情報の分析体制	収集した情報の分析	災害派遣福祉チーム派遣要件に紐づく
		情報の集約方法	収集した情報の集約	集約のフォーマット・地図へのプロット等
	多様な通信手段の確保	通信手段の多重化	情報収集手段の配備 情報伝達ルートの多重化の確保	情報収集方法の整理 専用通信手段、ネット通信、SNS等の複数想定
		通信手段の多重化・耐災害化	専用パソコン・通信機器等の確保 非常電源等	複数機器等の確保 通信用非常電源の確保

カテゴリ①	カテゴリ②	項目①	項目②	内容等
災害派遣 福祉チームの派遣	災害派遣チームの派遣	派遣準備	派遣要件に基づく派遣判断	派遣要件に則った派遣判断 チーム派遣に際しての危険の有無等確認
			活動条件等の確認	活動対象・必要なチーム数とチーム員の構成 活動期間
			活動計画の立案	計画立案者・計画策定方法 活動周知の対象(チーム員・所属事業所・NW構成団体等) 活動計画のレビュー(状況を見て修正・変更の可能性有)
		チーム員の確保	チーム員の安否確認	管内被災の場合、活動可否も含み確認必要
			待機・確認	活動可能なチーム員数の確認(被災状況を見て都度確認も必要) チーム員所属事業所への連絡・説明等
		チーム組成	チーム組成	被災地及び派遣先の状況を見て、必要な量・職種等検討 現地と本部間のロジスティクスについて検討
			複数チーム派遣	統括リーダーが必要(現地NW本部の状況や役割による) チーム間での現地での情報共有策を検討
			受援の可能性	チーム員が想定数揃わない場合には受援の可能性も考えられる 想定する職能のチーム員がない場合は受援の可能性も考えられる 受援を想定する場合、どの程度の期間かの検討が必要
			チーム派遣	開催方法・伝達内容等 実施時にチーム員に渡すもの(情報・資材・資金等)の整理
		派遣終了	現地活動	現地との連絡についての内容・方法・頻度 情報のエスカレーションフローの設定
			チーム員のケア	チームからの報告の共有先(NW団体・都道府県等)
		チーム撤収	振り返り会の実施	メンタルケアに留意 知見の共有 チーム員としての気持ちの整理
	被災自治体との連携体制	連携体制	市町村担当窓口	災害派遣福祉チームに係る市町村窓口リスト 依頼・要請時のフォーマット等の提供 災害派遣福祉チームを知らない場合の対応等
	保健・医療との連携体制	保健・医療のチーム	活動状況の確認	先に活動開始している可能性は高い
		連携方法の確認		平時に連携方法が検討されていない場合は協議
		保健医療福祉の調整会議体	実施状況の確認	予め所轄部署を確認
		連携方法の確認		平時に連携方法が検討されていない場合は協議
広報	広報体制	広報に対する方針	広報対象・内容・媒体・頻度等	活動状況の計画的な公表
		広報ルールの設定		広報を行う・行わない等の判断及び実施時の決まり、規則等
	広報担当者	広報担当者の設定		取材対応者と併せて検討
	問合せ・取材対応	問合せ・取材に対する方針	取材ルールの設定	取材を受ける・受けない等の判断及び実施時の決まり、規則等
		取材対応者	取材対応者の設定	広報担当者と併せて検討
連絡調整	連絡調整体制の確立	連絡調整に係る協議	国との連絡調整担当部局との協議	災害派遣福祉チームの応援要請、それに係る情報等
受援に係る連絡調整	受援体制	応援要請先、受援窓口の指定	応援要請先(受援先)の指定	事前の関係、圏域での共同訓練等から指定がある場合 都道府県相互の応援協定等の適用
			受援調整担当等の配備	応援側との調整、受援に係る都道府県担当との調整
		受援拠点の確保	応援機関の活動拠点の確保	一般避難所が想定されるが、別途活動拠点の設定も考えられる
		資材の確保		可能な範囲で対応
		応援要員の宿泊場所の斡旋・情報提供等		可能な範囲で対応
	情報共有	連絡調整会議等の設定		応援側との情報共有・協議等の場
		情報共有の内容・共有の方法・頻度		応援側と内容・会議・メール等の方法、定例・緊急時の別等を共有
		費用の負担	他の都道府県が支弁した費用の支払	災害救助法の精算等
	応援要請	応援要請の手順	応援要請の判断基準	要請が来た場合の派遣判断に係る基準
			都道府県相互の応援協定等の適用	保健・医療の派遣状況等も確認
	受援の内容	応援要請の連絡方法		広域的な調整は国が行う
		連絡調整事項	他県の災害派遣福祉チームの派遣	チーム数・期間・その他等を伝える
			その他の派遣(事務局支援等)	先遣調査支援・NW本部及び現地NW本部支援等が想定される
		受援時の対応	受援時の県内災害派遣福祉チームの活動	応援が入った場合の県内チームの活動方針、活動場所等 県内チームと応援チームの情報共有方法・会議等の検討
応援に係る連絡調整	応援体制	応援先・応援調整窓口の指定	応援先の指定	事前の関係、圏域での共同訓練等から指定がある場合 都道府県相互の応援協定等の適用
			応援本部(調整窓口)等の設置	受援側との調整、その他期間等との渉外
		応援拠点の確保	応援機関の活動拠点の確保	受援側に確認を行う
			資材の確保	基本的に活動に必要なものは持参
			応援要員の宿泊場所の確保等	可能な限り本部にて確保・情報不明で困難な場合は
	情報共有	連絡調整会議等の設定		受援側と協議
		情報共有の内容・共有の方法・頻度		受援側と協議
		費用の負担	応援都道府県が支弁した費用の請求	災害救助法の精算等
	応援実施	応援実施の手順等	応援判断基準	要請もしくは打診が来た場合の基準
			先遣隊等の派遣	チーム派遣に際し状況確認・調整等実施
	応援の内容	都道府県相互の応援協定等の適用		保健・医療の派遣状況等も確認
		被災県からの要請がない場合の応援基準		実施に際しては国との連携も重要
		災害派遣福祉チームの派遣		状況によって活動期間中に見直す可能性もある
		人的支援		チーム数・期間・派遣先で想定される支援内容等
		その他の派遣(応援先の要請内容による)		先遣調査支援・NW本部及び現地NW本部支援等が想定される

※広域的な調整は国(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)が行う(「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」平成30年5月31日社援発0531第1号)

※本資料のエクセルについては、報告書公表のホームページ上にて別途掲載しています。

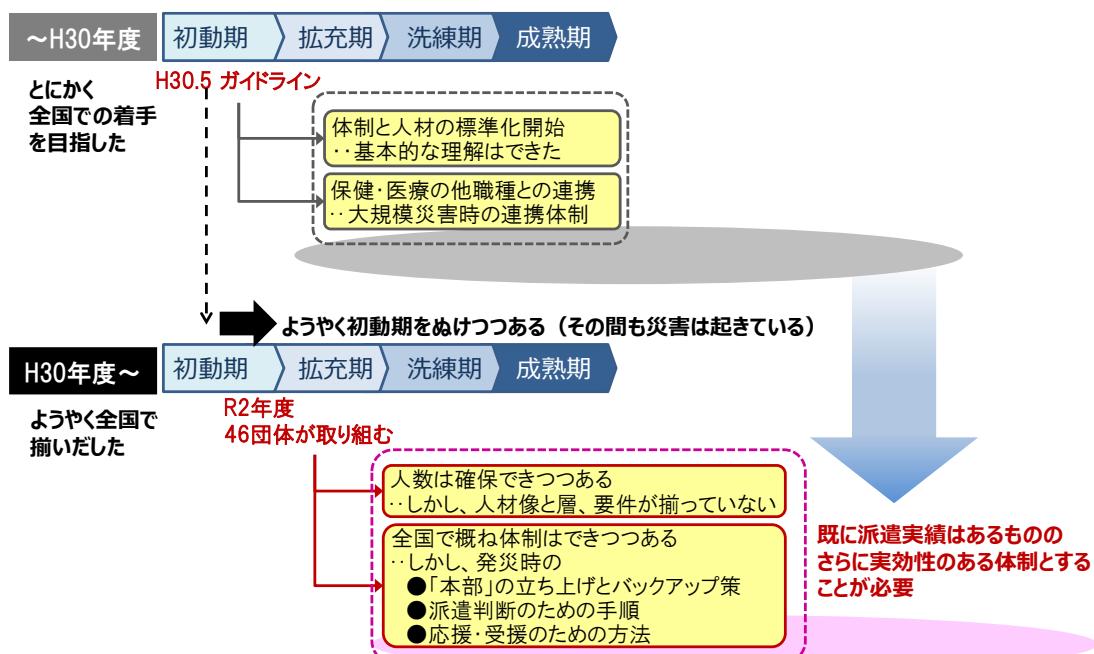
第4章 おわりに～今後の課題

東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉支援体制に取り組む団体は、10年経ってようやく全都道府県中46団体となり、災害派遣福祉チームの育成を開始しているところも40団体となつた。当初、通常業務で支援している対象が高齢者・障害・子ども等と異なる福祉専門職同士が連携して活動することについてのとまどいもみられたが、研修状況の視察等からでは、地域包括ケアシステム/地域共生社会の深耕と共に自然に受けられるようになってきている状況もみられる。福祉専門職、事業所とも災害への関心も総じて高く、チーム員の登録研修を開催すれば3桁の希望者が集まり、現在の全国のチーム員の登録者数も5,914人^{*}となつた。^{*}個人が特定できる登録者数

都道府県での取組状況はさまざまであったことから、全国での実施状況についての詳細調査、比較調査には難しい点もあったが、ようやく46団体が取り組む状況となったことで全国の現状把握と分析が可能となり、共通する課題を把握することができた。そして、ネットワーク本部の確実な稼働と災害派遣福祉チームの速やかな活動の着手、保健・医療分野の連携、災害派遣福祉チームの強化が、実効的な災害派遣福祉チームの活動に向けた喫緊の課題であることがわかった。

現在46団体が取り組むようになったものの、それはようやく災害時の福祉支援体制が立ち上がつたという状態であり、実際の稼働に向けては未だ課題が残る。一方、都道府県内の災害福祉支援ネットワークが概ね構築されたということは、大規模災害にも備えた災害時の福祉広域支援体制、災害福祉広域支援ネットワークとして具体的に語ることができるようになったということである。事業の成熟段階でいうのであれば、現在はようやく初動期をぬけつつある状況ともいえる。

図-16 群馬県災害時保健医療福祉活動指針と連携上の注意点



だが、この間も災害は起き続けている。体制やネットワークが構築され、チーム員が確保されていたとしても、災害があった際に災害福祉支援ネットワークが機能し、必要な所でチーム員が活動できなかつたら全く意味がない。そして、体制に対する信頼も失う。よって、まずは必要な際には確実に災害福祉支援ネットワークを機能させ、必要な所で災害派遣福祉チームが確実に活動できるよう、都道府県とネットワーク事務局を担う団体ではネットワーク事務局の体制整備を進めていくことが重要である。その際には、災害時にも協力が得られるように、災害福祉支援ネットワークの構成団体にはさらなる理解の醸成と関係性の強化を働きかけていくことが重要である。

また、今後の新たな課題として考えられるのは、災害福祉のコーディネーターである。今回の調査でも検討している団体が散見されたが、未だ統一されたコーディネーターの定義等は無い。しかし、災害福祉のコーディネーターの機能としては、災害時に保健・医療・福祉が連携する際の調整、災害派遣福祉チームの活動に向けた調整や情報収集、応援によって他県の災害派遣福祉チームが派遣される場合には応援側の県のネットワーク本部との調整等、被災地での災害派遣福祉チームの活動の鍵を握る内容が考えられる。全国で災害福祉のコーディネーターの配置を志向する複数団体においても、その役割や人材像は必ずしも共通ではないようにみえる。涉外・調整・情報収集等において重要な位置づけとなることが考えられるため、その内容や要件の定義は統一・共通させることが必要である。

本調査研究の実施に際しては、調査回答にご協力いただいた都道府県及びネットワーク事務局、チーム員の方々から多くの意見や情報を頂くことで進めていくことができました。また、取組事例として掲載させて頂いた団体からは、資料と情報の提供を頂きました。以上の方々のご協力がなければ本調査研究は成立するものではなく、末尾とはなりますがこの場を借りて感謝申し上げます。

今回、詳細調査がかないませんでしたが、令和2年7月豪雨災害では熊本県において2度目の災害派遣福祉チームの県内派遣が行われ、新型コロナ禍の中で活動をされています。感染症と一般避難所という課題の中、支援活動に関わられたすべての方々に敬意を表すると共に、被災された方々が一日も早く日常の生活を取り戻されるよう祈念いたします。

資料

- ・災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼函）
- ・災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼状）

令和3年1月20日

令和2年度 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い

株式会社 富士通総研

前略 平素より大変お世話になっております。

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）」により「災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DWAT）の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

本調査研究は、平成23年度に弊社が実施いたしました「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」（老人保健健康増進等事業）を契機とし、災害の多い日本において、災害による二次被害を防ぎ、災害時にも地域包括ケアシステム/地域共生社会を維持させようとする自治体の方々への一助となるべく調査研究を進めております。

平成30年5月に厚生労働省より「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号）にて「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示され、昨年は「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（厚労省委託事業として全国社会福祉協議会が実施）等も行われる等、チーム員の確保・確保育成の取組は進み、最近では令和元年度台風19号では複数県で、令和2年7月豪雨では熊本県において災害派遣福祉チームの活動が行われたところです。

このように全国で災害派遣福祉チーム員の登録・育成、組成が進む一方で、継続して課題となっているのは、発災時の都道府県と事務局（発災後は本部）の運営強化となっています。このことは、災害派遣福祉チームが組成されたとしても、その実効性を担保するために不可欠であり、取り組まれている各都道府県においても共通課題であるかと存じます。

本調査研究では、災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チームの推進策として、ネットワーク事務局の運営要領案についての検討を進めておりますが、そのためには取り組んでおられる都道府県御担当課及びネットワーク事務局の実態について是非とも教えて頂きたいと思っております。また、昨年度末に実施予定であった調査が新型コロナ感染の影響から中止となりましたため、その後の取組状況等も教えて頂き、取りまとめをさせて頂くことで相互の情報共有にも活用頂ければと思っております。

年度末、また新型コロナ感染症の対応等でご多忙の中を恐縮ですが、是非とも本調査へのご協力を賜りたく宜しくお願ひいたします。

下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上で回答頂き、メールに添付のうえ、返送用アドレス（fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com）に**令和3年2月10日（水）まで**に返信いただけますよう宜しくお願いします。

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

担当： 株式会社富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 芦澤、森川、名取
御質問がある場合は fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com までご連絡をお願いします。

※現在テレワーク中のため、申し訳ありませんが御電話については折り返しとさせて頂きます。

【アンケート入力時のお願い】

※一昨年度調査（平成 30 年度）まではワードに入力頂いておりましたが、今年度はエクセルにて調査票を作成しております。質問は平成 30 年度調査と重なる所もありますので、ご回答に際しては当時の貴都道府県の回答内容のご確認、もしくは以下にあります調査報告書のデータ編をご確認頂いて追記修正頂く等して、なるべくお手間を省いて頂ければと思っております。

「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究（データ版）」

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2018saigaifukushi.html>

- ① 記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。もし事務局を外部に委託されている場合は、必要に応じてご確認をお願いします。
- ② エクセルの調査票は、選択肢についてはプルダウン、文章については当該の枠にご記入をお願いします。
- ③ 回答箇所はブルーの網掛がされております。但し、選択頂いた回答次第で、回答不要な個所はグレーに網掛がされます。回答箇所以外の場所には文字入力できないよう設定しておりますが、書式変更も行わないようお願いします。
- ④ もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。また、参考となる資料が公表されている場合には、URL を教えて頂けると助かります。
- ⑤ 調査票を保存する際は、必ずエクセルの保存形式でお願いします。
- ⑥ ファイル名については、次のようにお願いします。

00□□県（調査票）

↑
都道府県コード 都道府県名

- ⑦ 返送メールの件名は、次のようにお願いします。

00□□県（災害福祉広域支援ネットワーク調査回答）

↑
都道府県コード 都道府県名

【ご参考まで】

令和元年度「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」

（生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

令和元年度「地域包括支援センターやケアマネジャーの災害時支援のあり方に関する調査研究事業」

（老人保健健康増進等事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaijishien.html>

平成 29 年度「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」

（生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>

災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

災害時の福祉支援体制の構築についての調査

- ※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力ををお願いいたします。
- ※ 入力は、水色 部分のみ可能となっています。選択式の設問は「▼」をクリックし、表示されたリストから選択してください。
- ※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に添付もしくはURLを教えていただけると幸いです。

回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	
e-mail	

I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1

全ての都道府県にうかがいます。

貴都道府県では、貴都道府県内で災害が発生した場合、要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。

※なお、
「1.既に構築している」は、「府内調整及び関係団体と協議体を設立している・人員派遣の協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」。
「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、府内調整の実施、関係団体と協議体設立に向けての検討・人員派遣の協定締結に向けての検討をしている状態」。
「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「都道府県としては体制構築を考えているが、関係団体等とは協議体の設立・協定の締結等、具体的な検討には至っていない状態」…とします。

(1つ選択)	問1
1 既に構築している	→問2-1へ進む
2 現在構築中である	→問2-1へ進む
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	→問2-2へ進む
4 未定	→問2-2へ進む
5 予定はない	→問2-3へ進む
6 その他	→問3へ進む

問2-1

問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。

既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合で内容が概ね決まりつつある場合は予定している内容を記述し、今後検討する場合は、「未定」と記述してください。

① その体制はどのような内容でしょうか。

(1つ選択)	問2-1①
1. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている	→(1)へ記述
2. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途「都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している	→(2)へ記述
3. その他	→(3)へ記述

(1) 設問①で、「1」と回答した方は、その内容を記述お願ひます。

0字 協議会等名称	
0字 その内容	

※要綱等提供頂ける資料があれば添付下さい

(2) 設問①で、「2」と回答した方は、その内容を記述お願ひします。

0字 協定等名称	
0字 協定の締結者	
0字 内容	

※協定等提供頂ける資料があれば添付下さい

(3) 設問①で、「3」と回答した方は、その内容を記述お願いします。

0字 名称	
0字 内容	

② 災害時の福祉支援体制の稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、または予定時期を教えて下さい。

1. 開始した（年度記述）	間2-1 ②
2. 開始予定である（年度記述）	
3. 時期未定	
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始時期、予定時期を教えてください。（記入例：2015年4月） ⇒	

③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先の団体を教えてください。（団体名を記述）

※分類が不明な場合は「4.その他」にまとめて記述して頂いても結構です。 ※団体リスト等がある場合は、添付頂いても結構です。	
1. 社会福祉協議会等	
0字 社会福祉協議会 経営者協議会等	
2. 種別協（事業者団体）	
0字 高齢者福祉	
0字 障害児・者	
0字 児童・母子	
0字 その他	
3. 職能団体	
0字 専門職の団体	
4. その他	
0字 他職種の団体	

④ 現在、体制に未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。（記述）

0字	
----	--

⑤ 災害時の福祉支援体制による支援の主な対象と対象者、理由を教えてください。

※なお、「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号）では、
対象先については一般避難所（注：指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所）で福祉支援を行うチームの
派遣を想定し、災害時要配慮者についても高齢者や障害者、子ども等を例に挙げています。

⑤-1 支援の主な対象先（該当するもの全て「○」を選択してください）

1. 一般避難所	間2-1⑤-1
2. 福祉避難所	
3. 社会福祉施設等	
4. 要配慮者の居宅	
5. その他（記述）	
0字 ⇒	
6. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象先としている理由を教えてください。(記述)
0字

⑤-2 支援の主な対象者(該当するもの全て「〇」を選択してください)	問2-1⑤-2
1. 高齢者	
2. 障害者・児	
3. 乳幼児	
4. その他(記述) 0字 ⇒	
5. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象者としている理由を教えてください。(記述)
0字

⑥ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類について教えてください。
(該当するもの全て「〇」を選択してください)

問2-1⑥	
1. 暴風	
2. 豪雨	
3. 豪雪	
4. 洪水	
5. 高潮	
6. 地震	
7. 津波	
8. 噴火	
9. 原子力災害	
10. その他 0字 ⇒	

⑦ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。(記述)

担当部署名	
※複数部署が関わっている場合、主担当の部署名	

⑧ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例: 庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検討状況等について教えてください。(記述)
0字

⑨ 災害時の福祉支援体制の事務局を担うのはどちらですか。
(1つ選択)

問2-1⑨	
1. 都道府県が担う	
2. 都道府県と団体が共に担う	→ (1)へ記述
3. 団体が担う	→ (1)へ記述
4. その他	→ (2)へ進む
5. 未定	

(1) 設問⑨で、「2.都道府県と団体が共に担う」、「3.団体が担う」と回答した方はその団体名を記述お願いします。(記述)
0字

(2) 設問⑨で、「4.その他」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)
0字

⑩ 事務局を担当している人の数を教えてください。(数字記入)

問2-1⑩	
専任	名
兼務	名

⑪ 事務局はどのような費用で運営されていますか？（複数選択可能）

(該当するもの全て「〇」を選択してください)		問2-1⑪
1. 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業(都道府県から申請)		
2. 都道府県による独自予算		
3. 民間団体による助成等		
4. その他(記述) 0字		

⇒

⑫ 災害発生時には「事務局」が「本部」となることが想定されますが、そのバックアップ機能を確保していますか。

(1つ選択)		問2-1⑫
1. 確保している → (1)へ記述		
2. 確保していない		

(1) 設問⑫で、「1.確保している」と回答した方はバックアップの方法を記述お願いします。(記述)

0字	
----	--

⑬ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する災害派遣福祉チームの人員確保や育成をされていますか。

(1つ選択)		問2-1⑬
1. 開始している → 設問⑬-1へ進む		
2. 開始予定【以下、開始予定年月を教えてください(記入例 2011年4月)】→ 設問⑬へ 開始予定年月⇒		
3. 開始していない → 設問⑭へ		

⑬-1 人員確保の方法と登録条件について教えてください。

以下の設問⑬-1～⑬-3では、「1.はい」「2.いいえ」を選択し、「1.はい」の場合はその詳細を記述お願いします。

(1) 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している (※個人を特定していない)		問2-1⑬-1(1)
協定の締結先 例:団体、施設等		
確保した人員数	名	
登録条件 (職種・経験年数等)		

選択肢
1. はい
2. いいえ

(2) 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している(※個人を特定している)		問2-1⑬-1(2)
協定の締結先 例:団体、施設、登録者個人等		
確保した人員数	名	
登録条件 (職種・経験年数等)		

選択肢
1. はい
2. いいえ

(3) 個人による応募も受け付けている		問2-1⑬-1(3)
確保した人員数	名	
登録条件 (職種・経験年数等)		

選択肢
1. はい
2. いいえ

(4) その他の人員確保の方法があれば、教えてください。(記述) 0字	
--	--

⑬-2 役割や能力を意識した災害派遣福祉チームの人物の層や人材像、その育成策について、以下より1つ選択してください。
(人材の層の例：統括リーダー、チームリーダー、チーム員、ロジスティクス等)

(1つ選択)		問2-1⑬-2
1.	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	
2.	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	
3.	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	
4.	特に人材の層や人材像は設定していない	

⑬-3 令和2年度の研修や訓練の実施状況について教えてください。

(「1」「2」どちらか選択)		問2-1⑬-3
1.	今年度実施した(もしくは今年度中に実施予定である)----- → (1)へ進む	
2.	今年度は実施していない----- → ⑬-4へ進む	

(1) 昨年度「導入研修」が公表されましたか、それを用いて研修はされましたか。		問2-1⑬-3(1)	選択肢
(「1」「2」どちらか選択)		1. 実施した 2. 実施していない	

(2) 今年実施した研修・訓練について教えてください(4件まで)

研修1 ※可能であれば次第を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	0字
4) 内容	
研修2 ※可能であれば次第を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	0字
4) 内容	
研修3 ※可能であれば次第を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	0字
4) 内容	
研修4 ※可能であれば次第を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	0字
4) 内容	

⑬-4 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方について教えてください。

(1つ選択)		問2-1⑬-4
1.	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	
2.	促してはいるが、各チーム員に任せている	
3.	特に促してはいない	

⑬-5 平時におけるチーム員の活動状況について教えてください。

(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている
4. その他(以下記述)

0字



問2-1⑬-5

選択肢

1. はい
2. いいえ

⑬-6 平時におけるチーム員との関わりについて教えてください。

(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している(SNS等)
4. その他(以下記述)

0字



問2-1⑬-6

選択肢

1. はい
2. いいえ

⑭ 活動に際し、資機材等は確保していますか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-1⑭

選択肢

1. 確保している
2. 確保していない

(1) 設問⑭で、「1.確保している」と回答した方は、次のうち該当するものを全て選択してください。

(該当するもの全て「○」を選択してください)

1. ピブス
2. モバイルパソコン
3. プリンタ
4. 携帯電話
5. 衛星電話
6. トランシーバ
7. デジタルカメラ
8. 車両
9. 自家発電機
- 10.その他(以下記述)

0字



問2-1⑭-1

⑮ 貴都道府県内に災害が発生した際の、都道府県・事務局（発災時には本部）・災害派遣福祉チームの具体的な動きについての検討状況を教えてください。

⑮-1 災害が発生した場合の本部の体制や立ち上げ手順について教えてください。

(1つ選択)

1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている → (1)へ記述
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない
3. 検討中である

問2-1⑮-1

(1) 設問⑮-1で、「1.…具体的に整理して決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例:本部の運営マニュアル等)

0字

⑮-2 災害が発生した場合の災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等について教えてください。

(1つ選択)

1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している → (1)へ記述
2. 概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない
3. 検討中である

問2-1⑮-2

(1) 設問⑮-2で、「1.…具体的に決めて合意している」と回答した方にうかがいます。それは例えなどのような内容でしょうか。(記述)
(例:本部応援のための人員派遣等)

0字

⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集について教えてください。

(1つ選択)

1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている → (1)へ記述
2. 概要是定めているが、具体的な内容は決まっていない
3. 検討中である

問2-1(⑯-3)

(1) 設問⑯-3で、「1.…具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例：本部の運営マニュアル等)

0字

⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法について教えてください。

(1つ選択)

1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている → (1)へ記述
2. 概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない
3. 検討中である

問2-1(⑯-4)

(1) 設問⑯-4で、「1.…具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例：本部の運営マニュアル等)

0字

⑯-5 災害が発生した場合のチームの組成方法について教えてください。

(1つ選択)

1. チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている → (1)へ記述
2. 概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない
3. 検討中である

問2-1(⑯-5)

(1) 設問⑯-5で、「1.…具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例：本部の運営マニュアル等)

0字

⑯ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制※」と災害時の福祉支援体制の関係について教えてください。

※「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 平成29年7月5日)

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/10600000-Daijinbanboukouseikagakuka/29.0705_hokeniryoukatsudoutaiseiseibi.pdf

(1つ選択)

1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている → (1)へ記述
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている
3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している
4. 検討中である
5. 想定していない

問2-1(⑯-1)

(1) 設問⑯-1で、「1.…体制の中に位置づけられている」と回答した方にうかがいます。その体制の名称・内容等を教えてください。
また、宜しければ資料、URLを提供ください。(記述)

0字

⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動について教えてください。

(1つ選択)

1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている → (1)に進む
2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である → (2)に進む
3. 連携した活動は特に想定していない → (3)に進む

問2-1(⑯-2)

(1) その場合の連携方法、活動時の情報共有策は決まっていますか。

(1つ選択)

1. 具体的に決まっている
2. 概要是決まっている
3. 今後の検討である

問2-1(⑯-2(1))

(2) 協議を進めて行く上での課題があれば教えてください。(記述)

0字

(3) 「連携した活動は特に想定していない」理由を教えてください。(記述)

0字

⑯-3 災害時に保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組みがあれば教えてください。	問2-1⑯-3 〔「1」「2」どちらか選択〕	選択肢 1. ある 2. 特にない
(1) 設問⑯-3で、「1.ある」と回答した方は、詳細を教えてください。(例:互いの研修への講師派遣、訓練の共同実施、意見交換の実施等)(記述) 0字		

⑰ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置づけをされていますか。 (1つ選択)	問2-1⑰ 〔「1」「2」「3」「4」から一つ選択〕
1. 位置付けられている	
2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
3. 未定	
4. その他(以下記述) 0字	⇒

⑯・貴都道府県内の各市区町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況を教えてください。(記述) 例) 市区町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市区町村の検討支援、訓練支援等 0字	
---	--

* 宜しければ資料、URLを提供ください。

⑯・災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等への取組み状況を教えてください。(記述) 例) 住民向けパンフレットやセミナー開催等 0字	
---	--

* 宜しければ資料、URLを提供ください。

[→問3へ進む](#)

問2-2 間1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定期限を教えてください。 (1つ選択)	問2-2① 〔「1」「2」「3」「4」「5」から一つ選択〕	
1. 開始時期は決定している(年度記述)		
2. おおよその開始時期は想定している(年度記述)		
3. 未定		
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始予定期限を教えてください。(記入例:2021) 0字	⇒	年度または年頃

② その時期とした理由を教えてください。(記述)

0字	
----	--

③ 災害時の福祉支援体制の事務局についてはどのように想定されていますか。

(1つ選択)	問2-2③ 〔「1」「2」「3」「4」「5」から一つ選択〕
1. 都道府県が担うことを想定	
2. 都道府県と団体が共に担うことを想定	→(1)へ記述
3. 団体が担うことを想定	→(1)へ記述
4. その他が担うことを想定	→(2)へ記述
5. 未定	

(1) 設問③で、「2」、「3」と回答した方は想定する団体名を記述お願いします。(記述) 0字	
--	--

(2) 設問③で、「4」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述) 0字	
---	--

- ④ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。
 ④-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制※」と災害時の福祉支援体制の関係として、想定されるものを教えてください。

※「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 平成29年7月5日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000010600000-Daijinkenboukouseikagakuwa/29_0705_hokenniryoushoudoutaiseiseibi.pdf

(1つ選択)

1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づける予定である
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理する予定である
3. 検討中である
4. 想定していない

問2-2④-1

- ④-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動として想定していることを教えてください。

(「1」「2」どちらか選択)

1. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である →(1)に進む
2. 連携しての活動は特に想定していない →(2)に進む

問2-2④-2

(1) 協議を進めて行く上で課題があれば教えてください。(記述)
 0字

(2) その理由を教えてください。(記述)
 0字

- ⑤ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置付ける予定ですか。

(1つ選択)

1. 位置付ける予定である
2. 位置付ける予定はない
3. 未定

問2-2⑤

- ⑥ 現時点では貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

(「1」「2」どちらか選択)

選択肢
1. ある
2. ない

- (1) 設問⑥で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

→問3へ進む

問2-3 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

- ① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。(記述)

0字

- ② 現時点では貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

(「1」「2」どちらか選択)

選択肢
1. ある
2. ない

- (1) 設問②で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

→問3へ進む

II. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況についてうかがいます。

東日本大震災では同一県内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。また、熊本地震では、熊本DCATと連携して岩手県・京都府の災害派遣福祉チームが、平成30年7月豪雨災害では、岡山県において岡山DWATと連携して青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府が避難所で支援活動を行い、あらためて災害時にも福祉支援が提供されることが確認されたところです。先般のガイドライン発出を受け、現在、都道府県内に災害時の福祉支援体制の構築が進んでいますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも重要であると考えられます。

問3 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性（受援）を想定されていますか。

(「1」「2」どちらか選択)

- | | |
|-----------|---------|
| 1 想定している | →①、②へ進む |
| 2 想定していない | →③へ進む |

問3

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。その場合の連携方法、活動時の情報共有策は決まっていますか。

(1つ選択)

- | |
|-----------|
| 1. 検討済である |
| 2. 検討中である |
| 3. 未検討である |

問3①

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。受け入れる際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問4 全ての都道府県にうかがいます。他県で災害が発生した場合、貴都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性（応援）を想定されていますか。

(「1」「2」どちらか選択)

- | | |
|-----------|---------|
| 1 想定している | →①、②へ進む |
| 2 想定していない | →③へ進む |

問4

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等について検討されていますか。

(1つ選択)

- | |
|-----------|
| 1. 検討済である |
| 2. 検討中である |
| 3. 未検討である |

問4①

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。派遣する際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問5 全ての都道府県にうかがいます。広域派遣の可能性を想定し、次を実施されたことはありますか。

(該当するもの全て「○」を選択してください)

- | |
|-----------------------------|
| 1 他県の研修や訓練等の視察 |
| 2 他県との研修や訓練等の共同実施 |
| 3 他県との情報交換会・意見交換会の実施 |
| 4 他県との連携に向けた会議の開催 |
| 5 応援・支援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討 |
| 6 その他(記述) |

問5

⇒

III. 貴都道府県での実際の活動経験についてうかがいします。

問6 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県には災害派遣福祉チームの派遣経験はありますか。（県内派遣・県外派遣問わず）

(「1」「2」どちらか選択)

1 ある-----	→①へ進む	問6
2 ない-----	一問7へ進む	

① 活動状況について教えてください。（3つまで記述）

災害の名称		
活動形態 (ブルダウン選択)		
派遣先(自治体名)		
活動場所 (該当するもの全て「○」を選択して下さい) 0字	1. 一般避難所	
	2. 福祉避難所	
	3. 福祉施設等事業所	
	4. 被災者の自宅	
	5. その他(以下記述)	
活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)		
派遣されたチームの数(計)	チーム	
派遣されたチーム員 (延べ人数)	人	
保健・医療との連携状況 (記述)		

＜選択肢＞
1. 貴都道府県内への災害派遣
福祉チームの派遣
2. 他県への災害派遣福祉チー
ムの派遣

災害の名称		
活動形態 (ブルダウン選択)		
派遣先(自治体名)		
活動場所 (該当するもの全て「○」を選択して下さい) 0字	1. 一般避難所	
	2. 福祉避難所	
	3. 福祉施設等事業所	
	4. 被災者の自宅	
	5. その他(以下記述)	
活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)		
派遣されたチームの数(計)	チーム	
派遣されたチーム員 (延べ人数)	人	
保健・医療との連携状況 (記述)		

＜選択肢＞
1. 貴都道府県内への災害派遣
福祉チームの派遣
2. 他県への災害派遣福祉チー
ムの派遣

災害の名称		
活動形態 (ブルダウン選択)		
派遣先(自治体名)		
活動場所 (該当するもの全て「○」を選択して下さい) 0字	1. 一般避難所	
	2. 福祉避難所	
	3. 福祉施設等事業所	
	4. 被災者の自宅	
	5. その他(以下記述)	

＜選択肢＞
1. 貴都道府県内への災害派遣
福祉チームの派遣
2. 他県への災害派遣福祉チー
ムの派遣

活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)		
派遣されたチームの数(計)		チーム
派遣されたチーム員 (延べ人数)		人
保健・医療との連携状況 (記述)		

- ② 災害派遣福祉チームが活動した後、次について実施されましたか。次のうち該当するものを全て選択してください。

(該当するもの全て「○」を選択してください)	問6②
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し	
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有	
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成	
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂	
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成	
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂	
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供	
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供	
9. その他(記述)	

0字



- ③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたことについて教えてください。(記述)

0字 都道府県	
0字 事務局	
0字 チーム員	
0字 市町村等自治体	
0字 その他	

- ④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できることがあれば教えてください。(記述)

0字 都道府県	
0字 事務局	
0字 チーム員	
0字 市町村等自治体	
0字 その他	

IV. 災害時の福祉支援体制全般についてうかがいます。

問7 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでおられることがあれば教えてください。（記述）

0字

問8 その他、災害時の福祉支援体制の構築に向けての意見等があればお書きください。（記述）

0字

災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業

(令和 2 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

発行月 令和 3 (2021) 年 3 月

発行者 株式会社 富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25 富士通ソリューションスクエア C 棟 7 階

tel. 03 (6424) 6752 fax. 03 (3730) 6800

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載